

3月8日(金)

出席委員

委員長 まつざわ 和昌
副委員長 このの 孝子
同 吉田 ゆみこ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 澤田 えみこ
同 ひがし ゆき
同 木村 健悟
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せお 麻里
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子

委員 横山 由香理
同 石田 しんご
同 筒井 ようすけ
同 つる 伸一郎
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 こしば 新
同 松永 よしひろ
同 中塚 亮
同 石田 秀男
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 若林 ひろき
同 西村 直子
同 せりざわ裕次郎
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

石田 ちひろ

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

| | | | |
|------------------------|-----------|-------------------|-------------------|
| 区 長 | 森 澤 恭 子 | 保育教育運営担当課長 | 今 井 達 也 |
| 副 区 長 | 桑 村 正 敏 | 保 育 支 援 課 長 | 石 井 健 太 郎 |
| 副 区 長 | 新 井 康 | 福 祉 部 長 | 今 井 裕 美 |
| 企 画 部 長 | 久 保 田 善 行 | 福 祉 計 画 課 長 | 東 野 俊 幸 |
| 企 画 課 長 | 佐 藤 憲 宜 | 障 害 者 施 策 推 進 課 長 | 川 崎 由 布 子 |
| 財 政 課 長 | 遠 藤 孝 一 | 障 害 者 支 援 課 長 | 松 山 香 里 |
| 総 務 部 長 | 堀 越 明 | 高 齢 者 福 祉 課 長 | 菅 野 令 子 |
| 総 務 課 長 | 勝 亦 隆 一 | 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 | 川 原 由 香 乃 |
| 人 事 課 長 | 崎 村 剛 光 | 生 活 福 祉 課 長 | (生活支援臨時給付金担当課長兼務) |
| 子 ども 未 来 部 長 | 柏 原 敦 | 豊 嶋 俊 介 | |
| 子 ども 育 成 課 長 | 藤 村 信 介 | 健 康 推 進 部 長 | (品川区保健所長兼務) |
| 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長 | 染 谷 洋 紀 | 阿 部 敦 子 | |
| 児 童 相 談 所 開 設 準 備 課 長 | 長 谷 川 彰 | 国 保 医 療 年 金 課 長 | 池 田 剛 |
| 子 育 て 応 援 課 長 | 飛 田 則 文 | 会 計 管 理 者 | 大 串 史 和 |
| 保 育 課 長 | 立 木 征 泰 | 教 育 長 | 伊 崎 み ゆ き |
| | | 教 育 次 長 | 米 田 博 |

○10時00分開会

○まつざわ委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出第3款民生費、ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○遠藤財政課長　本日もよろしくお願いたします。

224ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は27億1,142万3,000円で、225ページ中段やや下、八潮南特別養護老人ホーム等増改築は、施設整備に向けた工事を進めてまいります。

227ページ6行目、孤独・孤立対策推進事業は新規計上であります。

左側226ページ、2目障害者施策推進費は4億5,118万7,000円で、229ページ中段、戸越地区児童発達支援センター等整備は、大原児童発達支援センターの令和7年度開設に向けて改修工事を進めてまいります。

230ページ、3目障害者支援費は111億429万8,000円で、233ページ7行目、重度障害者等就労支援特別事業、239ページ下から2行目、医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業、および241ページ4行目、品川区障害福祉職員居住支援手当は新規計上であります。

左側240ページ、4目高齢者福祉費は79億9,300万6,000円で、243ページ下から5行目です。荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事は、老朽化した施設の改修工事を引き続き進めてまいります。

245ページ下から4行目、品川区介護職員居住支援手当は新規計上であります。

246ページ、5目高齢者地域支援費は11億5,601万円で、247ページ中段やや下、認知症高齢者支援事業でその4行下、認知症伴走型支援事業は新規計上であります。その1行下、高齢者活動支援事業では下から5行目、デジタル活用による高齢者社会参加促進事業は、スマートフォンを用いたアプリゲームの体験教室を行います。またその1行下、補聴器購入費助成事業は所得制限なしで購入費の助成を行います。

250ページ、6目国保医療年金費は99億4,665万8,000円であります。

以上によりまして、社会福祉費の計は333億6,258万2,000円で、対前年10.7%の増であります。

2項児童福祉費、1目子ども育成費は48億4,850万8,000円で、253ページ中段やや下、(仮称)八潮在宅子育て支援施設の整備では、令和7年度の開設に向けた整備工事等を行ってまいります。

255ページ下から7行目、子ども若者拠点整備および南品川児童センター改築では、特色ある児童センターづくりの取組として基本・実施設計を行ってまいります。

257ページ下から3行目、品川区子ども計画策定は新規計上でございます。

258ページ、2目子ども家庭支援センター費は9億5,564万1,000円で、右側259ページ下から7行目、ヤングケアラー支援事業では、ヤングケアラー本人および家族に対しまして、配食サー

ビス、学習支援等を新たに実施いたします。

260ページ、3目児童相談所費は16億4,704万9,000円で、令和6年10月の児童相談所、一時保護所の開設に向けて、東京都からの一時保護受託や必要備品の購入を行うほか、開設後におきましては児童相談所、一時保護所の運営を行ってまいります。

262ページ、4目子育て応援費は122億6,589万2,000円で、265ページ中段やや下にあります児童手当（制度改正拡充分）では、令和6年10月以降の所得制限撤廃等の国の制度の改正に伴う経費を新規計上しております。

266ページ、5目保育入園調整費は42億993万6,000円で、269ページ1行目、保育園改築事業の中にあります、同ページの中段にあります、こちらは新たに東五反田保育園の改築に伴う基本・実施設計を進めてまいります。

270ページ、6目保育施設運営費は344億7,265万2,000円で、279ページ中段やや上になります医療的ケア児保育支援事業、保育所・幼稚園による地域の子育て支援、およびBCP策定支援業務委託は新規計上であります。

282ページ、以上によりまして、児童福祉費の計は583億9,967万8,000円で、対前年10.3%の増であります。

3項生活保護費、1目生活保護費は287ページ下から8行目、生活困窮者自立支援事業ではその3行下、フードパントリー事業を実施し、引き続き生活困窮者が自立した生活を送れるよう支援してまいります。

左側286ページ、以上によりまして、生活保護費の計は124億5,078万3,000円で、対前年1.0%の減であります。

以上によりまして、民生費の計は1,042億1,304万3,000円で、対前年8.9%の増であります。

民生費は以上であります。

次に、国民健康保険事業会計であります。恐れ入ります、19ページをお願いいたします。

国民健康保険事業会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ365億9,188万6,000円とするものです。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、20ページ「第1表歳入歳出予算」によるもので、その内容につきましては事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入ります、446ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は99億7,164万6,000円で、対前年0.4%の減。

448ページ、2款使用料および手数料、1項手数料は12万円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は科目存置。

4款都支出金、1項都負担金・補助金は215億6,493万8,000円で、5款繰入金、1項繰入金は450ページ、47億9,821万3,000円で、対前年9.6%の増であります。

6款繰越金、1項繰越金は2億円で、対前年同額。

7款諸収入、1項延滞金、加算金および過料は452ページ、1,038万1,000円、2項雑入は4,658万7,000円であります。

歳入は以上でございます。

456ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費は458ページ、13億9,034万円で、対前年35%の増。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は460 ページ、185 億9,422 万9,000 円で、対前年0.6%の減であります。

2 項高額療養費は27 億1,466 万1,000 円で、対前年4.6%の増。

3 項移送費は10 万円であります。

462 ページ、4 項出産育児諸費は9,754 万1,000 円で、対前年18.8%の減。

5 項葬祭費は2,660 万円で、対前年9.5%の減。

6 項結核・精神医療給付金は2,856 万8,000 円で、対前年4.3%の増であります。

7 項傷病手当金は科目存置。

464 ページ、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分は92 億9,853 万5,000 円で、対前年0.1%の増。

2 項後期高齢者支援金等分は28 億555 万1,000 円で、対前年3.7%の増。

3 項介護納付金分は10 億4,572 万7,000 円で、対前年7.9%の減であります。

4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費は466 ページ、3 億2,216 万3,000 円で、対前年1.7%の減。

2 項保健事業費は1,153 万8,000 円で、対前年13.4%の減であります。

5 款諸支出金、1 項償還金および還付金は468 ページ、5,633 万2,000 円で、対前年21.3%の増であります。

6 款予備費、1 項予備費は2 億円で、対前年同額であります。

国民健康保険事業会計は以上であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。恐れ入ります、25 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算は、第1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107 億9,335 万9,000 円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、26 ページ「第1 表歳入歳出予算」によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

488 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料は54 億6,107 万2,000 円で、対前年7.2%の増。

2 款使用料および手数料、1 項手数料は6,000 円。

3 款広域連合支出金、1 項広域連合負担金は831 万円。

2 項広域連合補助金は490 ページ、1,723 万6,000 円で、対前年2.7%の減。

4 款繰入金、1 項繰入金は50 億4,698 万6,000 円で、対前年5.7%の増。

5 款繰越金、1 項繰越金は科目存置。

6 款諸収入、1 項受託事業収入は492 ページ、2 億5,843 万8,000 円。

2 項雑入は131 万円あります。

歳入は以上でございます。

496 ページをお願いいたします。ここから歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費は3 億1,031 万2,000 円で、対前年79.2%の増。

2 項徴収費は5,130 万8,000 円で、対前年11.5%の増。

498 ページ、2 款分担金および負担金、1 項広域連合負担金は98 億9,659 万2,000 円で、対前年4.9%の増。

3 款保健事業費、1 項保健事業費は3 億2,133 万7,000 円で、対前年9.7%の増。

500ページ、4款保険給付費、1項葬祭費は1億8,550万円で、対前年同額。

5款諸支出金、1項償還金および還付加算金は831万円。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。恐れ入ります31ページをお願いいたします。

介護保険特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ282億3,867万2,000円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、32ページ「第1表歳入歳出予算」によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入ります520ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料は60億8,064万円で、対前年3.4%の増。

2款使用料および手数料、1項手数料は科目存置。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は45億715万3,000円で、対前年1.6%の増。

2項国庫補助金は522ページ、16億6,991万6,000円で、対前年12.1%の増。

4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金は524ページ、72億2,506万8,000円で、対前年1.9%の増。

5款都支出金、1項都負担金は37億3,837万5,000円で、対前年1.8%の増。

2項都補助金は2億7,441万4,000円で、対前年5.6%の増。

6款財産収入、1項財産運用収入は526ページ、12万円であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は47億279万8,000円で、対前年0.7%の増。

2項基金繰入金は267万円であります。

8款繰越金、1項繰越金は528ページ、2,000万円で、対前年同額。

9款諸収入、1項延滞金、加算金および過料は科目存置で、2項雑入は1,751万6,000円で、対前年10.5%の増であります。

歳入は以上であります。

532ページをお願いいたします。ここから歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費は6億4,148万8,000円で、対前年15.5%の減。

2項徴収費は534ページ、4,962万1,000円で、対前年7.1%の増。

3項介護認定審査会費は2億1,000万5,000円で、対前年63.3%の増で、コロナ禍における臨時的な取扱いの終了による認定調査の件数増加による増であります。

4項趣旨普及費は536ページ、1,659万5,000円で、対前年368.8%の増で、介護保険制度の改正に伴う制度案内パンフレットの全戸配布による増であります。

5項介護保険制度推進委員会費は86万5,000円で、対前年93.5%の減で、第9期介護保険事業計画策定の完了による減であります。

6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は296万2,000円で、対前年7.8%の増。

538ページ、2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は540ページ、162億6,664万円で、対前年2.3%の増。

2項施設介護サービス費は542ページ、65億4,431万6,000円。

3項介護予防サービス等諸費は544ページ、14億2,023万8,000円で、対前年19.1%の増。

4項その他諸費は546ページ、2,865万4,000円で、対前年度2.5%の増。

5項高額介護サービス等費は7億8,771万6,000円で、対前年2.5%の減。

6項特定入所者介護サービス等費は548ページ、3億2,329万円で、対前年33.2%の減。

7項特別給付費は589万9,000円で、対前年51.2%の減。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は550ページ、11億7,266万9,000円で、対前年6.2%の増。

2項一般介護予防事業費は2億1,298万3,000円で、対前年2.4%の増。

552ページ、3項包括的支援事業・任意事業費は554ページ、5億2,380万7,000円で、対前年5.6%の増。

4項その他諸費は556ページ、300万4,000円で、対前年2.4%の増。

4款基金積立金、1項基金積立金は12万円。

5款諸支出金、1項償還金および還付加算金は780万円で、対前年11.4%の増。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

以上で、本日の説明は終わります。

○まつざわ委員長 以上で、本日審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は33名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。澤田えみこ委員。

○澤田委員 本日もよろしくお願いたします。

235ページ発達障害児思春期サポート事業、247ページ補聴器購入費助成事業について質問いたします。

思春期は多感で不安定な時期のため、定型発達の児童でも様々困難を抱えることも多い中、発達障害の特性を持つ児童は、それ以上に困難を抱えることも少なくありません。発達障害の特性を持つ児童の多くがいじめを経験するとも言われており、そのいじめ被害者としての経験や保護者との関係性のこじれ、周囲からの理解が得られないことによるつらい環境を経験することによる自己肯定感の低下などにより、2次障害と言われるうつ病をはじめ、精神的な問題を抱えてしまうことも決して少なくないとの研究結果もあります。不登校や非行などの引き金になることも考えられるため、児童の気持ちに寄り添うとともに、保護者のサポートをすることは、不登校や孤立・孤独感の解決、非行を防ぐことへつながるのではないのでしょうか。

現在、ら・るーとではオンラインでのペアレントトレーニングが、今年も1月20日から講座を開設しています。1クール6回となっていますが、昨年までに実施した中での保護者の声や施設側からの反響など、もしお聞きになっていることがありましたら教えてください。

○松山障害者支援課長 発達障害児思春期サポート事業ら・るーとでのペアレントトレーニングについての保護者の声でございます。

まず、「今まで子どもと上手にうまくできない、苦手なことを減らすように声かけしていたが、私が否定的な注目をしていたと、ご自分の受け止め方が問題であった」ということに気づけましたというお声や、「子どもの問題行動は何か意味があること、子どもが少しでも生きやすくなるために、私にできることは何だろうと思えるようになった。」あと、「夫に参加してほしいです」というような声があるということです。

それから、施設側の反響ということでございますけれども、もともとペアレントトレーニングは応用行動分析の理論を基に子どもの対応を学び、良好な親子関係の維持・改善を目指す保護者向けのプログラムとなっております。施設側としては水曜日と土曜日に開催しておりまして、水曜日は妻が、土曜日は夫が主たる参加者でありました。夫にもペアレントトレーニングを受けてほしいという感想が多数出てきております。また、ペアレントトレーニングに参加していない配偶者が、子どもに対して怒らないようになったという感想も複数あったことも、ペアレントトレーニングのもう一つの効果である可能性があり、今後注目していきたいということ聞いております。

○澤田委員 様々な皆さん受けてよかったというような印象の回答が多かったと思うので、本当に素晴らしいと思います。

ちょっと聞きそびれてしまったのですが、申込みのあった人数なども教えていただければと思います。

○松山障害者支援課長 申込人数についてでございますが、今ちょっと手元に詳細な数字がないのですが、定員6人を上回るということで報告を受けており、人気の講座となっております。

○澤田委員 需要がたくさんあったのか申込みがたくさんあったということで、受講できていない方も多くいらっしゃるようですので、ぜひ次年度も継続をしていただきたいなということとともに、もう一講座、例えば1年に1回だけだったと思うのですが、前期後期と分けて2回に分けたりとか、そういうような方法も検討していただければと思います。

続きまして、現在は発達障害特性が見られる小学生のお子さんの保護者を対象としてペアレントトレーニングを開催していますけれども、中学生の保護者に向けての講座は今のところ開設されていないと認識しておりますが、発達障害をより深く理解し、児童との関わり方を学ぶことは、小学生だけではなく中学生の保護者にとっても、中学生と保護者との関係性においても大変有効だと考えております。ペアレントトレーニングを受講する保護者の対象を、小学生だけでなく中学生にまで拡充することへの区のお考えをお聞かせください。

○松山障害者支援課長 ペアレントトレーニングの対象についてのご質問でございます。

現在、参加対象といたしましては、発達障害特性が見られる小学生のお子さんの保護者ということになっております。発達特性のあるお子さんが思春期を迎えますと、さらに子育てが難しくなります。悩みを多く抱える保護者がいらっしゃるとは聞いております。対象者を含めまして、ご提案の内容につきましては、今実施している事業者、それから講師の方の声を聞きながら、発達障害児の支援の中で充実してまいります。

○澤田委員 本当に思春期は大変難しい時期で、親子関係というのはとても大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次は、認知行動療法についてなのですが、うつ病だけでなくADHDなどの様々な疾患・障害の治療に用いられていることはご承知かと思っておりますけれども、発達障害を抱える児童は、先ほどお話ししたように自尊心が低くなる傾向にあります。児童自身が認知行動療法を学ぶことは、本人の抱える問題を自身で解決し、軽減することにつながると思います。ペアレントトレーニングのように、こちら講座を行えるとよいと思うのですが、専門知識を有する心理職の継続したカウンセリングを行うことが効果的とされていますので、まずはこのような治療法があるということをお聞きいただくためにも、専門家による講演会などを開催することがまずは大事かと考えますが、区の見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 委員ご提案の講演会についてでございます。

現在も思春期サポート事業で様々な講演会を行わせていただきますので、講演会の内容につきまして

はまた事業所と相談しながら決定していければと思っております。

○澤田委員 大事だと思うので、ぜひ事業者の方と話し合っただけであればと思います。

最後に、発達障害を持つ児童の姉妹兄弟、いわゆるきょうだい児と呼ばれている子どもたちについてです。発達障害児に限ったことではありませんが、障害のある児童を育てている保護者はそのサポートに注力し、余裕がない状態であることがままあると伺います。きょうだい児が相談しやすい環境、そして相談できる窓口やツールなどが必要であると思いますが、そのような機関は現在ありますか。また、それらの必要性について、区としてはどのようにお考えでしょうか、お知らせください。

○松山障害者支援課長 きょうだい児の相談や支援についてでございます。

現在日常の支援の中できょうだい児がいるご家庭について、きょうだい児に負担がかからないように、例えば福祉サービスを導入するなど、相談員と連携して対応しております。また、インクルーシブ広場では、きょうだい児とともに一緒に遊べる場所としておりますので、引き続ききょうだい児支援にも配慮したきめ細かな支援というものに努めていきたいと思っております。

○澤田委員 よろしくお願いたします。

続きまして、補聴器購入費助成事業についてです。次年度、65歳以上の補聴器助成の所得制限が撤廃されましたが、こちらの周知についてはどのようなことを行う予定でしょうか。お願いします。

○川原高齢者地域支援課長 補聴器購入費助成事業の周知についてのご質問でございます。

今年度7月から開始をいたしました補聴器購入費助成事業につきましては、現在は在宅介護支援センター、地域センター、図書館、ゆうゆうプラザ、シルバーセンターなどの区有施設のほか、認定補聴器技能者が在籍する補聴器店のお店などでも設置をいただいているところでございます。

来年度は高齢者の所得制限撤廃ということで、幅広く周知が必要になるかと思っておりますので、例えば薬局ですとか耳鼻科のクリニック、そして物忘れ相談医などがいるクリニックなどにも幅広く周知をしてみたいと考えてございまして、医師会や薬剤師会のご協力をいただきながら依頼をしてみたいと考えてございます。

○澤田委員 様々な場所で周知が行われると思いますが、耳の聞こえは認知症にも関連していますので、ぜひ次年度に始まるあたまの元気度チェックなどでの周知もよろしくお願いたします。

○まつざわ委員長 次に、ゆきた政春委員。

○ゆきた委員 私からは、225ページ高齢者安否確認事業の救急代理通報システム、235ページ地域生活支援事業の救急代理通報システム、福祉タクシー・自動車燃料費助成についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、高齢者支援事業ならびに地域支援事業の救急代理通報システムについて質問いたします。次年度当初予算案の中に救急代理通報の利用者の自己負担金の無償化がされ、障害者対象要件の拡大がなされています。私自身も救急隊として現場に駆けつけた際に、ペンダント通報や救急代理通報をされた高齢者や障害者の方の対応をさせていただいてきただけに、無償化と対象拡大をうれしく思っています。

そこで、まず現在の区内の救急代理通報システムの累積申請登録者数の数、例年の申請者数、今後見込んでいる申請者数、また障害者対象要件の拡大の内容について教えていただければと思います。

○東野福祉計画課長 私からは、高齢者を対象としました救急代理通報システムの部分につきましてお答えさせていただきます。

現在の登録台数につきましては、令和5年12月末現在で871台となっております。令和4年度か

ら比べますと、40台ほど増えてきているというような状況でございます。

今後につきましては、利用者負担の無償化により拡大を図っていきたい、予算上では約1,500台の計上をしているところでございます。

○松山障害者支援課長 私からは、障害者の部分でお答えさせていただきます。

現在の人数と累積者数は一緒ですけれども、令和5年12月末で66人の方がご利用されています。

今後の見込みについては、30人増を見込みまして、令和6年度予算で99人ということで予算を計上させていただいているところでございます。

また、拡大した対象者ということでございます。難病医療費助成制度の対象となる疾病に罹患している方のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、東京都重度心身障害者手当等を受給されている方。また人工呼吸器を使用し常時看護が必要な方で、この方については、前提となるひとり暮らしの障害者、障害と高齢のみの世帯という世帯要件を問わないということにしております。

○ゆきた委員 現在、高齢者・障害者を含めて登録者数が900名を超える方が利用して、今後利用者が2倍を超えると見込んでいることを確認させていただきました。また対象要件についても、難病、人工呼吸手当のある方を確認できました。かなり多くの方の利用が見込めますし、安心・安全を提供していくには非常に重要なことだと感じています。

先日、地域のひとり暮らしの80代の女性が倒れ、そのことに気づかれた別のひとり暮らしの80代女性が救急要請されました。地域の方々からこの話を聞いた際に、もしものときのために救急代理通報システムというものがあることを紹介させていただきましたが、そのようなよいシステムがあるのかとの反応でした。もちろん、今話をした2人の高齢女性も救急代理通報システムを知りませんでしたし、この話を紹介してくれた地域の方々も、救急代理通報システムを知りませんでした。

そこで、救急代理通報については東京消防庁が119番通報を受け付けるため、東京消防庁が広報も行っていますが、申請窓口は各自治体であり、区民の安心・安全を提供する上では、今回の無償化対象拡大を機に、より一層認知度を上げるための広報をしていくべきと考えますが、区の見解をお聞きしたいと思います。

○東野福祉計画課長 救急代理通報システムにつきましては、区のホームページのほか、要介護認定を受けている方につきましては在宅介護支援センターですとか、要介護認定を受けてない方につきましては支え愛・ホットステーションで相談・申請ということで周知をさせていただいているところでございます。また、私どもは民生委員ともこの件につきましては連絡を取っておりまして、各地区の民生委員のほうから高齢者への周知を図っていただいているところもございます。

今後でございますが、利用者負担の無償化を周知するために、区のホームページのほか、支え愛・ホットステーション、在宅介護支援センター、それからSNSなども使った周知を考えていきたいと思っております。

○松山障害者支援課長 無償拡大についての広報でございます。

障害の部分につきましても、広報しながら、ホームページ、障害者福祉のしおり、それから相談事業所を含め、全障害福祉サービス事業所へ周知を行いまして、救急代理通報システムの認知度を高めてまいります。

○ゆきた委員 ぜひとも紙媒体・区のホームページだけでなく、今ありましたとおり民生委員など、高齢者の方には懇切丁寧な説明が必要な場合も考えられますので、防災訓練での紹介や、各町会で近くに住む方でのひとり暮らし、不安を抱えている方の情報入手など、機を捉えて積極的に直接会ったり電

話での対応をお願いしたいと思います。

次に、救急代理通報システムと特殊詐欺対策の自動録音通話機の併用についてお聞きします。このことは、私の前任であるたけうち忍元区議会議員が令和4年の一般質問で質問された内容ですが、両システムを併用すると、どちらも電話回線を使用するため、電波の干渉により誤作動を来す場合があり、両システムの併用に向けて、新しい電話回線を使用しなくても済む新規機種導入を踏まえて、希望者が漏れなく利用できるように訴えさせていただいていました。

当時の福祉部長からは、今後も両システムの併用により安全・安心な生活を送っていただけますように、新規機種の調達について事業者働きかけてまいりますと答弁がありましたが、現在の状況、また現在までに併用を希望された方がいたのか、もしあればその方への対応をどうされてきたのか、お聞きしたいと思います。

○東野福祉計画課長 自動通話録音機と救急代理通報システム、こちらの不具合の件につきましては区のほうも承知しているところでございます。区のほうに直接問合せ等はなかったということなのですが、事業者のほうに確認したところ数件問合せがあって、そちらにつきましては既に新機種への交換を行ったと聞いてございます。詳しい台数までは確認できていませんが数件あり、既に対応済みということで聞いてございます。

○ゆきた委員 古いものを使っている場合、新しいものへの対応、取組を確認させていただきました。地域の方々からの声を聞くと、特殊詐欺対策の自動通話録音機の認知度は高く、実際に区から貸与し、つけられている方が肌感覚でも多いです。現在区内で自動通話録音機は6,000台弱の貸出総数になっています。今後ますます高齢化が進み、救急代理通報システムの無償化に伴い、この併用の課題は対象者が重なっているため、需要の拡大が進むにつれて不安を解消するべきとの声が多くなってくるのではないかと思います。

電波、スマホ、無線など新機種の導入以外にも、港区では同じ併用の課題に対して、自動録音通話機と救急代理通報システムが同じ業務委託会社であったため、委託会社に調査と検証を行い、令和4年の11月からは併用可能となり、令和4年以前に取り付けた回線も含めて併用が可能であるとの周知を令和4年から行っています。

命を守ること、また財産を守ること、安心・安全の提供ではどちらも大事な取組であるだけに、課をまたぐことではございますが、両システムの併用を希望する方が漏れなく利用できるように改めて要望いたしますが、最後に区の見解をお聞きしたいと思います。

○東野福祉計画課長 委員からのご要望につきましては、事業者を通して、併用できるような形のものをつけていただきたいということで要望していきたいと思います。また、新規種につきましては現在不具合がないと聞いておりますので、新規種の導入につきましても併せて進めていきたいと思っております。

○ゆきた委員 時間がないので、次に233ページの福祉タクシー自動車燃料費助成についてお伺いいたします。今回、次年度当初予算案で、タクシー自動車燃料500円の……失礼しました。終わります。

○まつざわ委員長 次に、山本やすゆき委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。私からは、267ページの子どもの未来応援事業、253ページの子育て支援情報発信アプリ運用、247ページのデジタル活用による高齢者社会参加促進事業について伺います。

まず、267ページの子どもの未来応援事業について伺います。子どもの食の支援事業は、ひとり親や経済的に困窮する子どもたちの支援をするためのものであり、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川の実現に向けて、重要な取組と考えます。令和5年度では、ふるさとチョイスを使ったガバメントクラウドファンディングにより、目標500万円に対して、支援人数291名により2,059万円余りを集めたと確認しました。足元、そして令和6年度の取組をお教えてください。

○飛田子育て応援課長 ガバメントクラウドファンディングについてです。

今年度も子どもの食の支援事業として、多くの方からご賛同いただきましてご寄付をいただきまして、とても感謝しているところです。今回集まりましたこの寄付を原資としまして、2月に約500世帯に食品の配送をしたところです。また、今回目標額を大きく超える寄付額となったため、寄付の一部を繰越明許としまして、また来年度にも執行する予定でございます。

また、令和2年度より目標額を500万円としていたところですが、来年度には目標額を700万円としまして、また民間企業からの支援も併せて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○山本委員 理解をいたしました。ぜひこの取組を広げていただきたいと思います。そして、ぜひとも民間企業を巻き込み、支援の輪を広げていただきたいと思います。

先日、ひとり親支援を受けた地域の方からお話を伺ったのですが、食品配送と一緒に頂いたクーポンを使って、武蔵小山パルム商店街にあるお好み焼き屋で、本当に久しぶりに親子2人でゆっくり楽しく会食することができ、子どもも私も感動したと言っていました。思い起こせば、子どもの頃の外出は今でもはっきりと思い出せる楽しい思い出です。調べてみますと、テンポイノベーションという企業が、お店の子ども食堂というCSR活動の一環で品川区内の外食店に呼びかけ、賛同してくれた6店舗にて無料で食事ができるクーポンを配布したとのことでした。とてもよい取組だと感じました。このような機会をさらに広げていくことが、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川の実現に向けて重要なことだと思います。

このような外出クーポンの拡充を区が後押しし、支援の輪を広げることはいかがでしょうか、区のお考えを伺います。

○飛田子育て応援課長 外出クーポンについてです。

今までも企業から様々な日用品やお米などご寄付をいただいているところです。今年度は新たに指定されたお店で外出ができる、委員がおっしゃったようにチケットの寄付がございました。先ほど言われたとおり、6店舗のところで234食が提供されたと企業より報告がありました。こちらの取組は利用者からもとても好評だったので、次年度も引き続き協力を願っているところです。また、さらにこのような支援が広がっていくように取り組んでいきたいと考えております。

○山本委員 ぜひよろしく願いいたします。

さらに調べてみますと、デジタルでこれに取り組んでいる事例がありました。子どもの食応援クーポンという名前で、37店舗の協力加盟店において、スマホのアプリを使って登録したひとり親世帯にデジタルクーポンを配布するというものです。

デジタルを使うことで、より効率的に迅速に子どもの食の支援が行えます。支援の輪を広げることでもできると考えます。品川区でもデジタルでの外出クーポンの支援をしてはいかがでしょうか。区のご見解を伺います。

○飛田子育て応援課長 デジタルでの外出クーポンについてです。

今後様々な手法が考えられると思います。このような先駆的な取組や他区の状況、またそのようなと

ころを注視していきたいと考えております。

○山本委員 デジタルを活用し、より効果的な子どもの食の支援の検討を要望し、次の質問に移ります。

続きまして、253ページの子育て支援情報発信アプリについて伺います。子育て支援情報発信アプリは、昨年10月20日からリニューアルをしたアプリ「しながわこどもぽけっと」、略して「しなぼけ」の配信を開始していますが、ダウンロード数などの利用状況、利用者の感想についてお教えてください。

○藤村子ども育成課長 私からは、「しなぼけ」のほうの状況というか、お話をしたいと思います。

まずダウンロード数ですけれども、現在リリースから4か月程度経過した状態ですが、2月末時点で2,500ダウンロードというところになっております。

また、その感想というところですが、例えば児童センター事業を利用されているお母様方からは、「見た目がかわいくなった」とか、「情報が探しやすくなったので今日このイベントに来た」とか、そういったお喜びの声をいただいているというところがございます。

○山本委員 理解をいたしました。

前回のアプリ「しながわパパママ応援アプリ」に比べて見た目もかわいいですし、プッシュ型配信機能がつくなど、保護者にとって使いやすくなっているという印象です。前回のアプリのダウンロード数はどの程度だったのでしょうか。今回の具体的な目標数値はあるのでしょうか。お教えてください。

○藤村子ども育成課長 前回の「しながわパパママ応援アプリ」、こちらは昨年の12月末で閉じたという形になっておるのですが、こちらのダウンロード数が最終で2万3,000件程度という形になっております。

今回のアプリの目標値といたしましては、当面の目標としては前回のこの2万3,000ダウンロードというのを早期に達成するということを目指していきたいと思っております。

○山本委員 理解をいたしました。

また、「しなぼけ」は従来の子育て中の保護者に加えて、妊婦の方や小・中・高生の子どもたちも対象としていますが、現時点の利用者の内訳も分かればお教えてください。

○藤村子ども育成課長 利用者の内訳というところですが、例えば子どもが自分で登録したですとか、そういった細かいところの統計は取れないような仕様になっておるのですけれども、ざっくりと申し上げますと、就学前児童ですと75%程度、小学生が22%、それ以上の方が3%というような振り分けになってございます。

○山本委員 理解をいたしました。

アプリの初期設定と関係していると思いますが、子どもと親のデータを分類できないというのは、分析するには少し不都合だと感じました。現時点では就学前の子どもを持つ保護者の利用数が多いということに理解をいたしました。

小学生や中・高生の子どもたちも対象に加えているので、今後はもう少し利用率を高めたいですね。開始したばかりですが、課題があればお教えてください。

○藤村子ども育成課長 現在の課題といたしましては、ご利用の方ですとか現場のほうの声から上がっているというところだと、現状では少し子ども向けのコンテンツが不足しているというような感想を持っております。例えば児童センターのイベントのご案内というのは行っているのですが、そちらのほうは子ども向けというところではあるのですけれども、それ以外に少し小・中・高生ですとか、そう

いった対象に訴求するというインパクトのある情報発信というのが今までできていないというところがありますので、アクセスしやすいですとか、ここだけの情報がここで入手できるですとか、利用者にとってマストの存在になるように、アプリを充実させていきたいとは考えております。

○山本委員 おっしゃるとおり、アプリ内のトップページにあるお知らせ欄に掲載されている情報は大人向けとなっており、子ども向けの情報や機能が少ないと感じました。小学生や中・高生のために使いたいと思うコンテンツづくりが大事であると考えます。各々の掲載情報もさらに充実・更新する余地があると考えます。例えば、小学生や中・高生向けの情報の中には、悩みに対する相談先の情報が掲載されていてよいと思いますが、そこには子ども家庭支援センター、HEARTS、教育相談室などの電話連絡先が記載されているにとどまっています。例えばしながわチャイルドラインなどの相談できるサイトの連携ができれば、より効果的になると考えます。

有効な情報を効果的に提供するためには、関係部署による区役所内での横断的な連携が重要であると考えますが、どのようにされておりますでしょうか。

○藤村子ども育成課長 庁内の連携という部分に関しましては、このアプリは他の課でもどんどん情報発信をしてくださいということで、お知らせということで現在でも発信していただいているところでございます。

また、アプリのほうからの情報のつなげ方というところですが、URLの掲載というところが今は電話番号のみでできてないところとかがございますので、URLですとか、あとラインにそこからダイレクトでアクセスできるですとか、幅広く利用者目線の機能充実というのを図っていきたいと考えております。

○山本委員 ぜひ、より利用者目線に立って、各々のコンテンツに関して協議をするなど連携を進めていただきたいと思います。

さらに使い方、使いやすさも重要であると考えます。小学生向けのアイコンから入ったページには説明が平仮名で書いてあるのに、肝心の情報は漢字の入ったPDFの案内があります。これは小学生向けと小学生の保護者向けの情報が混在しているように感じます。小学生と保護者のそれぞれが使いやすいようにトップページのアイコンを分け、それぞれの対象に合ったコンテンツへリンクさせるとよいと感じました。

せっかくのアプリ、多くの方々に使ってもらうことが大事です。そのためには、使いたいと思う情報の掲載と使いやすさの向上、利用者目線でアプリをさらに充実したものに更新していくことが重要だと考えます。また、持続可能とするためには、できる限り負担を軽減することも大事な視点であると考えます。使ってみると、もっとこういう情報を載せてほしい、もっと使いやすく変更してほしいといった要望が出てくるように感じます。

せっかくなので、アプリ上でアンケートを受け付けるのがコスト的にも効率的にも最適だと考えます。いかがでしょうか。また、要望してくれた人に何らかのインセンティブを付与し、対価を設定するのはいかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 まず、小学生、中・高生の拡大というところですけども、こちらについてはまず目に触れるというところが大切かなとは考えているところですので、学校のほうで配布されているタブレットのほうにダウンロードというか、アプリを入れていただくことはできないかということも協議してまいりたいと思っております。

また、アプリのアンケート機能の付与というところなのでですけども、こちらについては仕様として

可能ですというところがございますので、今後検討していきたいというところがございます。

また、インセンティブとしてどういったものができるかというところは、これはまた検討しなければいけないところなのですけれども、まずダウンロード数のみならず、このアプリをダウンロードしただけでなくて、アクティブに活用していただけるユーザーを増やすというのを目標に、何かこうアクセスしていただけるような仕組みづくりができないかというところは考えてまいりたいと思っております。

○山本委員 子どもたちのタブレットへのアプリの追加はとてもいいと思います。それぞれ検討を前に進めていただければと思います。

続きまして、247ページのデジタル活用による高齢者社会参加促進事業の中で、初めてのスマホ体験教室・スマホよろず相談について伺います。

デジタル推進化を進める上で、デジタルディバイドへの配慮は欠かせない重要な取組と考えており、初めてのスマホ体験教室・スマホよろず相談に関して、昨年の決算特別委員会でご質問、拡大や工夫のご提案をさせていただき、昨年の一般質問でもコメントをいたしました。

令和5年度の取組内容と令和6年度の計画について、簡単に教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 初めてのスマホ教室・スマホよろず相談についてのご質問でございます。

令和5年度の開催回数ですが、教室においては1月末時点で32コース、延べ人数が176名となっております。スマホよろず相談におきましては実施回数160回、延べ763名の高齢者の方にご参加をいただきました。

令和6年度については、教室の会場を4会場から5会場へ増やし、年間で40コースの開催を予定しております。そして、新たに講座を1講座追加して、初めて講座に加えて基本アプリ講座を新規の講座として開催の予定でございます。引き続きスマホ教室を通じて、生活の質の向上、フレイル予防や人の交流から社会参加促進にも資するものと捉えております。

○山本委員 引き続き稼働率が高いこと、また1会場増やし、また講座の新設を図っていただくなど充実を図っていただくことと理解をいたしました。昨年の決算特別委員会での質問でご説明した内容のとおり、引き続き大幅なペースアップを要望して、質問を終わります。

○まつざわ委員長 次に、安藤たい作委員。

○安藤委員 282ページ生活保護費について伺いたいと思います。

まず、昨日の新聞等で、生活保護を申請された25万件との報道がありましたが、品川区での申請状況はどうでしょうか。2023年に入ってから申請件数について伺います。

また、経年的な傾向はどうでしょうか。増加しているのか、減ってきたのか伺います。

○豊嶋生活福祉課長 生活保護の申請状況についてのご質問でございます。

数字をご報告いたします。令和元年度の申請数は、これはコロナ前です。申請数428世帯。令和2年度、申請数457世帯。令和3年度、457世帯。令和4年度、428世帯。そして今年度でございますが、1月までの数字で申請数397世帯となっております。

それで傾向ですが、コロナの時期に一時申請件数増えたものの、昨年度から減少傾向にありましたが、今年度の数字の推移を見ていると、コロナ時期の数字の推移とほぼ同数となっております。

○安藤委員 かなり増えているということだと思います。

制度の周知について伺いたいと思うのですが、現在厚生労働省のホームページに掲載されている生活保護制度の概要というところでは、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談くださいと明記しています。厚生労働省

はなぜこの文言追加したのでしょうか。厚生労働省は新聞赤旗の取材に、安倍晋三首相の国会での発言を踏まえ、厚生労働省としても、申請をためらうことがない方が望ましいと考えたためと説明しています。

安倍首相の発言とは、2020年6月15日の共産党の田村智子議員、当時の副委員長の質問に対する国会答弁です。安倍首相に対し、生活保護はあなたの権利だと政府が国会に向けて広報するときなどの質問を受け、安倍首相は、当時の田村議員がおっしゃるように、文化的な生活を送るという権利があるわけですから、ぜひためらわず申請していただきたいと思いますし、我々も様々な手段を活用して国民の皆様へ働きかけを行っていきたくと明言しました。多くの自治体ではこの厚生労働省の記載を引用して、パンフレットやしおり、またホームページに「生活保護は権利、ためらわず相談してください」と打ち出しています。

また、何らかの事情で働けない若い世代も増えていると思います。そうした世代にとって、情報入手の手段は検索になります。多くの方の目にとまるように、多くの自治体では住んでいる住民の皆さんに対して、生活保護の情報やしおり、このパンフレットそのものをホームページにアップしています。この記載とホームページのアップと、この2つをやっているのはかなり多くて、荒川区、北区、文京区、港区、世田谷区などもそうです。

少し委員長に許可をいただきましてこれを提示しますけれども、生活保護のしおりなのですから、これなのですが、これは窓口で配られているものだと思うのですが、令和3年10月発行とありますが、これは先ほどの国会のやり取りの後に改定されたと、厚生労働省の記載が変わった後になっているのですが、ここの最初の冒頭の2段落を読み上げますと、生活保護はあなたの権利ですとか、ためらわずに相談してくださいということが何か伝わるのかなというのがかなり疑問に感じてしまうのです。

少し読み上げますけれども、「生活保護とは、生活に困っている全ての人々に対して、生活保護法に基づいて最低限度の生活を保障し、自分の力、またはほかの方法で生活できるようになるまで手助けする仕組みです。この生活保護のしおりは、生活保護を受けている間必要なことや、守らなければならないことが書かれていますので、よく読んでください」と冒頭2段落に書いているのですが、ストレートにこの「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので、ためらわずに自治体までご相談ください」との厚生労働省の記述を明記していただきたいのですが、いかがでしょうかというのが1つです。

もう一つは、この生活保護のしおりには、やはり制度そのものの具体的な内容とか手続とかが書かれているので、非常に重要な情報なのです。こうした情報を若い世代を含む必要な方々に届けるために、今品川区はホームページにアップしていないのですよね。ぜひアップしていただけるよう求めますけれども、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 2点ご質問をいただきました。

まず1点目の、委員ご案内の文言についてでございます。確かにこの生活保護のしおりは令和3年の10月に発行しているものでございますが、コロナ禍の中ということでありまして、この後に暮らししごと応援センター等々の紹介をするチラシ、リーフレットのほうにはそうした文言は実は入れて配布をしてございました。今後、今ちょうどこの生活保護のしおりの改訂の議論を課内で始めているところでございますので、その辺りの文言は、もう既にその国民の権利です等々という文言は入れたチラシも作っておりますので、こうした文言を入れる方向で今後議論を進めてまいりたいと考えてございます。

○安藤委員 あと、ホームページにアップですね。

○豊嶋生活福祉課長 失礼しました。ホームページのほうにもこの生活保護のしおり、まずは今あるものではございますが、こちらにも急ぎ掲載する方向で動いてまいりたいと思っております。昨日新聞報道で、先ほど委員ご案内のとおり、生活保護の申請最大だということもございましたので、援助を求めている人がためらわずに申請できるように、区としても速やかに動いていきたいと考えてございます。

○安藤委員 よろしくお願ひします。

次なのですが、これまで共産党も何度も取り上げてきました、申請をためらわせる扶養照会の件なのですが、先ほど件数をいただいたのですが、今年度扶養照会を行ったのか何件あって、そして援助が得られることになったのは何件だったのか。どの部分を聞き取るのかというのはあるのですが、直近のところでは教えていただければと思います。

○豊嶋生活福祉課長 扶養照会についてのお問合せでございます。

先ほど、今年度351世帯の方が申請をしたというふうに申し上げました。この351世帯のうち、扶養照会ではなく戸籍の調査を毎年これは例年度やっております。その照会件数については2,586件、これは1月末までの数字で、若干これは速報値となりますので、数字に誤差があることはご容赦いただければと思います。

この351世帯のうち、実際に丁寧な聞き取り等々をして扶養照会をしなくてもいいということを国が事務連絡で出しておりますので、そうしたことを踏まえて、実際に扶養照会をした世帯数は122世帯でございます。

大変失礼しました。援助につながった件数は、122世帯を照会したうち、金銭的支援が行われた件数が2世帯、それから引取りをしてくださった世帯が2世帯、精神的な援助をしてくださった世帯が5世帯となっております。

○安藤委員 とは言ってもかなり行われていますよね。先ほど紹介がありましたけれども、2021年2月26日、厚生労働省が事務連絡を出しまして、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わないといたしました。その扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者の例示として、例えば、これは厚生労働省のQ&Aです。長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者。また、それ以外にも当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養事務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等。当該扶養義務者と一定期間、例えば10年程度音信不通であるなど、交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよいと挙げられています。

つまり、これは窓口相談の中で、本人との相談の中で著しい関係不良だとみなされれば、扶養照会そのものをやらないというふうに解釈できるわけですが、この事務連絡なので、実際に窓口でどのように運用されているのでしょうか、伺いたいと思います。

○豊嶋生活福祉課長 この令和3年2月26日の事務連絡の運用についてのご質問でございます。

この事務連絡は、ケースワーカー、それから相談員を含め、生活福祉課内の職員に広く周知をして徹底しているものでございますので、このとおりにやるように、今も厳しく指導というか話をしているところでございます。

○安藤委員 このとおりにやっていて、かなりの世帯が扶養照会になっているというところとちょっと理解できないし、実際やられているということも、生活福祉課長のほうからありましたけれども、そうなのです。私は事務連絡をもっと生かして、窓口で相談者には大丈夫ですよと、関係が断絶しているようなところには扶養照会しませんよとしっかり伝えることを徹底していただきたいのですけれども、いかがで

しょうか。

○豊嶋生活福祉課長 窓口、それからケースワーカー等々は、扶養照会をする際に面談というか面接というか丁寧な聞き取りを行っております。この事務連絡を準用するようというのを広く指導しておりますが、この事務連絡自体は扶養照会を行わなくていい人を書いてあるものであって、扶養照会自体そのものをしなくていいというものではございません。生活保護では、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものということが生活保護法の第4条にも書かれておりますので、扶養照会を全てゼロにするということではなく、しなくていい方については面接を広く行って丁寧な聞き取りをした上で、行わないということで、今、実際に運用しているものでございます。

○安藤委員 しなくていい方ということをどう判断するのかというところで、少し食い違いがあるのかなと思うのですが、やはり私はこの事務連絡というのは、窓口の中でこれは関係が断絶しているなというふうになったら、もうその場で相談者の希望に応じて、それはそういうのが分かればそういう話になるのではないですか。もう私は関係が断絶しているのですよと、扶養照会はちょっと困りますと。実際断絶しているとなれば、やらないというふうに対応していただきたいのです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係で最後3点目、大学生の保護対象外になってしまう問題なのですが、生活保護を受けながら2人の子どもを育てているシングルマザーから相談をいただきました。お母さん自身も幾つもの疾病を抱え、働くことができません。18歳になる娘さんもいじめや不登校など、様々な困難を抱えていましたが、様々な行政の支援なども受けながら乗り越えて、通信高校の先生などの励ましや援助もいただき、周りの支えですね。大学受験をして見事合格、奨学金を借りる手続を行いました。

しかし、4月から制度の規定により、娘さんを世帯分離。家には住むことはできますが、娘さんの分の保護費はなくなり、娘さんは自らアルバイトで生活費を賄わなくてはならないと。学費も奨学金では全て賄えませんので、しかしこの数々の困難を抱えながら、いろいろなものを抱えながらここまでやってきた彼女にとって、その額をアルバイトで賄うというのはもうかなりハードルが高いというのはもう当然想像できると思うのです。つまりこの制度の不備で、せっかくここまでこぎ着けた大学進学を諦めざるを得ないという事態になっているのです。

伺いますけれども、横須賀市などでは独自に支援策なども設けました。努力した人が報われる社会、貧困の連鎖を断ち切るため、保護を利用しながらの大学進学を原則認めたいと、行政等のこの対応を見直すよう国に求めていただきたいのですが、いかがでしょうかというのが1つです。

2つ目は、同時に区としても、横須賀市のように特別な事情がある場合には、独自の支援制度を早急に具体化していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 大学進学についてのお尋ねでございます。

生活保護は、確かに大学進学時に世帯分離をすることになっており、保護世帯人数が減る関係で、生活扶助の費用は減額されます。ただ、住宅補助についてはそのまま変わらずということになっていることと、あと実際に丁寧にケースワーカー、相談員等々が援助について、給付型の奨学金等々についてもご案内をしております。世帯人数が減ったことによって減額される分については、奨学金で賄うことも可能ですので、その辺りで、今、お話をして対応しているところでございます。

○まつざわ委員長 次に、筒井ようすけ委員。

○筒井委員 よろしくお願ひします。私からは、225ページ高齢者安否確認事業、247ページ認知症高齢者支援事業に関連して質問させていただきます。

まず、高齢者見守りネットワークについてなのですが、現在町会・自治会、そして民間企業との連携でおやりになられていると思うのですが、一方町会のほうで協力されているところが、全部で203町会あるところ55町会しかご協力いただけていないという状況でありまして、行政評価シートを見ましても、やはりその見守り活動を実施する地域住民団体は年々減少している現状などを踏まえ、見守り体制の充実・工夫を図る必要があるというコメントが出されておりますけれども、やはり私としてもその町会の方々の高齢化とか、いろいろ加入者の減少とかあるので、なかなか大変かなと思っておりますけれども、現在その町会が高齢者見守りネットワーク活動をやっているこの現状と課題についてお知らせください。

また、やはりその体制の充実・工夫ということが行政評価シートにも書かれておりますけれども、やはりこれは民間企業との連携をさらに強化していくということによろしいのでしょうか。お知らせください。

○東野福祉計画課長 今、委員からご紹介がありました見守りネットワーク、町会・自治会の取組でございますが、ご紹介がありましたとおり、55町会での取組がなされているところでございます。

見守りの仕組みというものが、先ほど別の委員からもございましたとおり、高齢者の救急代理通報システム、安否確認システムなど、それから企業と連携したネットワークの取組、そういったものと併せもって地域の見守りについては取り組んでまいりたいと思っております。

課題という部分におきましては、やはりなかなか救急の部分、安否確認の部分で発信が遅れるようなところがございます。そこについてはいち早く駆けつけられるような形をとりたいと思っております、高齢者に対しての安否確認の部分は拡大していきたいという考えでございます。

○筒井委員 分かりました。むしろこれからは救急代理通報システムを軸にしてやっていきたいというような、それが感じられるご答弁だったかと思うのですが、救急代理通報システム、救急ペダント、生活リズムセンサーなどを活用して通報するというシステムですけれども、私もこれは非常に重要で必要だと考えておるのですが、今回令和6年度の予算でなぜ無償化にするというご判断をされたのか。

行政評価シートでは、利用世帯が800件ほど、横ばいになっているのですが、今おっしゃられたとおり、救急代理通報システムをやはりどんどん増やしていきたいという理由があって、今回無償化することによって利用者増を図るといふ、そうしたお考えがあつてのことなのかどうか。その点をお知らせください。

○東野福祉計画課長 高齢者の見守りにつきましては、区としては拡大をしていきたいと考えているところでございます。救急代理通報システム利用者の方の高齢者の方は、まだ870件前後というところになりますので、これを拡大することによりまして、見守りを強化していきたい。これが区の考え方でございます。

○筒井委員 承知しました。

この救急代理通報システムなのですが、要件が、対象となる方、65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のご家族のみの世帯の方とされておりますけれども、日中夜間だけひとり暮らしまたは65歳以上の方のみになる世帯も含まますということで、そして対象を拡大していただくのは非常にありがたいのですが、この日中夜間だけひとり暮らしになる、65歳以上の方のみになるというその証明というか、結構それは厳しいのですか。それとも緩やかに捉えているのでしょうか。

○東野福祉計画課長 あくまでも申請時に聞き取りをいたしまして、お困りの状態であるということ

が確認された場合に適用するというふうにしてございます。

○筒井委員 分かりました。いろいろな事情の世帯の方がいらっしゃると思うので、そこあまり厳しくやらず、むしろ拡大の方向に行っていただけたらと思います。ぜひその点よろしくをお願いします。

区民のひとり暮らし高齢者の方から、自分が倒れたとき、もしくは万が一亡くなったときに、スムーズに親族の方、友人の方、その他関係者の方に連絡をしたいというご要望があります。当然私も自分がそういう状況だったら、きちんと連絡が取れるのかなど不安になるかと思うのですけれども、提案として、区にあらかじめ、もちろんその当事者の同意を得て区に連絡先を事前登録して、区が管理して、万が一のことがあったらいろいろな連絡先に通報していくということが必要かなと考えておりますけれども、この救急代理通報システムの利用申請時に緊急連絡先の記入が必要ということがありますので、これがその役割を果たせるのかどうか。また、品川くるみ高齢者見守りアイテムの登録時にも緊急連絡先を書くということになっておりますけれども、このことも、今私が言った万が一の連絡先としてスムーズに通報する、結果的にそういうことになるということになるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○東野福祉計画課長 委員からもご紹介ありましたとおり、救急代理通報システム登録の際に緊急連絡先のほうをご確認させていただいております。これがまず1つ、連絡をする手段と捉えております。また、民生委員のほうにご協力をいただいて、高齢者実態調査というものを3年に一度行っております。その中でも緊急連絡先等をお伺いしまして、ご本人から承諾が得られれば、何かあったとき安否確認の際に通知すると、連絡をするという手段もでございます。

○川原高齢者地域支援課長 私からは、品川くるみ見守りアイテムについてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらは外出に不安のある65歳以上の高齢者の方や、認知症により外出時に行方不明になるおそれがある40歳以上の方を対象として、無料でアイテムのグッズ、アイロンシールですとか靴の反射シール、キーホルダーをお渡ししているような形でございます。当然ご家族が一緒にお住まいの方にはその方を緊急連絡先として設定をしているほか、もしくは高齢者のみの世帯でご家族がお亡くなりになってしまったり、事情が変わって孤独・孤立につながるようなおそれがある方については、支え愛・ほっとステーションですとか民生委員の皆様にご協力をいただきながら、個別に相談を受け付ける必要もあると捉えてございます。

○筒井委員 分かりました。

ただ一方、民生委員にお世話になっている方が全てではないと思いますので、その辺り少し課題があるかと思えますのと、その登録した緊急連絡先、その救急代理通報システムとか品川くるみ高齢者見守りアイテムで登録した情報というのはどんだん区で一元管理して行って、万が一のスムーズな連絡先に活用していただきたいと思います。

品川くるみ高齢者見守りアイテム、これは私も非常によいと思うのですけれども、パンフレットに要件として外出に不安がある65歳以上の方と書いてありまして、これは認知症ではなくてもよいというようなことを課長から伺いましたけれども、認知症の方でないといけないのかなと思ってしまいますので、その辺りの広報の工夫というのを、ぜひもっと区民に対して分かりやすくよろしくお願いします。これは要望で終わります。お願いします。

○まつざわ委員長 次に、せらく真央委員。

○せらく委員 よろしくお願いいいたします。269ページの認可外保育施設等保育料助成、271

ページの保育園運営費から幾つか質問させていただきます。

まず保育園運営費から、業務支援ツールのコドモンの導入について伺いたいと思います。今年度から区立保育園にコドモンが導入されて、連絡帳や出欠連絡が楽になったと私も実感しておりますし、保護者の方からも聞いております。お便りについては、外出先ですぐにアプリから確認できて助かります。その中で、以前から使っているシステムがある部分としては、入退室の記録と写真の販売、これは別のサービスを使用しています。身体測定も紙で保護者に共有されています。この点については、経費を抑えるためにも一本化したほうがいいのではと考えますが、現在の状況と今後について教えてください。

また、園の職員の事務作業、こちらの負担感としては、ICT活用により変化は課題がありますでしょうか。お願いします。

○立木保育課長 現在コドモンを導入いたしまして使っている部分に関しましては、今おっしゃられたとおり、連絡帳の機能、それからあとはお知らせ等の部門です。使っていないものの中で、入退室に関しましては、ちょっとほかのシステムとのデータ連携が今コドモンのほうとできていない状況、そういう機能がないものですから、全て手入力になってしまうというところで、そここのところは今後のバージョンアップ等の改善に期待をしたいと思っていますところでは。

あと、写真等に関しましては、セキュリティの関係で、直接写真を撮った業者がコドモンのほうに、今私どもの使っているシステムの中に取り込むことができないというところがありますので、現行の写真の販売システムをそのまま引き継いでいるようなところでは。

こちらのほうの今後の使い勝手の部分に関しましては、順次使えるものを検証しながらどんどん拡大していきたいと思っていますところではございます。

あと、保育士の負担に関しましては、使い勝手が工夫されている部分がございますので、やはり好評を得ている部分もありますし、あとノートパソコンでもタブレットも使うことができます。そういったことで、今後でもできるだけ一本化をしていきたいと考えているところではございます。

○せらく委員 理由があって以前からのシステムを使っているということで、段階的にスマートな運用にしていければと思います。

前回の決算特別委員会で、保育園の職員研修で命の安全教育導入について質問をさせていただきました。こちらについては、先日職員へ研修を行ったと聞き、早速取り組んでくださったことに感謝いたします。

そこで、具体的な質問なのですが、前回のお話の中で、プライベートゾーンのお話をトイレやお着替えの場面で伝えるということがあるというふうにおっしゃっていましたが、お着替えでは男女を分けるなどの習慣はあるか伺います。普段のお着替えと、水遊び、水着に着替える時で違いがあれば教えてください。

○立木保育課長 基本的にあまり着替えのシーンというのは、衣服が汚れたときとか濡れたときになるので、その着替えの際にはパーティションで目隠しをしたりとか、あとほかのお子さんの目に触れない、ほかの人の目に触れないような配慮をしております。あと、夏のプールの時期で水着等に着替えるときにはカーテンを引いたりとか、あと男女分けたりとか、施設の中で工夫をしながらやっているところではございます。

○せらく委員 現状をお知らせくださいまして、子どもたちの生活の中で取り入れられる要素を、各園でも研修を生かして実践していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、認可外保育施設の保育料助成について、利用者支援策の拡充についての内容を事前に伺いまし

た。認証、認可外の助成制度を統合して、第1子は月4万円、第2子以降は月6万7,000円を、認可保育園の不承諾通知がなくても助成を受けられるということで間違いないでしょうか。こちらにより、子育て家庭にはどのような効果が得られそうでしょうか。そして、先日償還払いという話も出てきましたが、これまでどおり申請して助成を受け取る形になりますでしょうか。

○石井保育支援課長　今回、認可外保育施設に対する助成金の改善でございますけれども、不承諾通知不要でご申請いただくことができます。子育て家庭につきましては、今までは認証、認可外、そういったところの選択肢がいろいろ狭まっていた部分があるのですけれども、どのような施設であったとしても、きちんと子育てに係る助成を受けられるということで、保護者にとっては通う施設の選択肢が増える、これがすごくメリットであるというふうに考えてございます。

こちらの申請方式に関しては、現在のところ償還払い方式を予定しているところでございます。

○せらく委員　その不承諾通知が不要になることで、この認可保育園の入園を希望する方が、しっかり内定できるような可能性が増えるのではないかとということが想像できました。

少し私の体験から、例としてお話しさせていただきます。以前、認証保育所に通っておりまして、月8万円お支払いして、差額のほうを助成していただいていた。一時的な負担により大変だと感じたこともありましたが、今は無事に区立園に通っています。この保育料8万円ということを少し例にして計算してみると、今回の拡充により、第1子の場合には月4万円ぐらいご家庭の負担があると思います。それから認可保育園の保育料一覧を見ますと、区分のD15というのが4万4,600円で、D15以上のご家庭では、認証保育所や認可外に通ったほうが保育料を抑えられることが、場合によっては起きるかもしれません。一保育者目線では、ちょっとこういう計算をしてどうしても考えてしまうのですけれども、課長がおっしゃったように、今後認可外保育所、認可園以外の選択肢ということが増えてくるかもしれないというようなことが考えられました。

この認可外保育所へ通う子ども・ご家庭への支援を充実していただくにあたり、適正な保育所の運営のために、改めて指導検査についてお伺いしたいと思います。認証保育所と認可外保育施設への指導・検査の頻度を教えてください。

○立木保育課長　指導件数の回数、頻度のほうでございますけれども、認証保育所、認可外保育施設、東京都のほうが児童福祉法でやっている部分と、あと区のほうは現在、子ども・子育て支援法に基づいてやっている部分がございますが、区のほうで年に1回必ず実施をしているところでございます。

○せらく委員　認証保育所と認可外保育施設への指導を、区では年1回行っているということだったので、ホームページのほうでは3年に1回だとか、年に1回の保育園もあつたりするので、その頻度の違いというのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

追加で、指導・検査の結果はホームページに公開されているところで、検査により指摘を受けて対処済みになっている項目について、その後の対応をお聞きます。安全確認・助言等を行うための巡回支援指導員が保育施設を訪問する巡回支援が、年間300回ということが行政評価シートに記載されました。各園年に2回程度回られているというところでしょうか。またその際に、指導検査により指摘された部分についての確認もされていますでしょうか。

○立木保育課長　3年に1回の施設も中にはございます。これは特に指摘がなく優良な運営をされている園に関しましては、書類の確認だけで済ましているというような状況で、3年に1回ということがございます。

あと、検査の後の巡回指導等、検査の合間の巡回指導ですが、改善事項等があった場合には30日以

内に改善を出していただきまして、その辺の確認もしながら巡回の支援ということで助言指導をしているということで、この場でも改めてその検査内容等の共有といたしますか、両方でより一層高めていくというような取組でやっているところで、全園2回ずつやってございます。

○せらく委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

希望する多くのご家庭で、保育園に通える状況や安全な保育園、そして子育て中のご家庭の負担が軽減し、第2子、第3子を望めるようになっていたり、社会全体で子どもを支えるような制度になることを期待しております。終わります。

○まつざわ委員長 次に、こしば新委員。

○こしば委員 よろしくお願いします。247ページ、デジタル活用による高齢者社会参加促進事業について伺います。

現代社会の中で、生活、仕事、趣味、あらゆる場面でデジタルの力が人々の活動に影響を与えています。その影響、恩恵と表現したほうがいいかもしれませんが、全ての人間に与えられた1日24時間という限られた時間の中で、いかに合理的にその時間を節約していくのか。それがデジタルの効果の一つです。しかし、デジタルの進化によって、このデジタルを活用できる人、また一方でなかなか活用できないという中で、デジタルの格差社会、デジタルディバイドが生まれました。その格差の中で、デジタルの恩恵を受けづらい人の年代層が主に高齢者です。デジタルの進化で、それを活用できる人は恩恵を受け、一方で活用できない人は恩恵を受けることができない社会は不幸な社会です。誰もがデジタルの恩恵を受けるために、品川区が取り組んできたこれまでの施策をさらに進めていってほしい。その思いで質問いたします。

デジタルが社会生活の様々な局面で浸透している中で、アナログなものが少しずつ消えていっております。これまでアナログの社会の中で生きてこられた高齢者の意思疎通がだんだんとなくなってきますと、今度は認知症のおそれが出てきます。もちろん地域の中で高齢者クラブや町会、周りとの交流を行っている方はまだ交流が続いています。しかし、そうでない方の中には、なかなか自分から行動に移せない人もいます。

私の周りでも、数年前まで町会の役員をされて活躍をされていた方が、その後奥様を亡くされ、同じくらいに引っ越しをされたのですが、その後なかなか人との交流が途絶えてしまい、ついには認知症を発症されたケースがございました。私も紹介の方とその方の住むアパートの一室に入りましたところ、ガスコンロのすぐそばにたくさんのビニール袋が積み重ねられているという大変危険な火災を発生しかねない状況でございましたので、その町会の方と一緒に掃除をした思い出がございます。

ひとり住まいで認知症となりますと大変心配でございます。そういう中で、高齢者の方が認知症になるのを防ぐために、行政が高齢者と向き合っていく姿勢、考えについて教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 高齢化社会を迎えている高齢者の方と行政がどのように向き合っていくかというご質問でございます。

私ども福祉部においても、高齢者の活動を支援する事業ですとか、見守りの事業なども実施してございます。デジタルディバイドの方への対応ということでは、スマホ教室の場所を拡大して実施するというところと、また、今年度高齢者の方のアンケートを実施して、その意見を取り入れて新たな講座というのを、基本アプリ講座という形で開催をする予定でございます。そのような形で、高齢者の一人一人の声をくみ取りながら、新たな事業の展開というところにもつなげていきたいと考えてございます。

また、認知症予防という点からは、認知症予防事業の一般介護事業の中の脳力アップ教室、脳力の

「のう」は頭の頭脳の脳という漢字になるのですが、こちらにも既存のコースに加えてデジタル化の推進というところで、新たにeスポーツコースを開催する予定でございます。こちらの内容としましては、複数の色ボタンのみで簡単に操作ができるユニバーサルデザインに配慮した運動などのゲームを想定してございます。高齢者の皆様、おひとり暮らしの方でもぜひご参加いただいて、対戦などを複数で行うことで、会話やコミュニケーションのきっかけとなることも期待でき、社会参加ですとか生きがい支援、認知症予防や健康寿命の延伸にも資するものと考えてございます。

介護予防においても通いの場という形で、引き続き介護予防の推進員とともに地域での活動というのも広げていきたいと思っております。

○こしば委員 まさに今課長がおっしゃいました様々な施策の展開が、この認知症予防につながっていくことと信じております。

昨年厚生委員会で行政視察に行きました岡山県岡山市のほうでも、このデジタルを活用しました取組がされておりました。この認知症の予防事業の効果として、それまでは男性の方がそれほど参加をされていなかったのですが、こういったeスポーツを取り入れることによって、その男性の参加率が上がっていった。また、上達の速い人がそうでない方に教えることによって、そこでまた交流が生まれてきた、そういったことなどをお聞きしました。

先ほど課長の答弁の中で、eスポーツコースを新たに新設されたということでございましたけれども、その経緯について教えていただければと思います。

○川原高齢者地域支援課長 認知症予防において、eスポーツコースが新たに追加された経緯についてのご質問でございます。

今までいろいろな介護予防事業に参加する中で、先ほど委員からのご指摘にもありました男女比というところでは、やはり女性の方のほうがグループでワークとかに参加するにあたって非常に多いのです。男性の方のよりよい参加の支援につながるものというところで、ゲームという形を用いると、男性の参加率が他の自治体等の調査でもやはり増えるというところもございまして、新たな展開というところでeスポーツコースを開催した経緯ということもございまして、男女にとらわれずに、高齢者の方の全ての方へのよりよい社会参加につながればよいと考えてございます。

○こしば委員 ぜひ男性女性の参加率の向上に向けて取り組んでもらいたいと思います。

それとあともう一つ、アプリゲームを通じたそのスマホ体験のほうも新たに始まっていくということでございますけれども、こちらのほうの年間の回数だとか、あと地域、こういった地域で行われていくのか教えていただければと思います。

○川原高齢者地域支援課長 来年度から新たに始めるゲームの体験、アプリ、ゲームなどについてのご質問でございます。

来年度、年間の実施回数12回を予定してございます。来年度新たに始めるものでございますので、最初の前半についてはテキストなどの構成ですとか中身のものなどを協議した上で、実際に始めるのは10月、秋ぐらいを予定しているのですが、月に2回開催することで、そして月の実施場所は13地域にまんべんなく利用者の方にご周知をしていきたいと考えてございますので、地域を限定することなく幅広く、地区内全域で実施をしていきたいと考えてございます。

○こしば委員 年間で12回実施ということで、またまんべんなく区内全域のほうで取り組んでいきたいということでございますけれども、あと、人数のほうはたしか20名程度だったと思います。そうなりますとどうしても、例えば大井第2地域でやられる場合はつまり年間で1回、20人の参加となり

ます。そうすると、若干その町会に入っている方々、高齢者クラブに入っている以外の方にもやはりこれが浸透していくことにやはり意味があると思いますので、その辺り、人数のほうも増やすことも検討していただきたいと思いますが、お考えを教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 ご質問いただきました人数の拡充を図ってはいかがかというご質問でございます。

今後、中身のテキストであるとか教室の運営の仕組みを考えていく中で、人数、例えば20名以上幅広く参加していただく中でも効果的に実施できるのかというところは、運営いただく事業者などとも協議をしながら、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○こしば委員 先ほどのお話に戻ってしまうのですが、このデジタル活用の進化というのはデジタルが得意な人だけでなく、デジタルに不得手な人、むしろその不得手な人の声をどんどん聞き取っていただいて、そこからまた気づくことがたくさんあると思います。それをまた次年度の事業にも置き換えていただくようお願いを申し上げまして、私のほうは終わらせていただきます。

○まつざわ委員長 次に、横山由香里委員。

○横山委員 よろしくお伺いいたします。私からは、227ページ孤独・孤立対策推進事業、257ページ品川区子ども計画策定、267ページ養育費相談支援事業についてをお伺いいたします。

1点目に養育費相談支援事業についてお伺いいたします。プレスリリースには、親子交流（面会交流）支援とありますが、まずはこちらの内容をご説明ください。養育費相談支援事業の現状と、面会交流支援に関する国や他自治体の最新の動向、また今後の見通しについても区のご見解をお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 親子交流の件でございます。来年度から新しく新規ということで、今回上げさせていただきました。

こちらの親子交流支援についてですけれども、基本的に法務省のホームページにある面会交流支援団体の支援を基本としまして、こちらの団体を利用して支援を受けた経費を補助するというところで、想定としましては、1年間の利用で上限を15万円と考えているところです。

また、現在の相談支援の状況ですけれども、現在公正証書の作成費用と養育費の立替保証の助成を、今行っているところです。

国の動きというところですが、現在こども家庭庁においても親子交流として推進する動きとなっております。また、ほかの東京都では既にハートとFPIC（家庭問題情報センター）に委託して、特別区の中ではまだ港区と文京区が実施しているにとどまっております。ただ、他区の状況を見ますと、当区と同じように来年度に取組を考えているという話も幾つか聞いているような状況です。

○横山委員 滋賀県のほうでは離婚前後親支援として、養育費や面会交流の取組に向けた講座の開催、個別相談を実施しています。NPOハッピーシェアリングの築城由佳さんが開発した、面会日を決定する面会交流マッチングサービスでは、父母が申し込めば利用ができ、直接連絡をしたり連絡先を交換する必要はありません。メッセージも法人側が相手の感情を刺激すると判断した場合は注意をします。

一般社団法人面会交流支援全国協会は、一定の基準を基に支援団体の質を保証することで、子どもや利用者の安全や安心につなげることを目的として、離婚などで別居した親子の面会交流を支援する団体について、民間の機関が独自に認証する制度を令和4年10月からスタートしています。支援者への研修を実施し、支援団体の空白地域の解消を目指しているということです。

今後親子交流を希望する区民の方々に対して、どのような周知を行っていくのでしょうか。国の動向ですとか都ですとか、あとほかの区の動向等も注視していただきながら、ひとり親家庭のしおりに安

心・安全に親子交流を行っていくための情報を掲載するなど、必要な方々に最新の情報提供をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、品川区子ども計画策定についてお伺いいたします。事項別明細を見ますと、計画策定支援業務委託が2,139万5,000円となっておりますが、委託の内容についてご説明をお願いいたします。平成30年度の当初予算では、子ども子育て支援事業計画策定支援が700万円、ニーズ調査が600万円。平成31年度では策定支援が577万8,000円で、令和4年度の当初予算では、子ども若者計画策定支援等として880万円となっております。

そこにちょっと関連しまして、児童虐待の統計についてもお伺いいたします。児童虐待相談対応件数が各自治体によって解釈が異なっているということから、こども家庭庁が虐待統計の集計方法などについて調査を進めているかと思いますが、区が把握している東京都と品川区の現状について、ご説明をお願いいたします。

○飛田子育て応援課長 ひとり親家庭のしおりについてですが、委員おっしゃるとおり、こちらのほうにつきましても積極的に周知を図ってまいりたいと思います。

○藤村子ども育成課長 私からは、子ども計画のご質問についてお答えいたします。

委託の内容というところですが、こちらは計画策定の支援、またアンケート調査というところが主なところですが、今回子どもですとか当事者の意見を抽出するというところで、そういったワークショップですとか、そういったことを行う際の支援のほうも計画しておるところです。

また予算面のところですが、平成30年度および平成31年度の子ども子育て支援事業計画につきましては、こちらは2か年で策定しているというところがございますので、予算ベースでいくと2か年で1,880万円程度というところ。また、令和4年度の子ども若者計画につきましては、こちらの策定支援ですと880万円なのですが、こちらと別にアンケート調査の費用が800万円程度入っておりまして、大体合計で1,680万円ぐらいの予算規模となっております。今回、少しそこから上乗せになっているところなのですが、計画策定の範囲というのがちょっと広いというところですか、新たな計画であるところですか、あと人件費の高騰ですとか、そういったところが響いてこの金額になっているかということになります。

○横山委員 面会交流のほうはぜひ周知をお願いいたしたいと思います。

○長谷川児童相談所開設準備課長 虐待対応件数についてのベースについてお答えさせていただきます。

児童相談所が通告を受けまして調査訪問したが、虐待ではなかったと認められるケースにつきまして、国は統計には含めないとしております。先般、都を含む複数の自治体で統計に含めていたことが報道されておりましたが、区としましては国の今後の動向を注視しつつ、ルールに従った抽出方法で統計業務を確実に実施してまいります。

○横山委員 それぞれ動向を注視していただきながら進めていただけたらと思います。

子ども若者子育て支援の現場からは、過去に制度に苦しんだけれども、人に救われましたというようなお声もお聞きしております。統計の取り方、使い方を含めて、子どもをケアするための条件整備や計画づくりに活用できるよう、国や都の動向を注視していただきながら、人を中心とした心を込めた計画策定をお願いいたします。

3点目に、地域福祉推進費についてお伺いいたします。地域福祉計画策定のために実施した区民アンケートの結果、20代、30代の孤独・孤立感が顕著に表れていますが、ほかの調査を含めて、性別に

よる結果の分析などありますでしょうか。

○東野福祉計画課長 区が令和4年度に行いましたアンケート調査の項目ですが、性別の問いは設けておりませんでした。よって性別の違いによる分析というものは、全体としても行っておりません。

ちなみに令和4年度、同時期に内閣官房の孤独・孤立対策担当室で同様の調査を行ってございます。こちらを紹介させていただきますと、品川区と同様に孤独・孤立を感じる割合が高いのが20代、30代。30代が最も高いという結果が出てございます。男女別でいきますと、男性では50代が最も高い、次が30代。女性では30代、次に20代が高いという結果が出ているところでございます。

○横山委員 今年1月29日の東京新聞の社説「孤立広がる社会、つながりの場増やしたい」には、2018年にエコノミスト誌などが実施した調査で、孤独は自己責任と考える割合が日本は44%で、米国23%、英国11%を大幅に上回った。背景として、人に迷惑をかけてはいけない、頼ることは恥といった考え方が日本に根強いことが指摘される。サポートを必要とする人が声を上げにくい状況が生まれ、問題が顕在化しにくくなっているというふうにあります。

他人に迷惑をかけてはならない、頼ることは恥というような批判や考え方のために、サポートを必要とする方々が声を上げづらい環境を改善するためには、社会全体で受援力を高めていく必要があるというふうにご考えております。誰もが困ったときに気軽に声を上げることができ、生きやすい地域を広げていくために、さらなる啓発活動や相談体制の構築をお願いしたいと思っております。

区では「おたがいさま運動」なども進めておりますが、孤独・孤立の解消に向けて、孤独・孤立対策シンポジウムの開催時などに啓発活動をお願いしたいと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

○東野福祉計画課長 委員からご指摘のありました点、とても大切な視点だと思っております。区で取り組んでいる「おたがいさま運動」の趣旨からも、孤独・孤立対策シンポジウム開催の際は、そういった啓発活動、ご紹介などをしていきたいと考えてございます。

○まつざわ委員長 次に、新妻さえ子委員。

○新妻委員 私からは、225ページ高齢者安否確認事業、関連をいたしましてエンディングサポートについて、253ページ児童センター運営費、関連をして若者の心と体の健康について伺います。

まず高齢者のほうですが、令和4年度介護保険制度の運営状況から、高齢者の人数を確認いたしました。65歳以上、総人口の20%、5人に1人が高齢者であり、そのうち75歳以上の高齢者は11.1%となっています。また、高齢者の6人に1人が要介護認定を受けているとの表記がありました。

まず、区が把握されているおひとり暮らしの高齢者の人数が分かりましたらお知らせください。また、今後の要介護認定者の推移をどう予測をされているかお聞かせいただきたいと思っております。

また、エンディングについてですけれども、最近おひとり暮らしの高齢者の方から、お墓があるので、自分が亡くなった後は納骨をしてもらいたい、そういうご相談を立て続けにいただきました。なかなかこれは親族でないとできないということもありますが、区にご相談をさせていただいて、いい形に結びつくことができました。

これまで公明党が、お亡くなりになった際の葬儀や納骨等のサポート、いわゆるエンディングサポート、横須賀市の事例や、また人生の総仕上げをどう迎えていくのかについて、終活について提案・要望させていただきましたが、高齢者の死後の準備の必要性など、区の認識をお伺いしたいと思います。また、併せて支援策があればお伺いいたします。

○東野福祉計画課長 私からは、エンディングサポートの件についてまずはお答えをさせていただきます。

ます。

現在、区のほうで行っておりますエンディングという部分におきましては、直接ではないのですが、エンド・オブ・ライフケアを進める上で大切なことということで、よく分かる在宅医療・介護の冊子の中で紹介をさせていただいております。その中ではアドバンス・ケアプランニング（ACP）ということで、終末期にどのような治療やケアを行いたいのかとか、正しい情報を得た上で同意をしていくにはどうしたらいいか、そういった希望をまず書き取ることから始めましょうというところでご紹介をさせていただいております。また、死後事務関係におきましては、社会福祉協議会におきましてターミナルサポート事業というものをしております。そういったところを区民への周知を今後も行っていきたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長 私のほうからは、ひとり暮らしの高齢者世帯の推移とか、あとは認定率などについてお答えさせていただきます。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、令和5年1月1日現在で、住民票の住民基本台帳上の世帯として1万9,122人、75歳以上として把握しております。ただし、こちらについては住民基本台帳上の世帯ということになっておりますので、福祉計画課が来年度行います実態調査に基づいて、正確なひとり暮らしの高齢者というのが数として把握できるものと捉えております。コロナ禍でその実態調査ができなかったのが、現在のところはこの1万9,122人という数字しかないということでご承知おきください。

あと、認定率につきましては、令和4年度が1万5,436人で18.8%、令和5年度につきましては、令和5年度末で大分認定の数が増えておりますので、1万6,000人弱ぐらいになるのではないかと推測しているところです。

今後につきましては、やはり団塊の世代が2025年75歳以上になるというところと、その先、75歳以上の人口が増えていくというところを鑑みますと、認定率についてはやはり引き続き増えていくのではないかと区としては推測しております。

○新妻委員 来年度の調査で、また具体的な調査をぜひお願いをしたいと思います。

今、課長からご紹介がありましたターミナルサポート事業、社会福祉協議会でやっているということをお伺いさせていただきまして、こういうことがあるのだということをおも知った次第なのですが、実はこれは令和元年にパンフレットが作成されているということが分かりまして、社会福祉協議会に少しお伺いをしたところ、コロナ禍があったということで、全くその該当の方に対面でのアポイントメントが取れずに、その事業が全く進んでいなくて利用者がゼロということをお伺いいたしました。

この事業は大変重要だと私は思っております、こういうことがあるということをお知らせすることで、利用したいという方が多くいらっしゃると思いますので、ぜひ社会福祉協議会の事業ではありますけれども、品川区としてしっかりとこれのアピールを、民生委員等も含めて、こういう事業があるということの周知を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、次に若者支援というところで伺ってまいります。今般、児童センターで予算がつけられまして、南品川児童センターが児童センターの利用者の年齢を上げて、今、改築を進めていくということで改築が進んでいます。

まず、品川区の若者の心と体の健康についてどのように認識をされているか、お伺いをいたします。

○藤村子ども育成課長 子ども・若者の心と体の健康という観点ですけれども、なかなかいろいろこういったご相談をする場というのが児童センターですとか、子ども若者応援フリースペースですとか、

いろいろ用意はしているところなのですけれども、そこで相談を受けてワンストップで解決するというような状況ではなくて、やはりそこからまたほかの機関につなげるのですとか、そういったような形で今のお悩みの相談を受けているような形になっております。

○新妻委員 令和元年8月に発表されました厚生労働省の健やか親子21、第2次の報告書の中でも、この思春期に健康に関する正しい知識を身につけること、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりに向けた大事な第一歩である。性教育や食育、肥満、やせなど、自身の体に関する様々な健康教育の充実について、より積極的な取組が求められていると報告されました。とにかく1人で悩みを抱えやすい、また家族にも相談できない、そしてインターネット上の偏った、また不確かな情報に頼ってしまう。そういうケースもあります。

そのような若者が、気軽に医師や、またカウンセラーなどの専門家に相談できる場所が必要ではないかと考えますが、区の見解を伺います。

○藤村子ども育成課長 そういったご相談の間として、東京都の事業として、東京若者ヘルスサポートということで、思春期特有の健康上の悩み等について相談を受けているような機関とかイベントとか窓口があると聞いております。こちらは対面ですとか、メール相談ですとか、電話相談というのを受けているという形なのですけれども、区におきましてもどのような形で、知見を有するような団体にこういったことを委託したり、思春期特有の様々な悩みですとか、相談に対応できるようなサービスというのを行っていただければと考えております。中でも、対面ですとちょっとやりにくいとかお話ししにくいという若者も多いかと思っておりますので、SNS等が活用できて、できるところからやることをやっていきたいとは考えております。

○新妻委員 男女共同参画の講座の中で「若年女性のSOS」とのテーマで、NPO法人BONDプロジェクトに協力をいただいたケースでありますとか、また若者の心と体の健康について意識啓発を進めている、大変尽力をされているNPO法人ピルコンというところもあります。品川区とも関係があるかもしれませんが、例えばそういうような団体にもまたアドバイスを求めながら、ご協力をいただきながら、ぜひ品川区での若者の心と体の相談体制の構築をお願いしたいと思っております。要望で終わります。

○まつざわ委員長 次に、おぎのあやか委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願ひいたします。本日は、239ページ超短時間雇用促進事業と、245ページ品川区介護職員居住支援手当についてお伺ひします。

まずは超短時間雇用促進事業についてです。障害を持つご本人やご家族の方からお話を聞くことが最近増えましたが、皆さんにとって何が心配で、何が希望なのかなと考えますと、ご家族の方にとっては、自分たちがサポートできなくなったとき、果たして障害を持つ本人は1人で生きていけるのだろうか。そのことを一番心配しており、一方当事者にとっては、障害があってもできるのであれば、皆と同じようにお仕事したい、家族を安心させたいといったことを希望しているのかなと感じます。

私が勤めている会社でも五、六人障害枠で雇用されている方がいらっしゃいまして、やはり特性に応じてパソコンの入力作業やお掃除や、あとシール張りなどの軽作業を行っております。会社のビルが入っている管理人の方からも、お宅の会社の何々さんは、大きい声で毎朝挨拶してくれて気持ちいいね、お掃除も一生懸命やっているよ、人事の人に言ってあげてとお褒めの言葉をいただくこともございます。そういった障害があっても社会とつながって生きることが大切なのかなと思っております。品川区のこの超短時間雇用促進事業、ご本人にとっても家族にとっても、自分らしく生きがいを持って生活する第一歩なのかなと思っております。

そこで質問です。事業内容としては、専任のコーディネーターを配置し、企業とのマッチングを行うということですが、コーディネーターの配置は何人ぐらいを予定していて、どういった企業を予定しているのでしょうか。また、現段階での、こちらの計画と進捗をお聞かせください。

また、就労先として、品川区のこの区のお仕事というのは、想定はないのでしょうか。

以上2点、お願いします。

○松山障害者支援課長 私からは、超短時間雇用促進事業の、まずはコーディネーターの配置についてでございます。区内の障害者就労支援センター、社会福祉法人げんきに委託しておりますけれども、そちらのほうにコーディネーターを配置する予定でございます。現在、法人のほうとコーディネーターの人数について、何人にするかということで、区としては人件費相当分ということでお渡しはするのですが、その中で体制について今協議をしているところでございます。

それから、2つ目に超短時間雇用促進事業の進捗状況でございます。今年度既に前倒しでモデル実施をいたしまして、1月に超短時間雇用シンポジウムを開催いたしました。ご協力いただいている東京大学の教授にご講演いただくとともに、事例報告として2事例報告をさせていただきまして、皆さんとトークセッションをしたということがございます。また、会場にご参加いただいているのが77名、オンライン参加者が47名ということで、かなり多くの方の関心があります。また、企業の方にもご参加いただいているところでございます。

来年度はもう本格的に実施するというので、今年度も企業に障害者支援課の職員とともにアプローチをもう開始しているところでございますが、具体的にはコーディネーターが企業開拓をしてマッチングをするということで、実際に具体化を図っていこうと積極的に進めているところです。

○崎村人事課長 区のお仕事ということで、私のほうからお話をさせていただきます。

品川区では令和4年度から、障害を持つ方を会計年度任用職員として採用いたしまして、各課で行っている例えば大量の印刷物ですとか封入ですとか、委員からお話がありました例えばデータ入力ですとか、そういった仕事を集約して仕事を行っていただいている業務支援室というものを設置しております。

令和6年度に向けては、今委員からお話ありました超短時間雇用というところで、これまでは週5日の6時間ですとか、週4日の6時間ということで雇用していたのですが、週4日の3時間という枠を設けまして、それを別で採用の募集をいたしまして、来年度に向けて採用を行っていきたいと考えているところでございます。

○おぎの委員 コーディネーターを現地に配置するというので、前倒しでシンポジウムを既に行っているなど着々と準備が進められているのだなと感じます。ぜひ引き続きよろしくをお願いします。

また、区の仕事の雇用ということでも、もう既に令和4年度から始められているということですが、またこちらの枠に短い時間で働ける方の雇用をまた続けていただきたいと思います。お隣の港区では、民間の保育園のおもちゃの消毒等、あと保育園のトイレのお掃除とか園内のお掃除とかをされているそうですので、また品川区内でどのような仕事はまだほかにもできることあるのではないかと、民間に委託に出す前に、仕事を振り分けたり選定していただけたらいいかなと思います。ご本人の障害の特性に合ったお仕事が見つかって、障害者の方もご家族も安心して自分らしく生活できるように期待しています。ぜひよろしくをお願いします。

次に、引き続きまして品川介護職員居住支援手当ですが、東京都の手当に上乗せして品川区からも1万円手当が出るということで、介護職の方や事業所の方からは本当に喜んでいる声を聞きます。全国的に不足している介護人材ですが、全国に先駆けた事例となり、介護人材の定着と労働環境の整備につな

がるとよいと思います。

先日の一般質問で大倉議員からも問題提起がありましたが、現場では介護職員を募集してもなかなか集まらず、事業者は紹介業者に頼らざるを得ないという状況と、その紹介手数料が1人当たり平均89万円ということで、事業者の大きな負担になっている現状、このことを受け、先日の厚生委員会でも少し議論しましたが、ここで改めて話題に出させていただきます。

品川区が、事業者から紹介業者に払う高額な紹介料の補助を考慮しているということですが、どれほど補助金を投入しても、そのお金は現場で働いている介護従事者の方には回りません。その紹介業者に支払う89万円が、現場で働いている方や事業者の方に回るとよいと思っています。

今後の超高齢化社会を見据えて介護職員の確保と労働環境改善のために、介護の専門職の登録と紹介を品川区で行うということではできないのでしょうか。現在、品川区ではシルバー人材の登録制度を行っています。これを応用する形で、介護職員、介護専門職の方にも登録してもらい、区内で不足している事業所に紹介するシステムを品川区で作れないのでしょうか。

幸い品川区には介護福祉専門学校があります。まずはこちらの卒業生を登録してもらい、また介護専門職の免許取得をアシストするときも登録のアナウンスをするのはいかがでしょうか。手を挙げてくれた事業所の安定した経営と、何より現場の介護職の方々の労働環境改善のために検討してみるのも有効だと思われませんが、いかがでしょうか。ご見解をお聞きます。

○菅野高齢者福祉課長 介護人材の登録についてのご質問についてお答えさせていただきます。

区におきましては、社会福祉協議会とタイアップさせていただきまして、品川区介護福祉専門学校のほうを平成7年度から運営しております。ここについては介護の人材の確保や、あとは福祉カレッジというものを介護職員の研修フィールドとして展開しております。ここにおいて、今後そういった介護職とか資格を持った方たちの登録制度については、今後介護学校でどのように展開しているかというのは進めていきたいと思っているところです。

○おぎの委員 いろいろな方法で、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○まつざわ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時07分休憩

○午後1時10分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西村直子委員。

○西村委員 よろしく願いいたします。257ページ品川区子ども計画策定における子ども若者の意見表明、281ページ私立幼稚園支援について伺ってまいります。

まず、子ども若者の意見表明についてですが、アンケートの進め方について伺いたいと思います。アンケート調査とワークショップの対象年齢、実施方法、調査内容などは、同じものが2段階方式になるのか。また、ワークショップで出た内容をアンケート調査の質問票に生かすのか、アンケートをして、その内容についてワークショップでさらに深掘りをしていくのか。どのようなプロセスをお考えでしょうか。

また、子ども若者の声を聞くとなったときに、どこまで子どもが意見を言える場になるのかは簡単な

ことではないと思っております。世田谷区は質問を具体化して、「なんでやねんすごろく」を実施していると伺いました。そのような面白い試みや、区の子育て支援団体にも子どもの声を引き出すご協力をいただきながら、ぜひとも力を入れて細やかに取り組んでいただきたいと思います。区の考えと検討していることがあればお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 子ども計画の策定に関してのご質問ということで、こちらお答えさせていただきます。

まず、アンケート等の対象というところですが、今回子どもとその保護者に対するアンケートということでは、ウェブと紙の両方でということと考えておるところです。またワークショップに関しましては、例えばタウンミーティングというのを開催しておりますので、その子ども版タウンミーティングを開催するのですとか、あとは区内の大学ですとか児童センター、子ども若者応援フリースペースといったところでワークショップを幅広く行って、特定のところに偏らない形で幅広く意見を聴取していただけたらというふうな形で考えております。

こちらのメンバーに関して、もちろん固定のメンバーで行って、1回目と2回目で経過観察というか同様の方に意見をお伺いできれば一番いいのですけれども、なかなかそこは人員の面でうまくできるかというところがありますので、そちらについては今後の検討事項かなとは考えております。

また、こういった形で意見を組み込めるかということですが、やはりこのこども基本法、子ども計画についてどう思いますかみたいな形で堅苦しい形で話をしてしまうと、やはり子どもに限らず、高校生でもちょっと意見は出にくいかなというところがありますので、もう少しブレイクダウンした形で何かのテーマを提示して、それに対してご意見をいただいて、それを計画に反映できるタイミングでやっていきたいと思っております。

○西村委員 ワークショップを様々な場所でというのはすごく面白いよい取組だと思います。

アンケートやワークショップを通じて子どもたちの声やアイデアを聞いていただきまして、それを実現するために応援金を出すチャレンジアクションみたいなものをやれないかなと思っております。子どもたちの企画を区が支援して実現していけたら、子どもたちの声を実際に見える化することができますし、声が届いたと実感してもらえるのではないかなと思います。

昨年、私が帰省する際に視察に伺った尼崎市の「あまらぶチャレンジ事業」では、高校生がグループになって尼崎市の中で活動するための資金を得るためにプレゼンをしたり、世田谷区の青少年交流センターなど複数の中高校生が過ごす場所では、子どもユースがやりたいことに対して応援する資金を出す取組がなされています。品川区でも、子ども若者の「やりたい」を実現するために応援していくような取組はできないでしょうか、伺います。

○藤村子ども育成課長 お子様というか児童・生徒の声をいただいて、例えばこういったことがやりたいとか、こういったことができないとか、区のほうにお声をいただいたりしたという形であれば、例えばその青少年主体でやっていただくとか、区のほう主体でやるというところ、いろいろなやり方があると思うのですけれども、いただいた声はしっかり生かして、例えば児童センター、事業であればすぐお声かけしてこういった場を設定するということは可能だと思いますので、ご提示された事項に応じて対応してまいりたいと思っております。

○西村委員 まさに小学生は児童センター内での取組などはどうかと思っていたのですが、同じくこの若者支援に力を入れている尼崎市ですので、実際に伺いましたところ、地域の課題や魅力を学び、その解決に向けた取組を企画するワークショップを市が開催しまして審査をし、選ばれると、それ

を实践するための応援金が上限5万円で交付されると。実際にまちづくりを体験することができると記載してありましたのがとてもいいなと思っております。

例えば、団体名勉強ガールズというチームがあるのですが、ここが提案して実際に選ばれたのは、勉強しやすい自習室の取組および既存の自習室を周知するための取組を行うとありまして、そのほかにも様々児童・生徒が考えた取組がサイトの中にもありまして、それを見ているだけでもわくわくしております。ワークショップなどで子どもの意見形成支援をしつつ、具現化する取組を提案させていただきたいと思っております。

また、昨年12月に閣議決定されました子ども大綱に、子どもの権利条約の考え方が組み込まれています。アップデートする子ども計画の策定に向けては、今回挙がってくる子どもたちの声を取り入れて改善につなげていただきたいと思います。子どもは困っていることを順序立てて話すことはなかなかできず、子どもたちの届かない声をつなげてほしいと切に願いますが、ご答弁をお願いいたします。

○藤村子ども育成課長 子ども大綱のほうを踏まえて子ども計画をというようなお話かと思っております。

こちらにつきましては、子ども基本法の中にその子ども大綱というところと、あと子ども計画が規定されているところですが、そちらのほうの理念として誰一人取り残さないですとか、子どもの意見表明というところ、数点ほかにも記載されているところなのですけれども、そういった子どもの意見というか子ども主体といったところを念頭に置きながら、多くの方の意見を聞くことで、子ども計画というのを策定してまいりたいと考えております。

○西村委員 期待しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、私立幼稚園の在り方について、以前にも質問させていただいておりますが、区の中でも取組が進んでいることがありますので、伺ってまいりたいと思っております。

幼稚園は品川の幼児教育を引っ張っていく存在です。品川の私立幼稚園のよさを今後どう伝え、支援していくのか。今回の予算では、各自治体の私立幼稚園の独自の取組が様々リリースされています。区は一時預かりプランとして、幼稚園と保育園のノウハウやハードの交換など、小さなトライ・アンド・エラーを繰り返してくださっています。すぐに成果が出るものではないかもしれませんが、私はこういった一つ一つが区独自の取組としてつながっていくものと思っております。

また、一方で幼稚園側にも、国と区の施策を様々理解してもらうことが必要で、そのためには職員の方々のアテンドが必要になってくると思っております。これまで学校法人だった運営から、生き残るための施策が必要になっている幼稚園もあります。

区の担当課の職員の皆様から出てくる自由なアイデアが柔軟に実現される環境下で、保護者のニーズをつかみ、求められる具体的な施策は何か。品川区ならではの取組を実践していただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○石井保育支援課長 私立幼稚園に関しましては、品川区の幼児教育をリードしてくださった、今でもリードして下さっていることと思っております。区の職員も、例えば長期預かりのときに保育園と連携しながら、預かり事業の申込みとかいろいろ手助けできないかということで、現場レベルで非常に努力しているところでございます。

今後、私立幼稚園が新制度移行に向かうにあたって、区の職員が丁寧に説明をしながら支援をしてまいっておりますし、おかげさまで令和6年度にも1園、そして現在令和7年度に新制度移行したいという相談も1園受け付けているところでございます。

○西村委員 この新制度のほうに移行するのも、幼稚園の方々の理解を得るのが簡単ではない場合も

あると思いますので、新しい取組にトライしていけるように、ぜひご支援をお願いしたいと思います。

また、これはずっとお伝えしているのですが、多くの保護者の方々が保育園と幼稚園の違いがあまり分かっていなかったり、スペックで選びがちになってしまうような現状があるかと私は肌感覚で感じております。そういった意味におきまして、保育園と幼稚園が今品川区にどれだけあったり、どのように違いがあるのかといったところを伝えていく、こういったご努力もお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○まつざわ委員長 次に、中塚亮委員。

○中塚委員 245ページの介護職員居住支援手当および障害者福祉の職員も一緒に伺いたいと思います。続いて243ページの特別養護老人ホーム運営費についても伺いたいと思います。

まず、介護および障害者施設の職員への新たな手当ということで歓迎したいと思います。この間の質疑で対象者のことですが、東京都の動きを見ながら対象者を検討したいというご答弁がありました。それならば、品川区としてはそもそも誰をどこまでを対象者にしたいと区としては考えているのかを伺いたいと思います。本会議の答弁では直接処遇をする人との説明がありましたが、それでは区は事務職の方は対象とは捉えていないのかどうか。やはり利用者と接する方は、もちろん事務職も含めてしっかり対象者にさせていただきたいと思いますが、介護施設、障害者施設、それぞれご答弁いただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 介護職員の居住支援手当についてお答えさせていただきます。

対象者についてのご質問ということなのですが、本会議の答弁のとおり、直接処遇をする介護職員についてということで今のところ考えているところです。国の介護報酬の対象者や、あとは東京都の特別支援手当の対象者、その辺りのところの状況も鑑みながら、今後対象者についてはさらに検討していきたいと思っております。

○松山障害者支援課長 障害分野における居住支援手当でございます。

障害分野における居住支援手当につきましても高齢者と同様、直接処遇に係る障害福祉サービスの従事者ということにさせていただいております。介護職員と同様、今後国や都の動向を見ながら、詳細には詰めていきたいと考えております。

○中塚委員 介護と障害者と基本的に同じ考えみたいなので、とりあえず介護のほうに伺いますけれども、先ほど伺ったのは、直接処遇の方というのは既に答弁は出ているのですが、私は事務職までしっかり対象にさせていただきたいとご提案をさせていただきました。その考えがないということなのか伺いたいと思います。もちろん専門職がその力を発揮することは大事ですが、その力の発揮のためにも事務職がなければできません。また事務職の方々も、専門職の方々のその姿を見て、自分たちの仕事の役割も深く考えていると思います。ぜひ事務職も含めて、この新たな居住支援手当の対象にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 対象者についてということで、具体的に事務職等のお話が今出ておりました。

こちらの居住支援手当はあくまでも介護職員というところがまずは基本だと捉えております。そして、それを取り巻く、それを支える事務職など、その事業所に勤める方たちを対象にするかなどにつきましては、今後事業者や関係者機関と協議をしながら、詳しいところは詰めていきたいと思っております。

○中塚委員 事務職については、今後関係者と協議しながら進めていきたいということですが、その協議をするにあたって、区としては事務職を対象にしたいと考えているのかどうかを伺いたいと思います。

私はやはり介護の職場の、せつかく介護福祉士などの処遇改善をしていこうと区が一步大きく踏み出したことはとても評価しております。それだけに、同じ職場で働いている事務職の方を対象にしないというのはあまりにも、やはりどのような仕事もチームワークで動いていますので、ぜひ事務職を対象にさせていただきたいと思いますが、その関係機関との調整とありますが、区としてはどう考えているのか、改めて伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 今回、介護職員の処遇改善については、基本的には法人等が給与に充てる原資は介護報酬で賄うべきだというスタンスは変わりません。現状の仕組みにおいてこれ以上の報酬のベースアップが難しいというところで、区内事業者において、直接処遇に係る介護サービス従事者に対して区独自の手当を支給することとなっております。

ここの、やはり介護職員の賃金が、ほかの職種に比べて、国の調査結果を見ても明らかに賃金格差があるというところに着目した目的の手当ですので、まずはそこを中心に考えていきたいと思います。

○中塚委員 ですから、事務職は対象にしないというのが区の考えなのか伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 恐らく事務職だけではなくて、介護事業所にはほかのいろいろな職種の方もいらっしゃると思います。そのことも含めて検討しなくてはいけないと思っているところです。

○中塚委員 ぜひ、例えば特別養護老人ホームにしろ、グループホームにしろ、障害者福祉の施設も含めて、そこで働いている方々全員を対象にさせていただきたいと強く要望したいと思います。

次に、特別養護老人ホームについて伺います。東大井、八潮南、小山台の3か所以降の特別養護老人ホームについて、本会議では総合的に検討すると答弁がありました。改めて、ではこの総合的の中に、特別養護老人ホームの増設は入っているのか伺いたいと思います。

また、区長の施政方針では、「介護・医療ニーズのさらなる増加が想定」と施政方針で述べられましたが、増加するニーズに特別養護老人ホームはあるのかないか伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長 特別養護老人ホームの件で、私のほうからお答えいたします。

区では、できる限り住み慣れた我が家で暮らすという区が目指す高齢者介護の在り方・目標を実現するため、様々な施策を展開しております。これまでも在宅支援を重視しつつ、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとして、高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護も含めた様々な整備を進めることで、区民の選択肢を広げてまいりました。こちらにつきましては、特別養護老人ホームにつきましてもその選択肢の一つと捉えているところでございます。区の資源は限られたものがございます。限られた資源を活用しながら、整備を進めていきたいということで考えてございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、総合的に検討すると答弁がありました。この中に、特別養護老人ホームの増設は入っているのかと伺いました。お答えください。

また、区長の施政方針で、介護・医療ニーズのさらなる増加と述べているのです。この今後増加するニーズの中に、特別養護老人ホームはあるのかないかお答えさせていただきたいと思います。

○東野福祉計画課長 特別養護老人ホームのニーズにつきましては、特別養護老人ホームにまだ入居待ちの方もいらっしゃるという事実がございますので、あるというふうに認識しております。それを踏まえた上で、区としてできることをやっていきたいと考えてございます。

○中塚委員 ニーズは今あるとはおっしゃいましたけれども、今後、東大井、八潮南、小山台の3か所は造ることは表明されておりますけれども、その先の計画がないということなのです。そもそも森澤区長の公約や、また施政方針も含めて特別養護老人ホームについての区長の考えが、私は何も示されていないと思います。これがなぜなのかと伺いたいと思います。結局、区長が自らの方向を示さないから、

東大井、八潮南、小山台以降の計画について所管も説明できないということになってしまっているのではないかと思います。私は3か所目以降のさらなる特別養護老人ホームの考えを持ち、計画を具体化することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○東野福祉計画課長 特別養護老人ホームにつきましては、繰り返しになりますが、区として所有している土地、それから民間が所有している土地、そういったものも含めましてできることをやっていくつもりでございます。現在のところ計画がない実態はございますが、今後区として総合的に検討してまいります。

○中塚委員 できることをやっていく、総合的に検討する、結局3か所目以降の特別養護老人ホームの方向性は何も示されていないのですね。ぜひ森澤区長にあたっては区民の実態に目を向けて、さらなる特別養護老人ホームの増設の考えを持っていただき、具体化していただきたいと要望して終わりたいと思います。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、ひがしゆき委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願ひいたします。私からは、239ページ医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業について、241ページ障害者、高齢者、それぞれの避難行動要支援個別計画作成について、最後に267ページひとり親家庭支援事業について質問をさせていただきます。

最初に、医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備事業についてです。一般質問でも、医療的ケア児等コーディネーターを活用し、さらなる体制の整備、そして行政においても各部署にとどまらず、横断的な整備を行うことを求めました。その際、福祉部長からも、コーディネーター連絡会を通して事例検討を行うとともに、医療的ケア児等支援関係機関連絡会で多職種による関係機関と情報共有を図り、医療的ケアに関わる支援についてさらに充実をさせていく。また庁内でも障害者支援課が中心となり、庁内横断的にコーディネートできるよう体制整備をしていきたいというふうな力強いお言葉をいただきました。

そこで、事務事業評価を確認しました。医療的ケア児等支援関係機関連絡会について記載がありましたので確認をしたところ、令和3年、令和4年と年に1回実施をしているようです。目標は年3回となっております。まずは医療的ケア児等支援関係機関連絡会の今年度の実績、また、これとは別にあるコーディネーター連絡会というのはどういったものなのか、改めて確認をさせていただきます。

○松山障害者支援課長 まず、医療的ケア児等支援関係機関連絡会の今年度の実績でございます。今年度は1回実施を既にしておりまして、2回目が3月の下旬に開催予定でございます。

それから次に、医療的ケア児コーディネーター連絡会でございます。現在、本年度もコーディネーターが集まり、打合せや他区の施設などを視察し、情報共有を図って、次年度からの相談の流れについて意見交換を行ってまいりました。次年度につきましては連絡会と位置づけまして、研修や事例検討を含め、定期的実施する予定でございます。

○ひがし委員 まず、こちらの医療的ケア児等支援関係機関連絡会についてですが、目標値をまだ下回っているということで、回数はもちろんですけども、情報共有というものは連携強化のためには重要であると考えておりますので、また内容についても充実をさせていただきたいと思います。

また、その次のコーディネーター連絡会については、多職種の連絡会に比べ頻繁に定期的に行ってくださいというふうなただいま理解をいたしました。まず、情報共有というものはすごく重要だとは思っております。また、研修等も事例検討も必要だと思っておりますが、どこか総合の窓口というものが

あったほうがいいのかなと思います。現状はなくて、今7名いらっしゃるのですけれども、それぞれが情報を持っていて、そこで合わせて情報共有をしているという形になっていると思うのですけれども、どこか一つ窓口があって、そこにコーディネーターが1人いて、そこが皆様に情報共有をしたりとか研修を組立てたりとか連絡会の調整というものをすると、この目標の3回にも届きますし、細かな情報の共有というところもスムーズに進むのかと思いますが、区の見解、また課題があればお聞かせください。

○松山障害者支援課長 総合窓口についてのご提案でございます。

現在、相談の流れといたしましては、病院から保健センター経由で障害者支援課にご相談がまず入ります。障害者支援課が、各事業所に所属している医療的ケア児コーディネーターを調整して、コーディネーターがチームとして病院を訪問するという流れを現在とっておりまして、まず退院調整からの支援を始め、横断的につないでいくということになります。ただし、総合窓口というよりは、現在は現実的に障害者支援課が中心になりましてコーディネートし、あるいは研修、連絡調整も含めて行っていくことを想定しております。

○ひがし委員 現在取り組んでいただいている支援について把握はしましたが、ぜひ柔軟に考えていただき、困っているご家族の負担がさらに軽減をすることを求めまして、次の質問に移ります。

次は避難行動要支援者個別計画作成について伺います。こちらは令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者また障害者の方々が被害に遭われている現状を踏まえ、努力義務として、避難行動要支援者について個別計画作成することを市区町村の義務とされ、品川区でも個別計画作成していると認識しております。まずはこちらの近年の実績、また進捗についてお聞かせください。

○松山障害者支援課長 避難行動要支援者個別計画についての進捗でございます。

令和3年度から実施しておりまして、令和3年度については、モデル実施として44人作成済みです。令和4年度につきましては403人の作成済み。そして今年度につきましては、直近で80人の方を作成しております。

○菅野高齢者福祉課長 高齢者福祉課の部分につきましてご説明させていただきます。

個別計画作成対象は在宅の要介護認定者で、区内には約1万人いらっしゃいます。作成にあたっては、平時において支援を行うケアマネジャーに作成を委託し、実施しております。令和2年度のモデル実施から始めまして、令和6年1月現在で累計約8,000件の原案を作成いたしました。令和6年度は新たに3,000件の原案を作成する予定です。ただし、これは原案の段階でありまして、作成した原案については、利用者や家族と共有し、同意を得る本計画へ移行を進めております。この本計画については、約3,800件の本計画を現在は作成しているところです。

○ひがし委員 障害者支援課のほうについてですが、まだ少し進捗が遅いのではないかというような障害を持っている方のご家族のほうからの声をいただいていたります。また、高齢者支援課のほうについては、対象1万人ぐらいのところに対して原案が8,000件を超えているということで、8割ほどは原案の作成ができているのかと認識しておりますが、この対象者の選定とかその優先順位というのはどのように決めて作成しているのかということも、簡単で大丈夫なので教えてください。

○松山障害者支援課長 まず、障害者支援課のほうの対象者でございますけれども、要配慮者のうち、愛の手帳1度から2度、身体障害者手帳1級から3級の方を作成の対象者としております。大体数的には、身体の方のほうは2,000人ほど、愛の手帳の対象の方が350人ほどになっております。

障害の方の場合は同意を得ながら本計画に策定するというので、きちんと1人ずつ個別に対応しているのが現状でして、お待たせしている方には申し訳ないと思っております。ただ、作成の優先の考え

方でございますけれども、まず令和3年度、令和4年度につきましては、手帳を所持している方のうち、障害福祉サービスを利用している方、サービスがないと生活がなかなか成り立たない方をまず中心に行っております。今年度につきましては、手帳は所持しているけれども、サービスが未利用者、利用していない方についてもご希望を伺い、対象としているところでございます。着実に計画策定をしてまいります。

○菅野高齢者福祉課長 高齢者の部門につきましては、まずこの作成の順番と優先順位の考え方についてなのですが、本来なら避難行動要支援者は要介護度1から5の認定を受けている方なのですが、区では要支援者1、2に該当する方も含めて計画のほうを作成しております。なので、どちらかというと要介護度1から5の方をまずは優先的にというところで計画のほうは進めさせていただいております。

○ひがし委員 それぞれの課での作り方が違うから、進捗も変わってくるのかと理解をいたしました。障害者支援課は同意を得た上で個別に計画を立てている、高齢者支援課のほうは、原案を作成した上で同意を得て細かくやっていくということで違いがあるので、そこについてはそれぞれの課でしっかりと進めていただければよいと思います。

このテーマを今回取り上げたのは、実は防災学校といって地域の町会の防災の催しに参加させていただいたときにこのお話が出まして、以前だったらもう少し町会とか民生委員とかでいろいろ見ていたのだけれども、今その計画とかが全然共有がなされていないのではないかとというところで、その計画を立てるだけではなくて、実際の行動に移っていくためにはやはり地域の力というのが必要なかなと思ひまして、その点、ぜひ地域と連携してやっていただきたいと私の中では思っているのですけれども、その点について区の考え方を教えていただければと思います。

○菅野高齢者福祉課長 作成した原案について、可能な限り本計画に移行を進めているのですけれども、その作業にあたっては、町会・自治会の取組とすり合わせをしながら、利用者や関係者との調整に留意し、取り組んでいるところです。

ただし、防災課と令和4年度モデル事業を実施させていただきまして、実施した町会からのご感想を聞くと、やはり福祉的な対応などが分からないことがたくさんあるとか、当事者の動きが見えてくると効果的ではないかななどの意見とかいろいろ出まして、やはり支援者を結びつけるところの難しさを感じているところです。

○ひがし委員 その防災学校で、地域のどういうところが危ないかみたいなところを細かくやっていってというお話で、結構地域の方々というのは長く住んでいるので、ここには高齢者の方がいてとか、最近見かけないからちょっと入院されているのかなど、すごく詳しいことを知っていらっしゃったので、そういうところにしっかりと作った計画が共有されて、そして支援につながるということが大切だと思うので、モデルということをやってもらったと思うのですけれども、引き続きその点については拡大していただければと思います。

ちょっと時間が限られていますので、最後にひとり親家庭支援事業について、午前中にも質問がありました親子交流、面会交流の支援についてお伺いをいたします。この点は質問がかぶらないように質問させていただきたくて、私の中では1点だけ確認をさせていただければと思っています。

私の実体験でお示しをすると、私が子どもの頃、親子面談というのを月に1回行っていて、そのときの記憶を読み返してみると、養育費をもらうためには面会しないといけないというような誤解があったと思っています。これは私だけなのかと思ったのですけれども、周りに話してみると、私もそう思っていたと、養育費を持ってきてもらって、そのタイミングで会っていたから、これをしないと、会えない

ともらえないのかみたいな誤解があったと聞いています。

大人になってみるとそのようなことはないとは感じるのですが、子どもの立場から見ると、養育費をもらっている、それで面会がある、会わなくてはいけない、そういうふうにならないといいと思っていて、例えばこの日と決まっていたとしても、体調等によって今日は嫌だと思ふこともあると思うのですが、子どもの権利という部分について区としてどのように考えているのか。また、この事業に子どもの権利が守られているのかということだけ、1点確認させていただければと思います。

○飛田子育て応援課長 もちろん養育費というところもあるとは思いますが、我々としては、一番はやはり子どもにとっての一番の利益ということを考えております。離れて暮らす親も、子どもにとっても親であることに変わりはないということなので、やはり自分を見てくれる存在が実際にいること、またそういうところで成長を見守っていることを実感していくことが、子どもの福祉向上につながっていくのではないかと考えております。

○ひがし委員 ぜひ、子どもの気持ちというところを第一に考えた制度になるとよいと思っています。品川区としてこれに取り組んでくださっていることは、私たちもすごくよいことだと思っているので、その親子にとってよりよいものになるよう求めまして、私からの質問は終わります。

○まつざわ委員長 次に、つる伸一郎委員。

○つる委員 よろしくお願ひいたします。260ページ児童相談所費、255ページ多世代交流支援事業、246ページ高齢者地域支援費、227ページ孤独・孤立対策推進事業、257ページすまいるスクール運営費について伺っていきたいと思います。

児童相談所ですが、昨日の質疑でしながわ見守りホットラインの無料化については見解を伺いました。この中で、児童虐待についての通告の際に、これを受ける窓口というのは、10月の開設以降については児童相談所になるのか、そこを教えてください。

○長谷川児童相談所開設準備課長 児童虐待の通告先になりますけれども、令和6年10月1日児童相談所開設後は、品川児童相談所から引き継ぎまして、区児童相談所が受け付けることとなります。

○つる委員 しながわ見守りホットラインについては、児童相談所が受け付けるということと、あと国のほうである189ですね。これについては全国のチラシで、お住まいの地域の方から電話があった場合には、その地域の児童相談所につながりますというふうなうたわれているわけでありまして、10月の開設以降というのは、品川区には東京都の児童相談所、そして品川区立児童相談所がある。これはどちらにつながるのか、そこを教えてください。

○長谷川児童相談所開設準備課長 今のお話ですけれども、児童相談所開設後は、同様に区児童相談所のほうに通告が走ることとなります。その方の一義的には発信地を特定してつながっていきましても、その後の振り分けで区児童相談所のほうにつながる仕組みとなっております。

○つる委員 2年前ぐらいに文教委員会で質疑させていただいたときは、まだその段階では国や東京都との確認作業というところで明確ではなかったわけでありまして、今後は昨日のしながわ見守りホットラインの周知、半年ぐらいをかけてということでありましたけれども、ここについてもしっかりと区民の方がまず身近に地域の課題をしっかりと捉えていただいている方々が、通告先、あそこにかければ品川区の児童相談所につながることがしっかりと分かるように、周知の徹底をお願いしたいと思います。

次に、多世代交流支援事業ですが、いよいよeスポーツ交流会ということで、先日2月28日、平塚橋ゆうゆうプラザで行われたゆうゆうeスポーツ交流会を拝見させていただきました。これにつきまし

ては、高齢世代と子どもたちがゲームを通じて交流を図る、そうした機会をつくるべきだということで、2021年の品川区第3回定例会ではせりざわ議員が提案され、そして私も昨年提案をさせていただいたものがこうした形で結実していただいたというところで、当日も参加された高齢者の方、そして子どもたちも本当に自然な形で、実際の親子のようなやり取りを垣間見ると、本当にやはりこういうことはいいなと思いました。やはり親と住んでいるとか3世代とか同居が少なくなってきた。核家族化が本当に進んでいる中で、地域の中で子どもたちが先輩方とこうして触れ合うことのできる、そして子どもたちがもう本当に人懐こく教えているのです。その姿が美しいとも思いましたし、ぜひ今後この取組は拡大をしていただきたいと思いますが、現在の考えを教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者を中心とした多世代交流、eスポーツを通じた交流についてのご回答でございます。

2月に実施した平塚橋ゆうゆうプラザにおいては私も視察をさせていただいたところでございます。高齢者の方にもお話を伺ったところ、CMでしかテレビゲームを見たことがなかったですとか、ゲームも初参加ですといったような感想を持たれており、高齢者と児童の方は皆様の初対面ではあったのですが、笑顔でとても楽しく自然に会話が生まれていたような様子でございました。

引き続き児童センターとの連携も視野に入れて、関係部署との協議は引き続き進めていきたいと考えてございます。

○つる委員 多分児童センターのほうで、もう準備万端で手を挙げる準備していただきたらと思うのですが、そこについては恐らくこの後せりざわ委員が聞いていただくかと思ったりもしますが、今、課長がご答弁いただいた同じ思いで、今後大きく拡大をしていただくのだろうというご答弁だったかと想像して受け止めて、ほかの質問があるので前に進みたいと思います。

続きまして高齢者地域支援ということで、これはちょっと今から提案させていただく、また確認させていただく案件としては、品川区のこうした予算特別委員会のルールの中では産業経済費にかかってくる部分もありますので、民生費のところの部分で可能な範囲で品川区の現状を伺いたいと思っておりますが、いわゆる地域共生社会、一生懸命全国で各自治体がそれぞれ推進をしているという中で、いろいろな国と区と事業を展開して、地域共生の社会をつくろうというところでやっているわけでありまして、そうした中で、高齢者の皆様にこうした地域共生社会を支えていただく、活躍をしていただく、担い手になっていただくというところの支援というのはこれまでずっと続いてきたというところで、一方で様々な課題もあつたりする。

そこをしっかりと、品川区であれば高齢者地域支援課、そして商業・ものづくりの就労支援関係、そうしたところがしっかりとシームレスに環境をつくっていく。要はワンストップであつたりというようなところが非常に重要なのかなというところでは、既存の品川区の取組では支え愛・ほっとステーションとかを一つの窓口として、そこからいろいろな事業にまきにつないでいく連携型だとか、そういうようないろいろなやり方があるかと思いますが、本当に先ほどの話ではないですが、単身の高齢者がどんどん増えていく。また核家族というか少子高齢の中では、そういう親と一緒に住んでいない核家族がどんどんまた逆に言うと少なくなる、子どもがいない、そうした世帯も少なくなっていくところでは、これまでは家族が様々担ってきた部分ということが希薄化していくというか失われていく。

だから、例えば産後ドゥーラを提案させていただいて、あれは身近なところにお母さんがなかなかいないから、行政が母親的存在をつくって支えていこうよというところで、子育て支援、産後ケアの一翼として担っていただけるようにということで、その活用を提案させていただいた。そのような観点で見

ると、まさにその家族機能の社会化というのがこれからますます強くなっていくのだろうと思っております。

そういう観点で、まさに高齢世代の皆様にご活躍をいただく。これは雇用だったり、地域での生きがい支援、これはシルバー人材センターの皆様にご一生懸命やっただいておりますけれども、有償無償ボランティア、それから社会貢献、町会とか地域イベント等で活躍をいただくそういう部分。そういう中でも、特に介護とか子育て分野というのが、やはり人手不足と言われているというところでは、これまで社会の第一線で活躍されてきたそのスキルが、ではそういう行政マターとか区のニーズにどういうふうにかかせるのか。またそれは仕事としてなのかとか、ボランティアとしてなのかとかいろいろな活躍の場というのがあると思うのですけれども、そういうニーズをしっかりと捉えて、その先が例えば商業・ものづくり課がやっているほうの就労だったりというところがあるかと思っておりますので、その辺がきちんと連携が図れるような体制が、今品川区では構築されているのかというところとか、あとはマッチングについても今様々な動きがあるかと思っておりますので、そうしたそもそものニーズの見える化とか、この辺の現状も含めて教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者の社会参加を意識したマッチングであるとか、そのような状況についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、都のほうでも人生100年時代を想定した社会参加のマッチング事業というところも新たに事業の説明があったところでございます。私どものほうもボランティア活動という形では、社会福祉協議会に委託をいたしまして、いろいろな福祉施設とかでボランティアをしていただく方の地域貢献ポイントの事業の充実というところを実施しているところでございます。

そういったマッチングとしての窓口はまだまだ限られているところではあるのですけれども、今度4月に開設をする北品川ゆうゆうプラザの社会福祉法人のほうで、独自にマッチングサイトを持っているような形でございます。シニア向けのボランティアコーディネートサイトというものも社会福祉法人が実施をしているところでございますので、そういった動向を注視しながらまた情報収集に努めていって、品川区においてもどういったことができるかというのは、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○つる委員 いろいろな各課でそれぞれの事業、また社会福祉協議会だとか関連団体等と連携する中で、最適なサービスの構築ということをしっかりとこれからも求めていきたいと思っておりますが、秋山弘子さんという東大の名誉教授の方が、健康寿命とよく言われてきたけれども、これからは貢献寿命が大事なのだというところで、その心はというのが、社会とつながり誰かの役に立つ、感謝されるといった関わりを持ち続けられる人生期間ということで、まさにこの貢献期間、元気でいろいろな形で品川区の行政サービスも含めたいろいろな地域課題を支え、そして課題解決にともに協働していただくというようなことのまさに貢献をしていただく、元気な寿命を伸ばしていくという、そういう支援策が必要であるというところであります。

今度は産業経済費のところでも伺っていききたいと思いますけれども、1つの事例として千葉県の柏市などは、こうしたワンストップで例えば生涯現役窓口というところで、どちらかというとなら就労のほうに重きがあるのかなと思うのですけれども、そうした地域の貢献のことも含めてまずは相談の窓口ということでやっていたりとか、そういうところもありますので、ぜひいろいろな自治体の取組も含めて、品川区が一番参考とされるような政策展開をお願いしたいと思っております。

次に、孤独・孤立対策として、先日も女性支援法の観点から伺いましたけれども、孤独・孤立対策の中に、その孤立からのオーバードーズというところが若年層の課題として挙げられております。品川区

の地域福祉計画のアンケートでも、そうした若年層の孤独ということでも数字が上がっているという認識に立っていらっしゃると思います。

孤独と孤立がどう違うのかということもいろいろなその部分もありますが、やはり孤立というのが一つの課題だという中で、そのオーバードーズについてしっかりとこの地域福祉の中に明記をして、孤独・孤立対策の中に位置づけて対策をしていただきたいということと、また、オーバードーズそのものの区民の方への周知、そうしたことに至ってしまうのだというようなことを、現場で対応いただく皆様がきちんと理解できるような周知もやっていただきたいと思いますし、昨年5月から既にスタートしています。法律自体は今年の4月から施行ですけれども、孤独・孤立の強化月間が毎年5月に設定されているわけでありますが、品川区としてはその強化月間に対してどのような取組で臨むのか、教えてください。

○東野福祉計画課長 孤独・孤立とオーバードーズの関係でございますが、昨年秋ぐらいに東横キッズ問題などでオーバードーズの報道が取り上げられていたというふうに認識しております。その後、この背景から、厚生労働省から都道府県・区に対しても通知、それからポスターを張ってくださいみたいなものもいただいているところでございます。

区では現在若者層をターゲットとしまして、支援団体とか当事者へのヒアリングを行っておりまして、一步一步その原因の追究を行っているところでございます。オーバードーズの背景となっている孤独・孤立を防止するため、予防するためという観点で、今、行政のほうは進めているところでございます。

○つる委員 学校のほうでは薬育というところで、区内の薬剤師の皆様にご協力をいただいて、かなり前から薬物のこととか、それから近年はそのオーバードーズのことについても若干触れていただいている学校もあるというふうにも伺っておりますので、広く区民の皆様への周知というところでは、今ご答弁いただいたことも含めてぜひ推進をお願いしたいと思います。また、時間をかけて伺っていききたいと思います。

最後、すまいるスクールですが、ここはもう今の認識ぐらいでしかないかもしれませんが、五、六年前に一つの学校で朝のすまいるという視点でご対応いただいたという、これは個別事例でご対応いただいたわけでありましてけれども、なかなか朝の出勤が早くて子どもが1人で学校へ行くという小学校1年生とかのそうした声にお応えをいただいて、これは学校側として応えていただいたわけでありましてけれども、いわゆる働き方改革とかも関連してくると思いますので、いわゆるすまいるスクールの民間に委託をしているとか、そういった観点も含めたその視点での朝のスマイル対応についての現状の品川区の認識を教えてください。

○藤村子ども育成課長 朝のすまいるスクールについてというようなご質問についてお答えいたします。

まず、すまいるスクールのほうは、放課後の全児童対策事業として実施しているというところですので、基本放課後というところで、委託の職員というのが9時半に出勤している状況になっているというところなので、なかなか朝開くというところが少し難しいかなというところなのですが、教育委員会とも少しこういった不安な気持ちでお子さんを送り出している方がいるということを伺っておりますので、何かできないかというところは課題として考えていきたいと思っております。

○つる委員 ゆうゆうeスポーツ交流会についてもご答弁いただければよかったのですが、時間がなかったので慌てて答えていただいたかと思いますが、この朝の対応については教育委員会含めて、引き続き様々な観点で品川区として検討いただければと思います。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、やなぎさわ聡委員。

○やなぎさわ委員 お願いします。私からは、245ページの介護職員居住支援手当と247ページのデジタル活用による高齢者社会参加促進事業でお願いします。

先ほど、おぎの委員が質問されていた介護専門職の登録紹介という制度の提案、これは同じ厚生委員の我々2人でいろいろ同じような話をしています、その続きになるのですけれども、先ほどのお話で、紹介会社を使うと89万円ぐらい平均でかかってしまうと。これについて区としてどうお考えなのか、率直なご意見をお聞かせいただけますか。

○菅野高齢者福祉課長 私のほうからは、介護事業者というか、介護施設のほうが介護職員を雇用するにあたって有料職業紹介を使った際には、1人平均約89万円の手数料がかかるということの実態についてということなのですけれども、こちらについてはある程度のルールというか、この会社の中でのそういうルールが決まっていて、年収の2割から3割を手数料にというのがちょっと慣例的になっているというふうにも聞いております。国の審議会のほうでも、夏頃だったと思うのですけれども、この問題については取り上げていて、ある程度、例えば早期で離職した場合には返戻金を出すとか、あとは手数料の情報を公表するとか、そういった部分の基準を決めて、そういったものがクリアできた会社を優良な会社として認定するという国の制度もございます。そういったところも含めて、区のほうでは事業者たちが不当にそういった手数料が取られないようにということで、情報提供等をしていきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 例えば私が管理者をしていた18人規模のデイサービスぐらいというと、大体売上げが300万円から400万円ぐらいなのです。利益が30万円から40万円ぐらいのところは平均ぐらいなのかなと思うのですけれども、そこに行って80万円、90万円というのは、本当にもう3か月分とかの利益が吹っ飛んでしまうのですよ。なので、結構これは大きなことだとぜひ受け止めていただきたい。制度があるという、優良認定制度みたいなものができたというのは存じ上げているのですけれども、ぜひその辺は頭の隅に入れておいていただきたいということと、あと、先ほどのおぎの委員の最後の答弁ところで、介護人材の登録について、福祉専門学校のほうで進めていくというようなお話がちらっと最後あったと思うのですが、その辺もう少し詳しくお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 介護人材の登録についてということで、先ほどの答弁ということの内容についてなのですけれども、区では介護福祉専門学校が、全国の区立というか社会福祉協議会なのですけれども、唯一の施設として売りにしております。そこで人材育成をして、そこで区内の事業者のほうにあっ旋というかマッチングをするということを行っているというのが背景にございます。その中で、登録の方法とか今後どうしていくかなどについては、効果的な方法等も考えながら検証していきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 そうなのです。介護福祉専門学校は、多分令和5年度に卒業生が今23名まで減ってしまっていたりとか、基本的に学費が免除になるのが、大きい社会福祉法人に就職しないといけない、3年間働かなくてはいけないということで、ぜひこれは枠を拡大してほしいというのと、あとそういったマッチングサービスとかサイトを作るのであれば、それこそ品川区に在住している福祉関係従事者の方、もしくはこれから働こうと思っている方に向けて、そういったやはり大々的な品川介護人材バンクではないのですけれども、そういうのをぜひ、おぎの委員もおっしゃいましたけれども、進めていただきたいと思うのです。

居住支援手当で大体品川区というのは4,500人ぐらいに手当を支払う対象人数にしていると。これは介護職員とケアマネの人数なのですが、看護師とかその他の職員を合わせるともう少し多いのだろうと。当然、区外から働いている方もいらっしゃるしてプラスマイナスあると思うのですが、それぐらいの人材がいる、4,000人ぐらいいると思うのですが、そういった方たちが、しっかり品川区内にいらっしゃる方が区内で働いて、それからメリットが出るような、例えば居住支援手当が出るというのもう既にメリットになっていますけれども、例えば区内の方が区内の事業者で働いたら入社祝い金を区のほうで出すとか、そういった何かインセンティブを乗せたりして、品川区の中で完結していただくというようなそういったサービスをしていただけると。

それこそやはり現場でお金が回ってないわけですね。介護報酬をいただいても、それが結局第三者のほうに、人材紹介会社とかに回ってしまって、結局現場にお金が使えないと。89万円あるのだったら、本当は職員の手当に回せる、給料に回せるわけですよ。これは民業の圧迫になるという意見もあるかもしれないのですが、これは今の構造が少しいびつ過ぎるのです。働いている人たちはどんどん疲弊しているのに、外で人を紹介するだけでもうかっているという、あまりにもいびつなので、これは区で入ってもいいレベルのサービスだと思うのです。事業所も広告費が削れば、その分賃料を職員に回せるということになりますので、ぜひそういったことを前向きにお願いしたいのですが、その見解をお願いします。

○菅野高齢者福祉課長 様々ご提案いただきましてありがとうございます。

まず、介護福祉専門学校の区内事業者への枠の拡大という部分につきましては、現在、今年も卒業生が十二、三人というところで、かなり金の卵というか少ない人数になってしまっております。それで、そこについては営業職の配置の支援をするなど、区としてもいろいろ支援して、少しでも生徒の確保というところに努めておりますので、まずはその辺りのところの強化から始まるのかなと思っております。

あと、介護人材の部分につきましては、手数料の部分で事業者をかなり経営的にも圧迫しているというところは踏まえておまして、まずは今年度法人向け、施設の職員向けになのですが、介護職員についてもその優良職業紹介所を使った場合は、1人当たり50万円の手当というところの支給を始めさせていただく予定ですので、その辺りの様子も見つつ、区内事業者のお声に耳を傾けながら、今後支援方法を考えていきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 ぜひお願いします。次に行きます。

デジタル活用のほうなのですが、初めてのスマホ教室とかスマホよろず相談とかをされているのですが、これというのはデジタルディバイド対策、いわゆるスマホとかPCが使いこなせない人と、そうでない人に差が生じるのを解消するためということの事業の一環でよろしいでしょうか。

○川原高齢者地域支援課長 今委員がおっしゃっていただいたデジタルディバイドの解消ということに加えて、高齢者の方の生きがいの創出ですとか、あと人と触れ合うことによる社会参加促進ということも、フレイル予防、認知症予防の点からも兼ねております。

○やなぎさわ委員 実はこういったスマホのよろず相談とか体験教室みたいなのを無料でやっている方がいるのはご存じですか。それは介護従事者なのです。デイサービスに来て、高齢者が、これやり方が分からないから、どうやって使うのか聞かれるのです。実は我々縁の下で力持ちを実はやっております、ケアマネジャーとかヘルパーも実はやっている可能性がある。高齢者の方もなかなか相談する人がいなかったりして、気軽に相談できるとして我々は仕事に聞かれるのです。

結構そういうのというのは専門的なものではなくて、ちょっとしたカメラの使い方とか、電話登録の仕方とか、ラインに写真を添付するだとか、結構簡単な我々ができるようなものが多いのです。ただ、やはり仕事なので、どうしてもどこまでやっていいのかわからない。1人教えてしまうと皆がわあっと来てしまったりして仕事が回らなくなったりするので断ってしまったりとか、結構それで険悪になったりする状況が実は生まれております。これは現場の声です。

こういったことが実は行われているというのはご存じでしたか。

○菅野高齢者福祉課長 高齢者のデジタルディバイドの関係だと思っておりますけれども、その中で介護事業所の職員たちが、そのように縁の下の力持ちで支えてくださっているということに感謝したいと思います。

○やなぎさわ委員 知っているかを聞きたかったです。多分知らなかったと思ったのですが、例えばスマホの相談ができる認定デイサービスとか、そのような感じで何か掲げさせていただいて、それで月1万円とか2万円でもインセンティブをいただいて仕事として受けるというような感じでやらせていただくと、対価をもらってやるので我々も仕事として対応できますし、デイサービスの中で、これは対応しては駄目だよとか、忙しいのだからやめてよとか職員の中でけんかになるのです。ということが起きなくなるので、そういうことで簡単にできるようなその相談、サービスも多いので、対応していただくように検討していただければと思います。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、せりざわ裕次郎委員。

○せりざわ委員 よろしく申し上げます。私からは、プレス発表の87ページ、eスポーツを通じた多世代交流、あとは同じページの液体ミルク自販機、267ページ養育費相談支援事業、時間があれば259ページの産後の家事育児支援事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、eスポーツのお話は今のつる委員からいただきましたので、1点だけお伺いをしたいと思います。かつて私はeスポーツを通じた多世代交流というお話をさせていただいたときに、高齢者の支援からはそういったゲーム機等を持っていないというような課題があって、児童センターのほうは今機材があるけれども、高齢者とのアプローチをなかなかしたことがなくて、当時研究というところでとどまっておりました。それからつる委員が強力にバックアップをさせていただいて、私の認識だと、何より職員の皆さんが、児童センターで持っているゲーム機を使って何かできないかというような所管を越えた連携をとっていただいて、これが今実現できたと伺っています。

当日の平塚橋ゆうゆうプラザで行われた交流会というのは、私は残念ながら参加できなかったのですが、実はつる委員のブログを拝見しながら状況を見ておりました。当時の様子を拝見すると、80代の高齢者の方が小学生と一緒に太鼓の達人であったりとか、ゲーム機を通じてとても楽しかったというふうに記載がありました。まさにこれが多世代交流なのだと思います。

ゲームというのは、見方を変えればゲーム脳になるとか、目が悪くなるとか、外に出なさいとか、いろいろな見方がありますが、やり方を変えれば、ツールを変えれば、このように60歳以上離れた方々が交流をして楽しかったと言って思い出に残していく。高齢者の方はもちろん認知症予防にもなっていますし、子どもたちには社会経験にもなれば、多様性の観点とか、様々な成長につながっていくと思います。先ほど高齢者の支援の視点からいろいろお答えをいただいたのですが、ぜひこれは子どもの成長の促進という意味でも、多世代交流をさらに深めていただきたいと思います。

そのツールの一つとして、eスポーツをぜひ活用していただきたいと思います。今後の展開と、

まずやってみた評価というのをお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 今、委員からお話いただいた多世代交流のeスポーツ活用というところなのですが、やはりこれを開催するまでにというところで、その児童センターでゲーム機を活用できないかということから始まりまして、ゲーム機を購入してですとか、こういったソフトを購入してということをも目的もなくやってしまうとただゲームをしてしまうだけになってしまうので、しっかりどういった、今回でしたら多世代交流ですとか目的を持って、何のために使うかということで購入して、児童センター全体でどう活用しようかということを決めた上で、今回のゆうゆうeスポーツ交流会が開催されたということです。

開催にあたっては、児童センター職員が児童のほうを事前にこういった形でやるのだよということをしかり教えたりですとか、高齢者の側はこういった方をというのをお願いしたりですとかということでも集めてきたということではあります。ツールとして、ゲーム機を今後eスポーツの観点から活用するために、年4回程度、こういった形でゆうゆうプラザに限らず、eスポーツでの多世代交流というのをやっていこうということで児童センター内が取り決めておりますので、まずはそういった形で活用してまいりまして、さらに広げるかどうかということでは判断してまいりたいと考えております。

○せりざわ委員 まずはやってみるということで、非常によい取組だったと思います。多世代交流というのはゲームがしたいとかそういう話ではなくて、高齢者の方々にとっても非常によい側面、この認知症だけではなくて、人生の輝きというところで間違いなくよい側面を持っていて、話を広げてしまえば、先ほどスマホの話もありましたけれども、ああいうつながりさえ持っていれば、別に職員だろうが誰だろうが、例えば子どもたちに写真の撮り方を教えてと言って、教えてもらえるようなつながりができればいいのだと思います。それが社会だと思しますので、ぜひeスポーツを通じた交流というのは前向きに検討していただければと思います。

次の項目に移ります。養育費支援。養育費の支援というのもこれまで何度も、そもそもの区の支援の創設から拡充も含めていろいろ提案をしてきました。今回、いよいよその養育費をそもそも取決めしていくというところにまで支援を拡充していくということではありますが、まずこの経緯をお聞かせいただきたいのと、あとは、この取決めをしていくところの要は制度が、名前は一緒ですけども制度が大きく拡充していくわけですから、これの周知をどのようにしていくのかお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 今までも国や都の動向、また他区の状況を注視していたところです。また、この間こども家庭庁のほうからも促進、そういう推進をすることがまた求められておりますので、区としてもそういうことに対しまして、また新たに今回交流支援と、またADRの支援ということでプラスさせていただきました。

今後、こちらのPRのほうに関しましては、またパンフレットなどを作成して、そのほかにも戸籍住民課とも連携していきまして、手続きに来た方にパンフレット等を配布したり、またホームページ上にQRコードなどをしまして、周知の工夫をしていきたいと思っております。

○せりざわ委員 この養育費支援というのは以前もいろいろお話をさせていただいていますが、平均としては大体月額が4万円から5万円というふうに言われていて、年間にすると50万円から60万円ぐらいという非常に大きな、家計としては大きな経済支援になるものであります。この月5万円という額を考えると、もしくは年間60万円程度というふうに考えると、ひとり親の家庭からすると、人生の選択肢が大きく変わっていくような非常に大きな仕組みだと思っております。

先ほど周知もいろいろ検討していくというお話はあったのですが、ぜひこれは遡及して、これから例

えば離婚を経験されてという方だけではなくて、既にひとり親の家庭の中で困っている方というのがたくさんいらっしゃいます。以前も議会でもお話をさせていただきましたが、養育費というのを受け取っている世帯というのが、そもそも母子世帯で30%以下と言われていて、父子世帯で言えば10%よりも満たないと言われていています。非常に多くの方がこの養育費、大きな経済支援を受け取れていないというところにフォーカスをしていただいて、かつこの養育費の取組というのは、区がやっていく支援というのは一度支援をしてしまえば、あとはある意味民間会社の利用というのも促していると思いますから、区の財政コストというのがほとんどかからないものになります。

ですから、なおさらこの周知にお金をかけて、しっかりと周知啓発をしていくということに大きな意味があると思うのですが、この遡及も含めてどういった周知をするのか、改めてお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 周知のほうは、今回また予算のほうでパンフレット等も重ねて、そのほかに動画作成も考えておまして、今回養育費のこの支援のところではいろいろ分かりにくい制度もありますので、そういうところも離婚前後というところも絡めながら、今後どういう手立てをすればいいか、それも含めてPR動画のほうも作成して行って周知を図りたいと考えております。

○せりざわ委員 これまでも予算委員会で毎回お話をさせていただきましたが、例えば離婚の相談を受けて、その後に養育費の支援が必要だろうというケースがこれまでも何件もあったと理解をしています。残念ながら支援が結びつかなかったという方もたくさんいらっしゃると思います。もちろんいろいろな理由があってやめたという方もいらっしゃるのだと思いますが、その一つが、養育費の取決めをするのになかなかハードルがあるというのは、これは間違いないと思っています。ご両親の仲のぎくしゃくであったり、手間であったりとかを考えると、もうわざわざそのようなことはできないと言ってやめてしまう方がたくさんいて、だからぜひこの取決めに対して支援ができませんかというのをこれまで提案をしてきました。区がそれに乗り出すということですから、これまで例えば相談を受けた方々というものも多分リストとしてあるのだと思いますから、そういった方にも改めて情報提供して、このように支援が拡大しましたというのは、ぜひ大きくPRをしていただければと思います。

あともう一点、これはそもそも国と東京都と区でそれぞれ補助金を出して、費用を折半していると。当時、東京都の補助金がなくなるかもというお話を議会でもさせていただいて、時限的に延長になったと理解していますが、とはいえ令和7年ですか、一定程度でまた期限が来てしまう。例えば東京都の補助金がなくなってこれで終わりというわけにはなかなかいかないと思うのですが、補助金が仮に切れてしまった場合の区の方向性というのを改めてお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 委員おっしゃるとおり、当初は都のほうでは令和4年度で補助が終わるというふうにおっしゃっていましたが、現在国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1ということで継続することとなりました。この先、万が一都の補助が終わるということがありましても、区としてはこの政策をしっかりと進めていきたいと考えております。

○せりざわ委員 前向きなご答弁ありがとうございました。かつてこの養育費の取決めというのが、ほかの制度に比べたら非常に大きな支援ですよというお話をさせていただいて、まさにそのとおりだと自分でも思っていますが、この毎月5万円ぐらいの経済支援というのは、ほかの補助制度では恐らくないものですから、これぐらいの支援で、当たり前ですけれども養育費はもらったほうが得なのではなくて、もらえるのが当たり前の世の中を作らないといけなくて、両親で子どもを育てていくのだというのはぜひ進めていただければと思います。

続けて、液体ミルクのお話に移りたいと思います。液体ミルクを自動販売機で扱っていくというよう

なお話だと思います。これは防災備蓄としてどのように活用していくのかというのを伺いたしたいと思います。防災の観点からにはなるのですが、液体ミルクを今どのように活用していくのか、まずそれだけ先にお伺いいたします。

○藤村子ども育成課長 液体ミルクの自動販売機の件ということでございます。

こちらは職員提案制度という制度で、設置のほうを今検討しているというところでございますが、防災の観点からと言いますと、児童センターのほうが災害時の補完避難所というような形になっておりますので、この液体ミルク等を災害時に無償で使えるような形でということで、できるかどうかというところは今後の設置の過程で対応となってまいりますので、取りあえず今のところ委託先というか、今後委託の可能性がある先とお話ししている際には、飲料のほうは対象になりますというようなお話はいただいているのですが、液体ミルクはどうかというところはちょっとまだ調整できていないので、今後の検討課題かと思っております。

○せりざわ委員 液体ミルクは、土木費のほうになってしまいますけれども、これまでも防災上で非常に有用だというのは言うまでもなくて、災害時・被災時にストレスでなかなか母乳が出ない、では家にある粉ミルクもしくは防災備蓄の粉ミルクとなるとお湯がなかなか用意できないということで、液体ミルク。ただ、液体ミルクは場所がまずかさむというのと、賞味期限がなかなか短くて、その入替えのときの活用がなかなかできなくてというので、防災備蓄としても少し後ろ向きだったのが、今では品川もやっております。

ただ、どんどんこれは区としての防災備蓄だけではなくて、それぞれの家で防災備蓄として液体ミルクを使っていたきたいですし、そのためにはそれぞれの日常で液体ミルクを飲んでいかないと、なかなか各家庭で用意しようというふうにならない。その意味では、ぜひこの液体ミルクの自販機というのをいろいろなところに設置できないかと思っております。まずは今回1か所というふうな予算案かと思いますが、ぜひこれは様々なところにお広げいただきますように、これは要望で終わります。

もう一点、産後うつについて伺いをします。産後うつ、産後1か月程度からどんどん症状が出てきて、不眠であったりとか感情の起伏であったりとか、最悪には自殺の願望が出てきてしまうというようなお話で、かつてはホルモンバランスの影響で産後うつというのが起きるなどと言われていましたが、厚生労働省の調査だと、1歳未満の子どもを育てた世帯の女性が大体10.8%ぐらい、男性が11%と同じぐらい、もしくはそれより多いパーセンテージで、男性も産後うつになるというふうに厚生労働省の調査で公表されております。

品川区も、今、産後うつ、いろいろな支援をやっておりますが、男性が受けられる、男性を対象としている産後うつ支援というのがあるのか、お聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 男性の産後うつに対する予防的などの対応というお話でございますけれども、現在産後ドゥーラのほうで産後の家事・育児支援を実施しておりますが、こちらの中で令和5年度から、母親のみを対象としていたところを、お子さんを養育する家庭に産後ドゥーラを入れられるような仕組みに変更させていただいておりまして、そういったところに対応させていただけるかと思っております。

○まつざわ委員長 次は、石田ちひろ委員ですが、本日欠席のため、次に進みます。

次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。私からは、251ページの国民年金事務費についてと、250ページからの児童福祉費の中だと思っておりますが、少子化対策全般について伺います。

その前に、先ほどやなぎさわ委員からお話があったそのスマホの相談、いわゆる認定介護事業所制度みたいなもので、時間がなくて答弁がなかったのをちょっと気になり過ぎてしまいまして、まずその答弁だけいただければと思います。よろしくお願いします。

○菅野高齢者福祉課長 先ほどの感謝申し上げるところだけで終わってしまった部分についてだと思うのですが、在宅サービスセンター等、そういった介護事業者の部分について、スマホのちょっとした助言とかしていただいているというところは認知いたしました。今後、そういった介護事業者が日々高齢者のためにやっただけの介護保険以外のプラスのサービスについては、どのようなことを提案していただけるのかということも、区全体の事業も含めて検証していきたいと思えます。

○石田（し）委員 ぜひ、いい取組だと思うので検討いただければと思います。

それでは、私の質問に入ります。国民年金についてですが、その前に少子化対策を先に行きます。

まずこの少子化対策、区としてどのように考えているのか。そして、この少子化というのがどのような原因で起こっていると思っているのか。また区を取組、どのような少子化対策を行っているのか。そして、国や都からのどのような少子化対策支援というのが補助金等で行われているのか教えてください。

○佐藤企画課長 少子化対策に関するご質問でございます。

少子化の原因ですが、育児に関わるコストや仕事との両立の負担、また育児への不安、未婚・晩婚化等々と言われてしていると認識しております。

区の対策でございますが、まず区の人口の推計によれば、まだ当面年少人口も増えるというところがございますが、昨年度、幼児教育の3つの無償化等々を区長のほうが進められています。また、おむつ宅配でありましたり、保育教育の質の向上はずっとやっているところです。様々そういった子育て支援は継続して行っているところです。

特定財源については、また所管のほうから。

○藤村子ども育成課長 少子化対策に係る特定財源というところですが、そちらのほうは、今区のほうで受けている補助金の中では、その少子化対策ということで中心にいただいているというものはないかと認識しております。

○石田（し）委員 区としてもいろいろと取り組んでいて、これは区だけではどうしても解決できない大きな問題だと思っています。森澤区長も本当に子育て支援を一生懸命やられていて、ほかの自治体からも評価をされているのですが、子育て支援と少子化対策というのは、やはりもちろん必要な部分もあるのだけれども、少しやはり違う部分も生じてきてしまっていて、先ほど様々ご答弁をいただきましたが、やはりこの少子化対策というのは、まず結局賃金が問題で、まず結婚ができない人たちがいる。

実は子どもの数自体は、結婚されている方たちの家庭の子どもの数というのはそこまで変わっていないのです。ただ、結婚をする方たちが減ってしまっていて、子どもの数が減っているのと、もう一つは、いわゆる1人目を産んだ後の2人目、3人目のときに、経済的な理由で躊躇してしまって、子どもを産むのを諦めてしまう方たちがいて、この方たちのいわゆるその2人目、3人目が生まれず、少子化が進んでしまっているという現状があると。

なので、私はこの少子化対策というのは、1つはやはり若者の所得増、もう一つはいわゆる2人目以降の多子世帯の支援。もう一つは、日本では2%ぐらいですが婚外子の方たち。これは例えばフランスとかではもう60%ぐらいいて、やはりこれもそろそろ考えていかなければいけないのかなと。これをトータルで見ると、全部これはいろいろ実は1つはやはりもう結局問題は賃金なのです。もう一つは、

これやはり昭和の方たち、僕も昭和ですけれども、昭和の方たちと今の子たちのやはりその考え方のギャップ、これが大きいのだと思うのです。婚外子一つとってもそうだと思う。なので、そういったそのギャップを埋めるための支援というのもこれは必要だと思う。こういったことについてどのように考えているのか、教えてください。

そしてもう一つ、そのまま国民年金のほうに行きますが、国民年金の給付額というのはいかにどのように算定されて給付されているのか教えてください。

○佐藤企画課長 少子化に係る様々なご質問で、まず区の合計特殊出生率は、令和4年1.11、その前が1.15、1.21ということで、ずっと1. 幾つというところで推移しているというところを現状として認識をしております。

あと、先ほどの委員からご紹介のありました未婚・晩婚の対応については、なかなか一自治体で行うのは難しいというところもありますけれども、「国によると、マッチングアプリの動向整理として、業界団体等の取組や関連法令、安全安心なサービスの提供、認証のような取り組みなどが公表されており、それらの動向について理解をしているところです。」

多子世帯に関しましては、区のほうでも様々な制度のバックアップ等をしているところがございます。賃金と婚外子というところに関しましては、賃金に関しましては国のほうで様々な対応しているというのを把握しているところで、婚外子に関しましては、今後国やそういった動向等、あと世の中の認識等々について注視していきたいと考えております。

○池田国保医療年金課長 年金についてでございますけれども、年金につきましては国のほうで毎年、翌年の年金満期額というのが示されまして、480月納めた方についてはその満額を支給する形になりますけれども、違いますか。

○石田(し)委員 すみません。私の聞き方が間違っていました。いわゆる年金の額を決定する方法というのは、どのような方法でこの年の金額というのは決まっているのか教えてください。給付額です。

○池田国保医療年金課長 給付額とは年金の額ということだと思います。物価連動のスライド制を使ってやっているところがございます。

○石田(し)委員 すみません、その答えが欲しかったのです。いわゆるマクロ経済スライド方式でやられていると思うのですが、これは物価の高騰もそうなのですが、実は現役世代の給料もこれは算定の一つですね。お答えください。

○池田国保医療年金課長 こちらの年金については物価スライド制ということで、国のほうで来年度は幾らにするかという数字が来て決まっていますので、あと、私どもで計算するのは、あくまでも年金をかけた月数、それと実際に支払っていない月数で決めていくというだけですので、大変申し訳ないのですが、細かなところまでは分かりません。

○石田(し)委員 分かりました。賃金もこれは入ってくるのです。何が言いたいかということ、いろいろ子育て支援とかをやっていると、ある層の方たちが、たまに何で子どもたちばかりやるのだと。私たちが助けてくれと言う方たちがいる。もちろんそれはそれで高齢者支援とかやるのだけれども、しかし実はこの現役世代を助けることによって、年金額というのはいかに上げることができるのです。それが賃金なのです。

若い人たちの賃金を上げ、現役世代の賃金を上げれば、イコール国民年金の額もこれは上がってくるのです。マクロ経済スライド方式で。なので、私がずっと言っているのは、これはやはり賃金を上げていく。賃金上げることによって、高齢者政策にもつながっていくし、もちろん現役時代にもつながって

いくし、さらに言えば、先ほどお話しした少子化対策にもこれはつながっていく。だから、結局今ある全ての課題の原因というのは賃金にあるから、賃金を上げていこうということです。ずっと言っているのですけれども、この賃金が上がらないのはなぜかという、日本というのはやはり特に公務員の方たちです。公務員の方たちが給料上げるといって、いろいろな会議体を通して上げなければいけない。その中に民間とのやり取りがあるのだけれども、お互いが見合って、うーん、ではここはちょっとやめておこうかで終わってしまうのです。ずっとこれが30年間。

ならば、私はもうそろそろ公務員の方たちが勇気を振り絞って、自分たちの給料をまず上げていくのだ、それで民間の企業を底上げしていこうというぐらい私はやっていきたいと思うので、ここは私は応援するし、多分多くの方たちが応援してくれると思うので、ぜひここは森澤区長のリーダーシップの下、もちろん23区のいろいろな事情もあるし、そこはぜひ頑張っていたきたいと思います。

最後に少子化対策。あれだけ異次元の少子化対策と言っ、課長の答弁、国からは特にないですよ。これはよく考えがほうがよいと思います。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、塚本よしひろ委員。

○塚本委員 私からは、229ページの戸越地区児童発達支援センター等整備、それから、255ページの児童センター学習用Wi-Fi設置運用、時間があれば247ページの高齢者社会参加支援について伺いたいと思います。

初めに、255ページの児童センター学習用Wi-Fi設置運用からなのですけれども、昨日の総務費の質疑の中で、区有施設へのWi-Fi設置の質疑の中で児童センターにもというお話、答弁あったかと思うのですけれども、来年度予算の事項別明細を見ますと一応3館設置ということになっております。3館について、これはどこなのかというのがもし決まっているのであれば教えていただきたいというのと、その3館がどのような理由で選ばれたというか、先に設置するという事になったのか、お聞かせください。

○藤村子ども育成課長 児童センターの学習用Wi-Fiのご質問ですが、こちら設置予定の館としては、東中延児童センター、富士見台児童センター、東大井児童センターの3館を予定しているところです。

こちらを選んだ理由としては、この3館というのが中・高生の利用が多いティーンズ館になっておるといところと、あとサンデー利用という日曜開館をしていないので、委託の職員しかいないという時間帯がない館ですので、こちらをセレクトさせていただいたというような形です。

○塚本委員 今理由もお聞きしましたけれども、今後残りの館についても拡大という方向であるのかどうか、そこだけご答弁お願いします。

○藤村子ども育成課長 今回、Wi-Fiの運用にあたって、児童センター全体でやはりこちらについてもWi-Fiの運用ルールというのを定めてやっていく形になりますので、学習用という形なので、学習用以外にもどういった活用があるかですとか、ちょっとゲーム機とかそういったものに使われることはないかですとか、運用の方法をしっかりと見極めて、今後拡大というところを図っていきたくて考えております。

○塚本委員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、戸越地区児童発達支援センター等整備ですけれども、この第1回定例会で、大原児童発達支援センターの条例が議案上程をされまして、厚生委員会のほうで議論があったと。全会一致でこれは賛成、

成立と伺っております。この児童発達支援センターとしての6業務というのがこの条例の中に定められていて、この6業務に加えて児童センター機能、これももともと大原児童センターとしてのここの機能ですね。一括して指定管理方式で今後運営をということで考えていると聞いております。

この一括してこれだけの多機能というか、ある意味児童センターと、そして発達支援センターという、区の中でも所管の違う2つのこれを一括して指定管理するのだというところに結論づけて、そういった形になっていった理由、一応一施設あたり一指定管理というのがひとつの品川区の指定管理の原則論としてあるというのは知っておりますけれども、その上でこのような結論になったということについての議論の経過というのをお聞きいたします。

○川崎障害者施策推進課長 戸越地区児童発達支援センター等整備ということで、大原児童センター内に区内2か所目となる大原児童発達支援センター整備を行うもの、これが地域における療育環境の充実を目指すものということで、こちらの整備を進めているものでございます。

今回、児童発達支援センターというのはやはり職員の専門性が大変求められます。民間事業者が持つノウハウであるとかまた人材、そういったものを最大限に生かして施設の運営を行っていくためには、指定管理による運営が最適というふうに考えております。

また、児童発達支援センター自体が、地域のインクルージョン推進の中核機能として整備することが推進されております。ですので、児童発達支援センターと児童センターを含めて、建物一体でインクルージョンを実現していきたいと考えています。

また、この中にインクルーシブひろばベルがございまして。ベルがこの連携の橋渡し役になると考えておりますので、インクルージョンの推進につながるよう、各機能との連携を重要な視点として、一括で一つの案件として指定管理者の選定を行うものと考えております。

○塚本委員 今ご答弁のあったそのインクルージョンという考え方というのか、いわゆる普通の児童センターと児童発達支援センターを一体的にすると。ここのこのインクルージョン、こういった形での児童センターと児童発達支援センターのこういう考え方というか施設のありよう、これは結構全国的に見てもどうなのでしょう。品川区として今回初めてみたい、比較的珍しいものになるのかどうか。そういったところについての認識をお伺いしたいのと、また、今後児童センターは品川区にまだたくさん二十数か所あるわけですが、こういった児童発達支援等の兼ね合いをしていく、このインクルージョンの考え方で施策展開していくような考え、これについてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○藤村子ども育成課長 こういった施設が珍しいものかというところのご質問から、まずお答えさせていただきます。

こういった児童センターと児童発達支援センターが一緒になっている施設というのが、他県で事例があるというのは伺ったことがございます。当区におきましては、これは初めての事例というような形になります。また、児童センターに関しましては、今まで指定管理という概念というのは条例の中に取り込んでいないところでしたが、今回の第1回定例会のほうの議案で上程させていただいているような形ですが、児童センター条例の中にこの指定管理を可能とするものを入れ込んでおります。

今後のインクルージョンというところですが、他の児童センターとこういった形で複合施設になるかということですが、児童発達支援センターの複合施設というのは、今予定しているところはないですが、やはり障害のある方もない方も児童センターをご利用いただいて、ウェルビーイングといった観点でよりよく生きていただくためというところを考えますと、いろいろな方がご利用いただ

けるような形で、児童センターとしても受入れの体制をとっていきたいと思っております。

○塚本委員 いわゆるこの大原児童発達支援センターが、そういうインクルージョンのある種の品川区としての存在として、それが他の児童センターにも波及してそういった効果が、障害のあるなし、そういったことに関わらずというこの区の姿勢というのがもっと出ていくような施設になるということを期待したいと思うのですけれども、そういった中で現実問題として、これを一つの指定管理者が受けていくということについては、厚生委員会でもいろいろ議論があったと伺っております。

なかなかこれだけ全てを一括してがつんとやれるような経験を持っている法人なり団体なりというのは、現実問題どうなのだとするところはなかなか難しいところもあるのではないかと思いますけれども、例えばこういった一つの事業者として、児童センターあるいは児童発達支援センター、そういった両方の機能を経験のない、なかなかそういうのが全部そろっているところはないねとなったときに、どういった形でそれを補完する、補うというような形が考えられるのか。そういったところについても最後にお伺いしたいと思います。

○藤村子ども育成課長 こういった形のケースはなかなか珍しいと思いますので、対応できる事業者がいるかどうかということではございますが、例えば単独でこれに対応できる事業者というのがなければ、共同事業体というような考え方も区の方針の中で使えないということではございませんので、様々方法を考えつつ公募に臨んでまいりたいと考えております。

○塚本委員 大事なトライになるということでもあると思いますので、しっかりと進めていただけるようお願いいたします。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は225ページ高齢者のグループホームのことについて、お伺いをいたします。区長も高齢者のグループホーム、これは非常に必要だということでもいつも言っているんですけど、私もまさにそのとおりだと思っています。

品川区は、調べてみると多分これは14軒ぐらいかと思っておりますけれども、残念ながら品川第1地区、品川第2地区には1軒もありません。本当にそれはどういう、理由がいろいろあると思っておりますが、その中でやはり今はこれ要支援2、要介護1以上の方々ということなのですけれども、特別養護老人ホームが要介護3以上。その間の方々という見方ができるのかどうかわかりませんが、やはり家族でもう見るのはなかなか難しいのかなと思っています。

その中でこのグループホームを利用する。それでいろいろな形で今アプローチをするけれども、品川区も整備をされている中で多いのは、例えば杜松小学校の跡地だとか春光福祉会のところもそうだけれども、いろいろな場所があつてそこでどうにかやっつけよう。ではプロポーザルをしようとか、いろいろな形のところが多い。民間も幾つかあるのだけれども、新しくビルを建てたりするときに、補助はいっぱいあります。

要は簡単に言うと、新築工事の中のC工事という形で例えば1億円ぐらい出る、その補助が1億円以上出るというものもありますけれども、そうすると建築費がそれだけ下がるわけなので、大家はそれでいいということになるということも踏まえてやるのだけれども、そういうときに1つ、なかなか1ユニット9人で、運営者がそれでも厳しいというわけです。これが大体60坪も必要なわけです。それで少し狭くなってくると8人だ7人だという話になったとき、5人以上は組めますよと言っても、運営するほうができない。これが現実で、なかなか進まないのかなと私が思っていて、ここら辺のところを何とか

クリアするには、方法論としてはその建築費の補助はある。そのとき家賃もかかる。運営ができないのは家賃、それが一番の問題。

それから人の問題。これは預けると考えるのだったら、小規模多機能でも今ショートステイで28日預かれるわけだから、それも結構預けられる。こういうことを考えていくのなら、小規模多機能のサテライトみたいなどころ、これはもう20分以内ならサテライトはいいと言うのだけれども、そうすると、管理者から含めて4人ぐらいの人を削れる。そう考えると人件費が出ないから、それはありなのだ。それはいけると。こういうせめぎ合いがあるわけです。

では、介護予防だったらこれをセットにしましょうと言ったら、介護予防はちょっと単価が安いからなかなか無理だとか、今、運営者の人は、それをどうやったら回るようになるかというのが相当議論になって、私もいろいろなところでいろいろな方と話をするとき、そういう営業をしているのだけれども、最後は大家も、これはこういう場でこのようにないことを言うのはあれなのだけれども、ちょっと高齢者の認知症の方々というのは家族が反対しているんだよねと、ご主人がいいと言ってもそういう方々もいらっしゃる。

こういう中で、いろいろな面をいろいろクリアしていくと、やはりこれを進めるのであれば、その人的支援とかやはりその家賃補助、そこら辺のところをもう少しやっていかないと、これは現実問題進んでいかない。先ほど言っていたように、区の持っているところを何かに転換しよう。ではそこでやろうか。例えば、今は待機児童もなくなってきたし、公立幼稚園のところを転換してそういうのをやっていく。それは敷地があるから、そういうことをしていかないとというふうになってしまうでしょう。その前に、民間でもそういうところがあったら、そういう大家がいて、建て替えるときにこういうことができますよというようなことをしていかないと、なかなか前へ行かないと思っていて、そこら辺のところをどう考えていらっしゃるか教えていただけますか。

○東野福祉計画課長 まず冒頭にございました品川地区の認知症高齢者グループホームにつきましては、委員がおっしゃったように0軒というような状況でございます。ほかの地区に比べ、ほかの地区も1軒から3軒というような状況でございますので、高齢者の方が不足している、地域の方が不足しているという状況を踏まえまして、品川地区のほうには今後ぜひ建てていきたいというような考えは持っているところでございます。

また、施設整備の部分では区の独自の補助もございまして、都の補助と合わせるとかなり高額な補助が出るというところでございますが、運営事業者とのマッチングの部分の厳しいという状況も聞いているところでございます。来年度なのですけれども、区のほうといたしましてはセミナーの開催ですとか、それから今後の予定についてのすり合わせ、こういうものを高齢者の部門と一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 なかなか質問がかみ合っていないような気がしますが、そのマッチングはできると思っている。その事業者がもらえる金額は決まっているのだから、だからそれでグループホームの今もらえるお金では、結局何かをどうにかして組み合わせていかないと、無理だと。

もう一個言うと、障害者のグループホームも似たようなところがあって、頑張って139㎡の木造住宅でやれました。けれども5人です。それで少しでも軽い人がいると、運営者がもう四苦八苦になってしまう。1人でもそういう軽い人がいたらという話なのです。

これは、運営する人に何をやっていかないとそのように進まないかというのは、あそこはやってくれた後でそうふうになっている。やる前にそういう話だったら、事業者のマッチングは、ではこれで大家

にも億単位のお金が出るから、それでうまくいくよというのは分かります。けれども、その後に結局そういうところの運営がうまくいかないから、では家賃を少し10万円でも20万円でも、それから1人分の人件費が浮くのならぐらいのことがないと、なかなか前に進められないのです。

この点のことを、そういうことも考えていかないと、こういうことは前にいかないのではないですかというのを、もう一度そこを聞いたかったわけです。

○菅野高齢者福祉課長 認知症高齢者グループホーム、区では家賃助成事業というのは実施しております。一定の収入以下の方なのですけれども、月額2万4,000円の助成をすることによって、その運営事業者が家賃や光熱水費とかいろいろ設定するときに、少しでも安く設定できるようにというところでカバーをさせていただいております。

○今井福祉部長 ただいまご質問のところは、障害者そして認知症高齢者グループホームにつきましても、今まで区では用地確保などを含めて施設整備の面から充実して取り組んでまいりましたが、特に障害者グループホームは中重度という中では、中重度の人件費の加算というのを障害者のほうの仕組みでは持っておりますが、今高齢者のほうではそのような運営費に関しての仕組みは今ないという、あるのは利用者に対する補助というのがあるところがございます。ここの部分の充実につきまして、施設整備だけではなく、運営費に関しても総合的に検討する必要があるということのご指摘というふうに受け止めております。

○石田（秀）委員 そうですね。ぜひ、さっき私が障害者の話を出してしまったからこういうことになってしまったのだけれども、高齢者のグループホームについては本当に必要だと思いますし、必ずそういう話を民間の方と、そういうので新築するときこういうことをして、例えば保育園でもそういうときはあったのだけれども、あるところはお風呂屋だから敷地が広いから、これは保育園にしましょう。それで改修をして、それはその支援もたくさんあったから、広さもあったからやれる。

それをどういう感覚で捉えていくのだ。それは必ずあるのだけれども、今高齢者のグループホームも必ずそういうところでぶつかってきってしまう。敷地も大変だけれども、そういうのがあっても運営のところぶつかってきってしまうので、だからこれはぜひ、これからその部分についてもやっていっていただければ、品川第1地区でも品川第2地区でも必ず何軒かできると思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

○まつざわ委員長 次に、せお麻里委員。

○せお委員 よろしくをお願いします。267ページ子ども食堂開設・運営支援、273ページ就学前教育推進費についてお伺いします。

初めに子ども食堂です。私としても整理したくまず質問させていただきたいのですが、改めて子ども食堂の意義と目的を教えてくださいませんか。

○飛田子育て応援課長 子ども食堂です。この意義についてですが、子ども食堂についてはもともと区がつくり上げたものではなく、地域の皆さん、ボランティア精神から自発的に始まった活動です。その活動が全国に広まりまして、世間に認識されていって、各自治体が後追いで支援していく今の形が出来上がったものです。

そのため、運営の仕方についてもそれぞれ地域、またその携わっている方々等千差万別で行っていますので、対象者が子どものみの食堂もあれば、親子で参加できる食堂もあつたりと、また開催方法も会食だったりお弁当だったり、フードパントリーとかいろいろ様々です。ですので、我々としましては食の支援を含む子どもの格差を改善するというところで、地域や子ども食堂に任せきりになるのではなく、

区としても子育て応援課が実施しているこのしあわせ食卓事業や学習支援事業などを含めて、各課と連携して改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○まつざわ委員長 すみません。答弁が聞こえづらいので、私語は慎んでいただけますようお願いいたします。

○せお委員 私の聞き方が少し悪かったですすみません。2つの事例をちょっとお話しします。

ある飲食店は、近隣の方から、子どもには不衛生な店ではないかとお話がある飲食店で、それが正確な情報なのかはちょっと分からないのですが、その飲食店は申請が通って子ども食堂を開始しました。一方、また違う飲食店では、18年以上パパ、ママ、おばあちゃん、おじいちゃん、それでシッターとかも助けられてきた子育て支援をずっと行ってきたお店で、もっと新しい子育て支援をしたいと子ども食堂の申請の相談をしたら、企業が行う事業ではないという趣旨のお答えをされて申請を諦めました。

主にボランティア活動なのでというのは理解しています。今のお話は前者が不適切で後者が適切だということではないのですが、先ほどお話あったように、思いのある地域と一緒に前に進んでくれるというか、そういった団体・飲食店にぜひ運営していただきたいと思っています。子ども食堂の利用者の安心につながることもまた大切だと思っているので、保健所なども連携した、これから申請しようとする団体などの思いとかを知るようなことができるような仕組みの構築を要望いたします。

そういった助成金とかの認定については、国や都からの要件などがあるのでしょうか。都からの補助金もありますし、ちょっとここの詳細を私分からないので、教えてください。

○飛田子育て応援課長 今委員がおっしゃった、その長年いろいろ地域での支援をやっている方がなかなかそういう子ども食堂の開設に結びつかなかったということをお聞きしました。今回子ども食堂の開設相談につきましては、区が品川区の社会福祉協議会に委託している品川区子ども食堂ネットワーク事務局にて行っております。またそういうお話を聞きましたので、今後そういうことがないように、また丁寧に開設準備に関わる相談のほうを行っていききたいと思います。

もう一つ、開設における子ども食堂の衛生面についてですが、20食以上提供する学校や病院などは、食品衛生上の集団給食施設としての営業の届出が必要ですがけれども、子ども食堂は提供の目的、頻度、少数の特定の者に食品を提供するボランティア給食のため、法による届出の対象外ということは確認しております。しかしながら、対象者がお子さんということで、万が一食中毒が発生した場合に重症化する恐れのある人を含んでいることや、必ずしも食品衛生の知識・経験が豊富な者が調理に関わっているわけではないことから、東京都の通知と同様の内容を区内規に定めまして、提供の届出をお願いしているところです。

また、子ども食堂ネットワークにおいても、子ども食堂の運営者を対象にした保健所職員による衛生講習会開催によって注意喚起を行うとともに、定期的に巡回をして確認等をしまして、安全・安心の食の提供ができるように心がけております。

また、都のほうのところですが、特にそういう決まりというのはありません。

○せお委員 まだまだ子ども食堂というのは貧困家庭が行く場所のように捉えている方も多くて、そうではなくて、貧困ではないひとり親家庭とか、家庭に事情がなくても地域とつながりたいと考えているご家庭だったり、さらには現在も一部の食堂で高齢者が利用できたりもするのでありますが、高齢者にもっと広く利用していただき、地域の皆で会話する楽しさを、コロナを経験してやはり改めて私としては知っていただきたいし、行政としても考えたいと思っています。

そのような利用する側だったり、あと運営する側、両方の対象者だったりとか、あと先ほどの認定の

方法や要件とまではいかないのでしょうかけれども、そういったところの考え方で、補助金なども含めて区の子ども食堂の方向性、区の考え方をいま一度考えるために、課題とかは改めて何か洗い出してみるというのはいかがかなと思っています。

あとは、何か運営側の地域の皆さんが気になったことなどを、次につなげる仕組みというのはあるのでしょうか。そういったことの課題などをどう捉えているか、区の見解を伺います。

○飛田子育て応援課長 子ども食堂の成り立ちは先ほど説明させていただきましたけれども、区が押付けに近い形でこのような条件をやってほしいとか、一律何か委託のようなことで制限するのではなく、やはり子ども食堂の成り立ちを尊重しまして、ボランティア精神のある方が子ども食堂を手伝いたい、また開設して地域に貢献したいと、その実現できるお手伝いを柔軟に支援していきたいと区としては考えております。

また、そういう子ども食堂のつながりということですが、子ども食堂ネットワークでは会議や研修会を定期的に行っております。そこで子ども食堂同士の情報の共有とか、今後どうしたらよいかそれぞれ悩みがありますので、そういうところで意見の交換とかして、理解・ご賛同いただける方にはまた支援をしていきたいと考えております。

○せお委員 決して子ども食堂を運営されている側を否定しているわけではないですが、現在では区内に40か所もあって、すごく比較的品川区というのは機能していると思っています。せっかくのネットワークは維持しつつもよりよいものにしていくために、区としても考えるべきことはあるかなと思っています。ですので、そういった検討もよろしくをお願いします。

就学前教育推進費に移ります。こちらはちょっと広くお伺いします。まずは幼稚園・保育園での障害児支援についてです。これは4月からの保育施設運営課管轄の全体の予算のところになってしまうのですが、すけれども、幼保一体施設幼稚園と区立幼稚園には障害児保育介助員という予算がついていまして、そのほかの幼稚園・保育園では多分ほかの予算の部分に計上されていると私は以前に理解していましたが、障害児にはやはり介助員・支援員が必要で、それはまずはその子が楽しく自分らしく過ごせるということにつながっていくので、あとはまた周りの園児の過ごし方だったり、園の運営とかに関わってくると思っています。

現在区立園では、ありがたいことに障害児の受入れを積極的に進めていただいていたので、受入れ困難になることは少ないですが、私立園ではいかがでしょうか。以前に議会で、私立幼稚園で入園を断られたり、途中で退園を何かちょっと遠回しに促すようなことが見受けられたというお話をしました。そのときにもお伝えしましたが、人がつけられなくてしょうがなく断っているのも、特に私立園の支援というのは、全ての子どもが楽しく自分らしく過ごせる、そのような支援に振り向けるべきと私は考えています。

具体的には、先ほども申しあげました障害児への加配の支援、経費の負担であったり、あと人材確保するときのどこから連れてくるかとか、そういったところの支援、さらには障害児へ適切な対応を行わないと意味がありませんので、研修機会の提供などと考えていて、それは今でも様々質問してきているところです。

研修に関して言えば、のびしなプロフェッショナルスクールですが、対象を区立・私立関係なく、そして介助員・支援員の方とかも含めてという形はできるのでしょうか。加配への今お伝えした支援のところと併せて、現状と今後の方向性を教えてください。

○石井保育支援課長 私立保育園・幼稚園の方も、近年特別な支援を要するお子さんは増えておりま

す。当初、平成30年度は29名だったところ、今令和5年度段階で97名、約100名近い方が加配の対象ということで保育園に通ってございます。

従前から申し上げておりますとおり、私立保育園などで加配をした場合の加算措置などもしているところでございますけれども、そういった方々が私立保育園の中で健やかに過ごしていただけるために、研修体制等も含めて支援をしてまいりたいと考えてございます。

○立木保育課長 のびしなプロフェッショナルスクールに関しましては、今年度から会計年度任用職員も対象とするようにいたしました。また、私立の職員の方も受けられる研修というのは用意してございます。

○せお委員 研修の機会はとても大切だと思うので、ぜひお願いします。現場の方からお話を伺うと、幼児期の集団での経験や支援がとても大切なので、それが就学後に必ずつながっているの、ぜひ充実をとお話ししていました。よろしくお願いします。

そこに関連して、就学後につながるのですが、主に就学前の発達障害児は、保護者の気づきや考え方が今後結構関わってくる人が多いと思っています。これは子どもに園のほうからとか、医療機関から発達障害だと言うことが最終目的ではなくて、子どもが今や未来とかに少しでも生きづらさを感じないために、保護者が自分のお子さんを正しく知ることはとても大切だと思います。

先ほど澤田委員がお話ししたペアレントトレーニング、さらには来年度予算の子ども家庭センターでの子育て支援専門プログラム、ともにとても大切な取組でより充実していただきたいのですが、こういった講演会やプログラムなどに参加されない、でも支援が必要な保護者に対してはどのようにアプローチしますでしょうか。保育課長とも何度もどうしたらいいかというのをやり取りしてきて、まずは1点、園側が園のほうから保護者に正しい状況をお伝えできる知識・スキルを身につけてもらうこと。

あとは、保育士体験をずっとやっていただいているのですけれども、それを積極的にやっていただいて、お子さんの集団での様子を少しでも知ってもらう。そのようなこともよいと思っています。そういったことの見解をお聞かせいただければと思います。

○立木保育課長 やはりお子さんの姿を知っていただくというのは、子育てに直接つながることですので、専門家である保育士と一緒にお子さんを見ていただく。その中でいろいろな気づきをしていただくということが一番だと思います。

1日保育士体験はコロナで休止していたのですが、今年度再開いたしまして、今年度は1,100人以上の方がもう既に受けていらっしゃると思います。そういったところをしっかりと子育てのほうにつなげていきたいと思っております。

○せお委員 お子さんを正しく理解していないと、やはり保護者もすごくつらくて、何で怒ってしまったのだろうとか怒る機会が増えて、そのほかにも波及していってしまうことが多いと思います。保護者の支援もいろいろやっていただいておりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、田中たけし委員。

○田中委員 私は243ページ特別養護老人ホーム運営費に関して、続いて国保会計の467ページデータヘルス事業について。時間がありませんでしたら、231ページの東京2025デフリンピック周知啓発についてお伺いします。

この予算書の特別老人ホーム運営費で、戸越台ほか6施設とありますが、合計7施設であります。区内の全ての施設は12施設ありまして、区立施設は7施設ありますが、この特別運営費はその区立の特

別養護老人ホームが対象だと思います。区立の特別養護老人ホームと、いわゆる民間の特別養護老人ホームとの違いについて、簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 特別養護老人ホームの区立と民設の違いについてというところですが、区立については区が建物とか土地を持っておりますので、その運営について指定管理者として運営してもらうというような仕組みになっております。民設については、それぞれの運営事業者がご自分で土地とかを購入して、そこに建てて運営していると認識しております。

○田中委員 いずれにしましても、指定管理者も含め専門の団体の方々に運営していただいておりますが、特に私は介護現場の状況を区としてしっかり把握していく上では、お任せはもちろんしているのですが、区立特別養護老人ホームとしてその冠をつける以上は、やはり品川区としてもしっかりその運営について注視していくべきだと思いますし、その冠をつけている以上は、介護の質というものをしっかりと維持をしていただきたいと思います。介護の質としてはいろいろな形でチェックが入っているのだと思いますが、私は特に区立の特別養護老人ホームの中の雇用状況についても、私はしっかり区として把握をしていくべきだと思います。

それで、例えば区が発注する建設関係であれば、しっかりと労働基準法上のとか働き方改革だとか、そういう視点でこれからは大変厳しく見られております。工事現場でのその職員の処遇の状況、休みをきちんととれているかどうかとか、現場の安全性が保てているか。同様に、私はその介護現場での職員の雇用状況も、区立を名のる以上はやはりそういったその介護職としての立場を区としても認めてあげるといえるような、維持をしていけるような視点で、私はしっかりチェックといたしますか、把握をしていくべきだと思います。

それで、これは私自身の責任の下で発言をいたしますけれども、最近その一部特定の区立の特別養護老人ホームの中で、目黒区の特別養護老人ホーム、最近できたところがありますが、そちらに移る職員がちょっと増えてきているようなお話も聞きました。その状況を伺うと、休みの日数が違ったり、最低限の休みの休暇日数は確保されているのですけれどもあくまで最低ラインであって、目黒のほうはそれを上回る休みが取れるし、あと定年関係です。定年は、品川区のそこは60歳定年で、プラス再任用という形で65歳ぐらいまでは延長できる。一方目黒のほうはもう既に定年が65歳とか、場所によってはどうも70歳近いところもあるようで、そういうその雇用状況が明らかに違うために移ってしまっているというようなところ、それが大きな一つの原因だというふうに聞きました。

併せて、区立のほうは特定のところですが、やはり残業が物すごく多くて、これは報告がどういうふうになっているか分かりませんが、実際はもう完全に労働基準法を超えるような残業状況にもあるという苛酷な状況だという話も聞いております。併せて職員はいるけれども、施設を維持する上では職員の数が必要なのですけれども、正規職員と、あと派遣の職員の割合が、本来であれば正規職員のほうが多くて、そこを補うために派遣職員に助けてもらうというのが私は本来のスタイルだと思いますが、そこは全く逆転していて、正規職員が数人で派遣者職員がほとんどだと。

特に利用者が例えば急に病院に行かなくてはならないといったときに、特に夜間のとき、そういうとき以外も平時もそうかもしれません、病院に同行しなくてはいけないときに、派遣職員はそういうことはできないと。正規の職員しかそれは対応できないということで、日常の業務だけではなくて、突発的な業務も正規の職員に負担、当然のことかもしれませんが、あまりにも派遣職員が多くて正規職員が少ないので、そういう要はなかなか表面には出てこない部分も含めて、その派遣職員と正規職員の割合のことから物すごい負担が出ているという話も聞いております。

今のようなことは特定のところだけなのかもしれませんが、私は決算特別委員会でも言いましたが、ぜひ介護現場をもっと見てほしいというのはそういうところが現実にありますので、そこはしっかり見ていただきたいと思いますが、現在の認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 区立の特別養護老人ホームなどを中心に、いろいろと介護現場の雇用状況についてということでお話を伺わせていただきました。

区立の特別養護老人ホームの場合は指定管理者に運営をお願いしているところなので、運営事業者が利用料金制をとっておりますので、介護報酬の中でサービスの質を工夫しながら、営業というか運営の努力をしていただくというのが基本となっております。

そこに、やはり例えばICTの機器を入れるなどの、区の施設ですのでそういった補助をするなどして、少しでも働いている方の業務が軽くなるようにというような部分の支援等はさせていただいているのですが、今の委員のご指摘の状況等は、区のほうでも区内の事業所には実地指導というところで、介護施設などは6年に一度順番に指導に回ったりとか、そういった部分もさせていただいておりますので、そういった中で適宜指導しなくてはいけない部分は指導し、そして支援しなくてはいけないところは、介護現場のお話を聞いて支援しなくてはいけないと感じているところです。

○田中委員 ぜひ現場を踏まえて、区立を名のる以上は介護本来の質ももちろんですが、そこに勤めているその要は指定管理者の中の話かもしれませんが、ぜひチェックというか見ていただきたいと思います。

これは私だけではなくて、例えば客観的な情報として、品川区には介護専門学校がありますが、そこから区内の施設に就職をする方が、やはりその行きたいところ、行きたくないところがありまして、行きたいところはもちろんいいところなのでしょうけれども、ずっと敬遠されているところも実はこの中にあります。なぜそういう学生さんが敬遠するのかという原因についても、そこは看護専門学校のOB・OGの方も含め先生方にもぜひ聞いていただいた上で、現状を理解いただいた上で対応をとっていただきたいと思います。

あと30秒なので、データヘルスの検診について、これは国保会計の中での健診なのですが、私はウェルビーイングという視点で検診・受診量を増やして、未然の要は健康寿命をいかに伸ばしていくかという視点では、これは国保といえどもウェルビーイング予算として、私は国保会計だけではなくて、国保加入者出ない人も特定検診で健康課のほうでやっていますが、それも併せてしっかり対応をとっていただくように、区長からも見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○まつざわ委員長 会議の運営上暫時休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時35分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

松永よしひろ委員。

○松永委員 よろしくお願いたします。私からは、231ページの東京2025デフリンピック周知啓発について、247ページ、認知症高齢者支援事業について、同じくデジタル活用による高齢者社会参加支援について、259ページのヤングケアラー支援事業について伺いたいと思います。

初めに、259ページのヤングケアラー支援事業について伺いたいと思います。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、また、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことであるようですが、そのところで何歳からとは書いておりません。そこで、何歳から何歳までを対象として支援は行われているのでしょうか、お知らせください。

また、本年度に実施された、子どもの生活実態調査では、対象年齢が小学4年生から18歳までで、調査結果を拝見させていただきました。回答率については、小学生は約3割、中学生は約2割、高校生は約1割となっており、回答率について低く感じました。本区としてこの回答率についてどのように捉えられているのでしょうか。

そしてまた、「あなたがお世話をしている人はいますか」の問いに対し「いる」と答えた方は、回答された方の5%ありました。その内訳の中で気になることがございまして、1の「だれのお世話をしていますか」、2「お世話をしている人の状況について教えてください」、3「どのようなお世話をしていますか」以外の問いに対しても、約5%の方が無回答ということでした。区として、この無回答で提出された方についての考えをお知らせください。

以上3点、お願いします。

○染谷子ども家庭支援センター長 まず、支援をする対象の年齢ということでご質問をいただいた部分につきましては、実際はかなり幼いお子さんでも、例えばお母さんが精神疾患だったりするときに、心のケアをしているお子さんもいらっしゃるかと思います。また逆に、当然ながら子どもの期間が終わって18歳以上になったからといって、いきなり家事ですとか家族の世話をしなくなるということではないと思いますので、当然、今、若者ケアラーというような言われ方をしますけれども、18歳以上の方についても、今、国でも法制化の動きがある中では、対象を子ども・若者と定義されているところもありますので、そういった上の年齢についてもきちんと支援の対象として進めていきたいと考えております。

それから、アンケートの回答率につきましては、今回、先ほど委員がおっしゃられたとおりのそれぞれの回答率となっております。今回実施をするに当たりましては、基本、無記名でオンライン上での回答ということでお願いをさせていただいております。区立の小中学校については、学校を通じてタブレットなどを活用しながら回答いただくという方法を取りまして、ほかの私立、高校生相当の年齢の方のご家庭には直接郵送でという形を取らせていただきました。

今回、実施するに当たりまして、非常にヤングケアラーとそのご家庭にとってセンシティブな問題といたしますか、ご家庭によってはすごくショックをそのアンケート自体に関しても受けるような内容のものかと思われましたので、無理にご回答いただく必要はありませんというところでアンケート調査をさせていただいた結果、回答率が低いことに関しては決していいことではないですけれども、そういうことになっているのかなというのが1点、要因として考えているところでございます。

それから、無回答というところにつきましても、内容において、回答を進めていくに当たってどんどん気持ち的につらくなっていくようなことも想定されるというのが、作成しているときの考えでございましたので、ご本人向けにご案内を発送する中にも、答えたくないものについては無理に答える必要はありませんという形でのアンケートの取り方をさせていただいているところでございます。

○松永委員 子どもたちのために対応されたということで、本当にありがとうございます。

このアンケート結果から、ヤングケアラーと言われている方はどのくらいおられるのでしょうか。小学、中学、高校それぞれ伺いたいと思います。

そして、このアンケート結果により、訪問支援事業、配食支援、通訳派遣、また学習支援、キャリア相談、新たに必要とされることが分かり、よかったと思います。そこで、この訪問支援事業についてありますが、どのくらいの時間、またその事業の内容についてお知らせいただきたいと思います。また、どの程度の期間ケアしていただけるのかどうか。例えば利用時間については何時から何時までとか、1日で何時間とか、そうしたところを教えてくださいたいと思います。そしてまた、土日・祭日も可能なのでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長 まず、ヤングケアラー、今回の実態調査におきまして、「あなたがお世話をしている人はいますか」という問いに対して、小学生で8%、中学生で5.2%、それから、高校生で5.0%ということで、総数6,147名の方にお答えいただいている中でそのくらいの一定の割合で、ケア、お世話をしているお子さんがいるということが今回分かっておりますし、今後、アンケートの中身を集計していく中で、どのくらいの時間ケアをしているかですとか、そういったところの分析を進める中で、実際にかなりケア負担がかかっているお子さんなどの分析を進めていきたいと考えております。

それから、訪問支援事業につきましては、今年度から既に事業化はしております、まず内容といたしましては、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、就寝の世話、生活必需品の買物、乳幼児または児童の保育というようなものを想定しております。基本の時間帯としては8時半から18時ぐらいの間でいうところで、今、事業者とは調整をしているところではあるのですが、ただ、通学の付添いなどという話になってくると、その時間帯では補えない部分もありますので、そこは柔軟に対応させていただくようにしたいと考えております。

それから、土日・祝日の部分につきましても、事業者と調整をして、なるべく入れられるような形で調整していきたいと考えております。

○松永委員 先ほどお答えがなかったのですが、1日にどのくらいの時間数と、例えば午前と午後で分けることができるのかどうか。午前中に1時間、午後に2時間とか、3時間ともう存じておるのですが、その辺、分けられるかどうかだけ教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長 失礼いたしました。時間としては、3時間というのを上限とさせていただいております、今、規定している中では、1日当たり1回ということになっておりますので、その3時間を分けて利用するという事は想定してございません。

○松永委員 ぜひそうしたところのニーズに応じていただければと思います。

また、子どもたちが必要とされている時間について、先ほどのお答えなのですが、ヤングケアラーは大きく2パターンに分かれています。いわゆる親から言われるパターンと、自分から率先してやるパターンです。こうしたことから、相談しにくい、また手伝えることは当たり前と思われる子どもたちがいると思われま。

そこで、相談体制について伺いますが、相談しにくいと答えた方については、もし相談した場合に、児童相談所に行かないといけない、親から叱責されると言われております。そこで、SNSによる相談体制が取られていると思うのですが、相談するまでの過程が大切だと思います。携帯電話を持っていない方もおられる中で、電話では通話記録が残ってしまうという課題もあります。そうした課題も含めて、区としてどのような相談体制を取られているのでしょうか。そして、親への手伝いを逆に苦として思われていない方については、どのように対応されるのでしょうか、伺います。

○染谷子ども家庭支援センター長 相談をなかなかしづらいというところのお話は、まさに委員の

おっしゃるとおりかと思ひまして、そういった意味でもSNSの活用というところで事業を開始したところでございますが、SNS自体を利用できないお子さんの中にはいらっしゃるかと思います。今回、先日、プレスリリースもさせていただいたのですが、学校で貸与しているタブレットにも、相談ができるツールを入れさせていただきまして、スマホを保有されていないお子さんについてもそちらから相談ができる形を取らせていただいております。

○松永委員 ぜひそうした方も含めて、対応していただければと思います。

次に、231ページの東京2025デフリンピック周知啓発について伺います。

いよいよ来年に東京2025デフリンピックが始まります。これは、1924年のフランスで第1回目が行われてから、デフリンピック100年目と節目の年で、しかも日本では初となります。期間は12日間ということで、全世界から約3,000人の方が参加するそうです。

そこで、周知啓発についてでございますけれども、今回、東京オリンピック・パラリンピックのときは、応援競技として3競技挙げられて、マスコットも作られて、いろいろと周知啓発がされていたと思うのですが、今回の予算を拝見させていただきますと、少しそうしたところがないのかなと思うのですが、区としてどのような形で周知啓発されていくのでしょうか、お知らせください。

○松山障害者支援課長 東京2025デフリンピック周知啓発についてのお尋ねでございます。障害者支援課といたしましては、これまでも障害者団体と共に、今年度もスポーツ推進課主催のデフスポーツ&アートフェアでブースを出しまして、団体と共に手話体験コーナーとか、あと手話クイズを行ったところがございます。次年度におきましても、スポーツ推進課と連携しながら積極的にPRをしていきたいと考えております。

○松永委員 このデフリンピックの知名度、周知ですけれども、日本財団が2021年に調査されたのですけれども、その際、デフリンピックを知っている人ということでアンケートを取ったら約16%ということでございまして、逆にパラリンピックですと97.9%ということで、比べるとかなり低い状態でございます。ぜひ区を挙げて、例えばポスターを独自で作ったりしていただけたらと思います。

昨年の7月29日に天王洲公園のサッカー場で、デフサッカーの日本代表候補トレーニングマッチの交流会が開催されました。その際、森澤区長より、「今日は暑い中、観戦お疲れさまでした。選手の皆さんもありがとうございます」ということで述べておられます。そうした中で、ぜひ東京オリンピック・パラリンピックと同じように応援競技として取り入れていただきたいと思いますが、区としてこのデフリンピックに向けての意気込みを最後に伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 デフリンピックの応援協議ということでございますが、そちらはスポーツ推進課が所管しておりますので、私どもは周知啓発ということで、当事者団体と手話の理解・普及啓発とともに進めていきたいと思っております。

○まつざわ委員長 次に、西本たか子委員。

○西本委員 まず、プレス発表資料の中の20ページ、未就園児定期預かり事業、それから、239ページの医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業、251ページの児童センター職員給与費、そして、275ページの公設民営保育園費。

まず、3つ、先に聞きます。

プレス発表の20ページに未就園児定期預かり事業があります。これは拡大ということなのですが、慣らし保育もしっかりした上でやっているよという認識で、私はおります。拡大に当たって、やはり子どもたち、お子さんがなじむためには時間もかかるし、手間もかかります。同じように拡大をしていた

だけのものか、お答えください。

そして、今後、国のこども誰でも通園制度、6か月から2歳まで。非常に問題があると思うのです。まさか品川区はやらないですよねと思っています。なぜならば、誰でも通園制度ですから、誰でもいいわけですよ。そうすると、お子さんは慣れないですよ。だから、当然、保育園に行くときゃあぎゃあ泣きますよ。それをお世話する保育士も大変なのです。これ以上そういうことやってしまったら、誰のためのものなのか。子どものことを考えたら、これは本当によくないと思います。国はどうしてこんなことを考えているのかなと私は非常に憤りを感じるのですが、そのやり方、考え方を教えてください。

それから、医療的ケア児コーディネーターですが、いろいろと質問がありました。これは令和3年に医療的ケア児支援法ができて、それからいろいろ本格的にと、品川区も令和6年度の予算に非常にいろいろなものが入ってまいりまして、本当にありがたいなと思っております。今までの質問の中でも、まだ皆さんが気になっているのが、連携のところだと思います。非常に広いのです。それを先ほどは、保育支援課のほうでやるよと言っているのですよね。だけど、今回、例えば私立保育園とかに拡大すると言ったら、子ども未来部なのですよ。大原児童センターは保育支援課かな。いろいろなところがまたがっているのです。ここに児童相談所も始まりますね。

そうすると、もう既に連携のやり方は決まっていますよね。先ほどその確認が取れなかったので、連携の仕方、誰が中心に、どういうふうにこれをまとめていくのかということをお答えください。

それから、児童センターです。職員は増えるのですよね。増やしてください。前から言っていますが、児童センターは本当にいろいろな事業の展開をしております。非常に中核になります。子どもたちの支援であったり親の支援であったり、非常にいろいろなことされているのです。ただ、ここは本当に職員が増えなくて、いつの間にか定年者が多いわけですよ。計画的に職員の採用というのは考えられていますか。お願いします。

○石井保育支援課長 私からは、未就園児の定期預かり事業の拡大についてお答えさせていただきます。今年度、拡大するという事で区内に増やしていくということでございますが、先ほど委員がご指摘の慣らしの部分、お子さんによって反応は様々で、やはりとても時間のかかってしまうお子さんですとか、そうでないお子さん、すぐにほかのお子さんとなじむお子さんもいらっしゃるという報告を受けております。そういう意味では、預かりに当たっては、今やっているのと同様に、丁寧に慣れるような形で預かっていけるように進めてまいりたいと思っております。

そして、あと国のこども誰でも通園制度に対する課題でございます。当初は国の検討会の議論の中でも、やはり半年に満たないお子さんを預かることの是非について、様々議論されております。逆に、その検討会に出席された委員の中では、いやいや、それ以前の人のほうが虐待防止にいいのだと主張される委員もいらっしゃったり、逆に、保育園の中で預かりに当たっては、やはり生後6か月までは預けないほうがいいというような、様々議論がされていると承知しております。

そういった動向も見ながらですけれども、まず、品川区に関しては、空き定員を活用した事業を一つ一つ確実に拡大していくということ、あと、その中で、幼稚園とかそういったところでも今すぐ興味を示しているところもありますので、そういったところで実施していただけるような形で、着実に事業を実施していきたいと思っております。その上で、国の動向についても注視してまいりたいと考えてございます。

○松山障害者支援課長 私からは、医療的ケア児のコーディネーターの連携についてお答え申し上げます。委員がおっしゃるとおり、個別支援の中ではもう既に保健センター、保育課、教育ですとか、そ

それぞれ各課、カンファレンスをしたり、そのお子さんにとって必要なものを、それぞれ関係者が集まって考えたりしているのは存じております。私ども障害者支援課も個別支援はやっておりますが、今、国で一番言われているのはNICUからの退院です。退院前のカンファレンスにコーディネーターが参加をして、在宅移行の支援をするというところで、それぞれの制度自体がつながっていれば、こちらのほうとしてはよろしいのですが、その中ではさまの部分について、国が今回きちんとケアプランをつくって研修もやって底上げをするというような、医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業を策定したものでございます。

区の横断的な連携ということで、全体的な会議ですね、保健分野、福祉分野、それから保育・教育分野、横串を通して、何かその中で課題があったのか、それから、今後どのような方策で医療的ケアのお子さんが住みやすい区となるのかということ、さらに考えていく方向でございます。

○藤村子ども育成課長 児童センターの職員のご質問にお答えいたします。児童センターの職員は、ご存じのとおりベテランと若手ということで二極化が進んでいるところはあるのですが、まずスキルアップを計画的に図っていくということと、職員の採用につきましては今年度、久方ぶりに行ったところですが、来年度以降につきましては、人事課と協議しつつ検討してまいりたいと思います。

○西本委員 子ども誰でも通園制度、これはよく考えてください。子どもは物ではありませんので。物ではありませんよ。なので、その子その子の特徴もありますから、それが今まで品川区のノウハウでもあるわけですから、しっかり取り組んでください。

それから、医療的ケア児ですが、やはり横串をどれだけ取れるかだと思います。やはり地域の中でという形。医療的ケア児支援法を見ると、ゼロから18歳以上という形での字句が書いてあって、そこでそれぞれのステージによって横串をやりましょうねとなっているので、令和6年度はこれだけやられているのですから、しっかり横串を取るようにはしていただきたいと思います。

児童センター、しっかり採用してください。お願いします。ノウハウの継承が必要です。

時間がなくなってしまったのですが、公設民営ですけれども、これは品川区保育園等あり方基本方針を見ると、こども家庭庁もできたところによれば、保育園とか幼稚園とか、そういう垣根がなくなってしまうのですよ。先ほど区別が分からないというのは、なくなってくるのですよ。就学前の子どもたちをどうしていくのだという話なのです。

その中で、そういう観点からすると、今回のこの基本計画というのは数だけで議論している。少子化だから、子どもが少なくなっているから、ブロック制か何か知らないですが、そういう形にして。そうではなくてもっと深いところから、就学前の子どもたち、品川区の子どもたちをどうするのだということからしっかり考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○今井保育教育運営担当課長 あり方基本方針についてのご質問をいただきました。委員ご指摘のとおり、今後、当品川区の保育行政を考えたときに、保育園、幼稚園といった垣根を越えて、どういった形でお子さんに対して質の高い保育・教育を施していくかという考え方が重要になってくるものと考えております。今回、あり方基本方針の中では、区立保育園の在り方を明確化して役割を明確化した上で、区立保育園が中心となりまして、区内の保育施設全般の質の向上に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○まつざわ委員長 次に、若林ひろき委員。

○若林委員 247ページ、認知症高齢者支援事業から、まず、事項別明細も見させていただいて新規事業とか新しい会議とか、例えば認知症伴走型支援事業、それから地域支援検討会議、これについて

のご説明をまずお願いいたします。

続きまして、認知機能チェック実施委託が新規計上されまして、これは、認知症検診を行っている医師、お医者さんから認知症になる前の啓発として有効であると認められた、今年度のモデル事業からの本格的な実施となります。そこで、認知機能チェックについて、医師が行ういわゆる認知症検診との違いと、あとは事業の概要をお聞かせいただきたいと思います。

すみません、続けて、補聴器購入費助成事業でございます。今年度の100名分から、予算書によりますと、およそ800名分に大きく拡大をしていただきました。改めて大変に評価をするところでございます。

そこで、今年度の実施について、医師、また補聴器の販売店のご協力、そしてご尽力で進められてきたと存じております。心から感謝を申し上げる次第でございます。対象者の購入でワンサイクル、お医者さんに行って、販売店に行って、購入すると一旦完結するわけですけれども、今年度の事業について円滑な実施ができていたかどうか、課題があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、私、会派から、助成制度の提案当初から、全国的に効果検証の仕組みが整えられていないことを指摘し続けてまいりました。補聴器が生活の質の向上、また社会参加や認知症の予防にしっかりと役に立つために、品川区においてはこの点についても助成の拡大とともに引き続き取り組んでほしいということで、再度のお願いでございますので、今年度等の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○川原高齢者地域支援課長 認知症高齢者支援事業に関して、また補聴器助成事業に関して、全て5点のご質問をいただきました。順番にご説明を申し上げます。

まず1点目、来年度の新規の事業でございます。認知症の伴走型支援の事業でございます。こちらの目的といたしましては、認知症に関する不安に、認知症の方、また家族の方に寄り添い、地域の中でその人らしく暮らしていけるように、認知症の前の段階である物忘れであるとか、認知症に関する相談窓口を開設いたします。こちらの相談・助言を継続的に行うことによって、社会資源へのつなぐ役割も担い、本人、家族の不安解消を図り、認知症になっても安心して生活できるようにするという目的でございます。

現在のところ予定といたしましては、場所は、既に認知症のグループホームを実施していただいている事業者を想定しているところでございます。もともと国の実施要綱で、認知症高齢者グループホームですとか特別養護老人ホームなどの介護サービス事業所における既存の資源を活用という実施要綱に基づいた事業でございますので、そのような形で、1か所の拠点を相談窓口の拠点という形で予定しているところでございます。

次に、検討会議についてのご質問でございます。現在、今年度の認知症の施策の検討会議という部分では、もの忘れ検診後の医師などの有識者による医師会の協力もいただきながら、認知症検診後の検討会議を行ってまいりました。それにプラス、新たに来年度からは、認知症の地域支援検討会議という形で、認知症本人、家族の視点を盛り込むというところでは、今年度1月に施行しました認知症基本法に基づきながら、その実施に基づいていかに区で認知症施策を推進していけるかということとともに、現在区内でご活躍いただいている認知症の地域支援推進員が8名いらっしゃるのですが、この方と共に、認知症の本人、家族の視点、そして、医療職、もしくは介護職の方などのご意見をいただきながら、検討会議を実施していきたいと考えてございます。メンバーですとか中身の実施回数などはこれから検討していく中で、有識者の方のご意見をいただきながら、効果的な実施方法について検討してまいりたい

と考えてございます。

そして、3点目、認知症の機能のチェック、現在行っているもの忘れ検診との違いでございますが、もの忘れ検診に関しては75歳に限定して、なおかつ医師の判断に基づくものでございますが、委員からご提案をいただいております認知機能チェックという形では、今年度、試行的にあたまの元気度チェックという形でシルバーフェスタを開催したところ、非常にご好評をいただきました。お申込みが定員よりも上回る形で、全ての方にはご参加いただけなかったのもので、今度は対象者を50歳以上という形のプレシニアの段階まで拡大し、約1,000人を対象に、こちらは認知症の診断ではなく、認知症に気づいていただける意識づけ、そして、知識を持っていただきたいという備えということで、来年度予定をしているところでございます。

そして、4点目、補聴器の購入の実施の中で、今年度、課題があったかというところでございます。今年度は非課税の方に対象者を限定しておりましたので、その非課税要件を確認するための、申請前の段階の事前の確認書類の提出というところ、2段階、書類の提出をする必要がございました。そういったところで書類が少し煩わしい、分かりにくいという声がございましたので、来年度からは所得制限を撤廃して実施をさせていただく予定ということで、その事前の確認書類がなくなりましたので、所得要件を申請していただく、個人情報取得する許可をいただくための書類を省けたというところでは、書類の簡素化につながっていると考えてございます。

そして、最後に検証の結果でございます。7月から購入をいただいて、今、私どものデータで12月中旬までに助成を受けた57名の方からのご意見をいただいているところでございますが、初めての方と、あと買換えの方の割合は約7対3の割合でございます。そして、効果としましては、家族や友人との会話、そして、通院などの生活面から車、バイクなどの接近による安全面など、日常生活のいろいろな場面での聞こえの環境が改善されたとお声をいただいております。このことから良好な人間関係の形成につながって、交流ですとか社会参加に寄与することが期待できると認識してございますので、また引き続き、補聴器に慣れるまではすごく時間を要したという声をいただいておりますので、効果を実感できていない方もいらっしゃるということで、聞こえに応じた調整は欠かせないということと、あとは助成要件である認定技能者の継続的なサポートが有効であると捉えております。

そして、長期装用のための補聴器の正しい知識の啓発、すぐに効果が実感できないということの意識づけを行うために、来年度も40回、講話と相談会を実施する予定でございます。

○若林委員 認知機能チェックのほうは、大変丁寧な説明、また効果もありがとうございます。経年変化を見ることが大事と、議会の中でも声を上げさせていただきました。要するに軽度認知障害、MCIですか、ここに近づいているのか、横ばいなのか、遠ざかっているのかというのを定期的に、毎年なのか半年に1回なのか、経年で見えていくことが、定期的に見えていくことが重要ですよということも併せてご提言をしているので、そこについての認識、また考えられていることがあれば教えてください。

あと、補聴器については所得制限が撤廃されたということで、これは予算ですので、2,897万円という予算が800名についておりますけれども、800名、予算を超えた場合はどういう扱いになるのか教えてください。

○川原高齢者地域支援課長 2点ご質問をいただきました。

まず1点目、認知機能チェックにおける経年での利用が大事ではないかというお声に対する区の見解でございます。委員ご指摘のとおり、一度チェックを受けただけではなくて、また3か月後や半年後に再度のチェックを受けて、ご自分の脳の健康状態をチェックしていただくということは大切だと捉えて

ございます。そのような形で約1,000人を対象に、どのような実施方法が一番よろしいかというのは、すみません、今後検討して、しっかりと前向きに考えていきたいと考えてございます。

そして、2点目、800人を対象にした予算を超えた場合にはどのような対応をするかというご質問でございます。現在、所得制限がなくなりますので約8万人の1%という形で800人を想定してございますので、万が一少しそれを超えた場合には、再度、財政サイドとも協議を重ねていきたいと考えてございます。

○まつざわ委員長 次に、えのした正人委員。

○えのした委員 よろしくお願ひいたします。私からは、259ページ、ヤングケアラー支援事業、時間があれば231ページ、手話理解促進、東京2025デフリンピック周知啓発、こちらは先ほど松永委員からもご質問がございましたが、違った視点からお伺ひいたします。

令和5年度予算特別委員会でも要望と提案をさせていただきましたが、まずはヤングケアラー支援としてコーディネーターが配置されました。私も何度か直接コーディネーターの宮崎成悟さん、小林鮎奈さんにお話を伺い、お人柄や仕事ぶりに感銘し、関係各所からもとても優秀な人材だとのお声が多く、品川区としても優秀な人材が流出しないように保持していただき、またコーディネーター人材のさらなる確保・増員を要望します。

その後の取組として、品川区が23区で初めて、ヤングケアラーからの相談をLINEで受け付ける窓口、品川区ヤングケアラーサポートラインが開設され、先日の委員会でもほかの委員から登録者数、相談の件数など質問があり、既に登録者が150件以上と反響の大きさがうかがえ、評価しております。登録者の年齢、小・中・高生など割合を把握されているのか、また相談の内容についてもお知らせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 ヤングケアラーサポートラインの相談の実績のお話でございます。まず、登録者の150人につきましては、当事者だけでなく、その支援者と言われる方たちも登録をいただいております。実際に現時点で相談をお受けしている、メッセージのやり取りをさせていただいている方が継続的に30人ぐらいいらっしゃるのですが、30人の方の年齢構成といたしましては、12歳以下の方が7人で、13歳から18歳、11人、19から25歳が4人で、26歳以上が8人と、そういった結構幅広い構成となっております。

相談の内容でございますけれども、例えば親御さんの精神的なケアに関するご相談ですとか、あとはご自身の進路に関するご相談、ご両親が介護をされている方、そういった方からのご相談などを今受け付けさせていただいているところでございます。

○えのした委員 幅広い年代と、相談内容も確認が取れました。まず、人材の確保をよろしくお願ひいたします。

また、主な取組として、しながわケアラーズ喫茶が昨年の年末から始まりましたが、こちらはピアサポートだと思っておりますが、内容や参加者人数、今後の方向性をお知らせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 しながわケアラーズ喫茶ですけれども、こちらは、まずオンライン、ユーチューブでのライブ配信からスタートをいたしまして、その後、大崎ブックカフェを会場として、2月の12日に1回目の対面での開催をさせていただいております。3月20日に2回目の開催の予定をしております。

内容といたしましては、先ほど委員からご紹介いただいた区のコーディネーターを交えて、ヤングケアラーの当事者ですとか支援者の方にお集まりいただきまして、ケアラーズ喫茶という名前を打ってお

りますので、みんなで何か飲物、クリームソーダとかを飲みながら、和やかな雰囲気でお互いの経験などを伝え合うというようなものになっております。3月20日開催のものにつきまして、現在5人の当事者、支援者の方に参加のお申込みをいただいております。今後もより多くの方に参加いただいて、接点を持てるように進めていければと考えております。

○えのした委員 クリームソーダ、何かすごくイメージが和やかな感じがして、こちらはネーミングも喫茶であったり、チラシデザインも拝見させていただきましたが、とても柔らかくて親しみやすい感じがしております。本当にコーディネーターの方も一緒ということで、支援のつながり先が重要だと考えますので、引き続き実施の拡充を要望いたします。

先ほどもヤングケアラー調査を実施されたということで、調査方法や内容、先ほど答弁がなかった範囲でお知らせいただけますでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長 実態調査につきましては、先ほど実施方法についてはお話をさせていただいたとおり、オンラインでの実施とさせていただきます。ケアの有無ですとかお世話の内容、それから、周りの大人にこうしてほしいなどといったところを、選択肢と一部自由記述で回答いただいているところでございます。

アンケートの結果を確認している中で、年齢層によって、例えば周りの大人にしてほしいことを聞いたものについては、全ての年齢において、自分の話を聞いてほしいという回答はやはり上位に来てはいるのですけれども、年齢が上がるにつれて学習面ですとか、あと進路など、将来に関するサポートを望むような回答が多く見られるということで、年齢ですとか環境によって、求められる支援内容が違ってくるところが今確認できているところですので、きちんと、来年度の予算も含めまして、支援策に活用できるように生かしていきたいと考えております。

○えのした委員 今、進路などのお話でしたが、先月2月17日に、品川区後援の品川総合福祉センター主催「ヤングケアラーのためにできること」、フリーアナウンサーで元ヤングケアラーの町亜聖さん特別講演「ヤングケアラーに光を」、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク理事の土屋匠宇三さんによる「ヤングケアラーの実態とその支援」を聴いてまいりました。学習支援を入り口出口としたヤングケアラー支援が重要だとも学び、区内の調査結果からも、子どもたちの負担として先ほど訪問支援をされるというお話でしたが、学習の支援も課題と考えますが、今後の方向性をお知らせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 先ほど家事援助の訪問支援についてお話をさせていただきましたが、そのほか、今、委員がおっしゃられた学習支援ですとか、それから、ご家庭への配食支援、お弁当を届けるですとかそういったもの、それからあと、日本語が苦手な保護者の方の通院などの通訳者派遣ですとかキャリア相談など、そういったものを来年度の予算の中で実施できればと考えているところでございます。

○えのした委員 様々な支援に期待をしております。

ヤングケアラーとどうつながるかも重要だと考えます。令和5年の予算特別委員会で要望させていただいた、学校のタブレットから簡単に相談につながる仕組みですが、先ほどご答弁で課長からもお話がありました。こちらは委員長に許可をいただいて、品川区ニュース、報道各社ご担当者様ということで、広報広聴課が、これはプレスリリースですよ、3月4日にこちらが出ていますが、もう既に3月6日にヤフーニュースでも取り上げてくださっていて、見出しが「ヤングケアラーが貸与タブレットで相談可能に。品川区が支援を拡大」ということで、見るのが可能です。こういったプレスリリース、

メディアを通じた情報発信もよい取組だと考えますので、とてもこちらは評価しております。

昨年の12月に荏原第一地域センターで開催されたケアラー支援研修に参加してきましたが、ヤングケアラーだけでなく若者ケアラー、中年層のケアラーも増えていると感じております。先ほども対象者、LINEの相談者が25歳以上もいらっしゃるということでしたが、相談者の中にどのくらい18歳以上のケアラーが存在しているのでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長 タブレットの関係につきまして、今後も取組を進める中で、積極的にいろいろな取組をPRしていければと考えております。

18歳以上のケアラーにつきましては、現在は、先ほどのオンラインの部分についてはおおむね半々ぐらいの割合ではあるのですが、実際にコーディネーターが対応させていただいている方につきましては、全体で見ると16人の方を対象とさせていただいているうちの数名というところが現状でございます。

○えのした委員 ケアラーへの理解の促進、または支援の推進を強く要望します。

○まつざわ委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。225ページの福祉計画費の中の高齢者福祉施設整備費、それから、253ページの児童センター運営費の中の事業費についてお尋ねします。

先に高齢者福祉施設整備費です。予算編成過程がホームページに出ている、随分前から要望させていただいて、令和2年から公表されて5年になっています。予算編成過程が分かるということで、とてもよいことだと思います。ただ、さらに区長がおっしゃる透明化を進めていくためには、企画課がどこで金額を変えたか、区長がどこで変えたかという、段階の数字も入れていただけるとよろしいかと思いますが、ここは款が違いますので要望にとどめて、それを見ていたところ、この高齢者福祉施設整備費が、要求が28億5,000万円余、ところが予算は20億6,700万円と。それで、7億8,000万円のマイナスということになっています。理由に用地取得見送りとありました。特養ホームの増設という姿勢を評価していますが、それと逆行しているような用地取得の見送りという表現があったのですが、これはどういう状況なのかご説明ください。

○東野福祉計画課長 公表されております予算編成過程一覧におきまして、委員からお話があったように7億8,000万円の差が出ているところでございます。増減理由、用地取得見送りとあります。こちらは、現在取得中の用地でございます。先ほど別の委員からも出ておりましたグループホーム未整備地区におけるグループホーム確保のための用地を、交渉中でございます。こちらですが、確定成立前につきまして、取得費計上分が見送りとなったものでございます。諦めたわけではございません。今後もし引き続き高齢者施設の整備に向け、用地取得に努めてまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 分かりました。高齢者施設の中でもグループホームの取得について動いていると。ただ、取得の現実的な対応の中で、6年度はそこまでの動きではなくて交渉中で、そちらに向けて現在進めていただけているということで、安心しました。よろしくお願いいたします。

では、児童センターのほうですけれども、去年、八潮児童センターで、ボランティアへの謝礼として保管してあった2万2,100円のうち9,900円が紛失したという事故がありました。最初にお聞きしますが、年度末も近いので、この9,900円の穴埋めはどのような財政の処理をするのかお伺いします。

○藤村子ども育成課長 八潮児童センターの現金紛失の件でございます。この件については、9,900円が公金紛失だということは以前、この決算委員会でも別にお知らせしたとおりです

が、こちらの現金紛失につきましては、今後こういった形で対応を取っていくかというのは検討してまいりたいと思っているところです。

○高橋（し）委員 今後検討していくというところですね。検討の結果が分かりましたら、またご報告をお願いします。

ボランティアですけれども、児童センターでは大変多くのボランティアの方が活躍していただいて、児童センターの活動の幅広さに大変貢献していただいて、大変評価しているところです。一方、6年度の歳出予算の見積書によると、全体の総務費が3,091万円、そのうち指導員等謝礼、これはボランティアも入るのでしょうか、1,000万円であります。内訳を見ると、42万円掛ける25館という表現です。1人当たりの単価ですが、文教委員会で課長がおっしゃった話では1,300円。この予算見積書だと1,500円と書いてあるところもあるのですが、ボランティアにもいろいろなお仕事をさせていただける方がいらっしゃると思うのですが、それで単価が違うのかなと思いますが、その点と、それから、評価シートの中でも指標の1つに、これから、ボランティアの令和11年の達成目標は2,900人ということで、大変多くの方にお手伝いいただくということです。令和4年度は720人ということで、1館当たり延べにすると28人。

まず単価のお話と、それから、有償ボランティアという方々への児童センターとしての評価はどのようなものでしょうか。

○藤村子ども育成課長 ボランティアの単価というところですが、今、1,300円とご案内しているのが今年度までの形なのですが、来年度から1,500円という形で、すまいるスクールのボランティアが既に1,500円なのですけれども、そちらに合わせていく形で執行していきたいと考えているところです。あと、有償ボランティアの方、ボランティアの内容ですとか講師の方ですとか、そういった形によって少し単価は変わってきている形になりますので、お支払い金額は様々になってきているかというところでございます。

また、有償ボランティアの評価ですけれども、地域の方が非常にお安い金額で、児童センターで例えば子どもに絵本を読んでいただいたり、そういった活動をしていただいているので、大変ありがたいと思っていますと同時に、こういった活動をしていただく方というのが、やはり地域の方で受け継いでいただかないといけないというところはございますので、そういった活動をさらに広めていくとか、もっと多くの方にやっていただくようにということで、児童センターの事業運営もしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 今、お話があったように、地域の方がお手伝いいただき、若者も含めて、地域の活性化につながっているものと思っています。ただ、その一方で、どのようにして募集して、それから、報酬をお支払いしている以上、採用手続は館長の責任でやっているのか、それとも課長の判断なのか。そして、そのボランティアたちは職員の方々の命令の下に入るのかということがあります。

また、年齢層は今あったようにいろいろあると思いますが、場合によっては、何回も手伝うことになると源泉徴収という話も出てくるかもしれません。今お話ししたように雇用関係や、それから、さらに保険についてなど、どのような形になっているのでしょうか。

それで、結局25館共通のマニュアルがあって、そういうお手伝いで非常に貢献していただいている方々を、雇用するというと大げさになるのでしょうか、お手伝いいただく形でマニュアル等があるのか、そちらも伺います。

○藤村子ども育成課長 まず、募集と採用というところですが、募集という観点で言うと少し

違うかもしれませんが、既存の児童センターで今まで脈々とボランティアを務めていただいている方が、館ごとにこの方にボランティアとして従事していただく、もしくは、人によっては全館担当のボランティアという形で、館をまたいで従事していただくところはございます。そちらに対して、採用という観点ではなくて、1つのお仕事に従事していただくという形の、雇用関係というよりは単発の報酬をお支払いするという形の関係になっております。

その採用は、最終的には課長の判断にはなってくると思うのですけれども、お支払いの段階、事業の実施の段階で、課長が判断する形になっていると解釈しております。

職員の命令の下に動くかということですので、多くの事業は地域の方にやっていただいているところがございますので、そちらの事業の内容によって様々なのかなというところではございます。

また、源泉徴収に関しましては、お支払いの際に、今回の八潮の現金の件がございましたので、今、振込でお支払いする際には源泉徴収していると聞いております。

保険については、現在手元に資料がございませんのでお答えしかねますが、マニュアルについてですけれども、こちらはボランティアの種類は様々ございますので、ボランティアによっては全館統一で運用しているところもございますし、物によっては館ごとの取決めという形でやっているところになっております。

○高橋（し）委員 事務事業評価でもCということで、これから増やすという方向で評価されていますので、ぜひ今回の事件を機に、ボランティア全体の管理システムについて、本庁のほうで考えていただきたいと思います。

○まつざわ委員長 次に、松本ときひろ委員。

○松本委員 よろしくお願ひいたします。私からは235ページ、中等度難聴児発達支援事業、247ページ、補聴器購入費助成事業、261ページ、児童相談所運営費、一時保護所運営費について伺います。

まず、高齢者の補聴器の助成についてでございますけれども、これはいろいろなどころでお話が出ておりますけれども、後の質疑につながってまいりますので、この補聴器助成事業の趣旨等、今回、所得制限をなくすという方向になったところの趣旨、理由についてお願ひいたします。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者を対象とした補聴器購入助成のまず趣旨についてのご説明でございます。目的といたしましては、補聴器の活用を高齢者に促すことによって、難聴を起因とした社会的な孤立ですとか、あとは活動低下によるフレイルの防止、そして、認知症予防の観点からも、在宅生活の延伸、健康寿命の延伸、自立支援の向上を図るところでございます。

あと、もう1点ご質問をいただきました。所得制限を撤廃した理由、来年度の新規の要件の部分でございますが、こちらは、課税要件を撤廃することによって、先ほど申し上げた目的を全ての高齢者の方に享受していただきたいという思いがございます。

○松本委員 この中等度の難聴に関しては、子ども向けにも中等度難聴児発達支援事業がありますが、これも中度の難聴ということで、こちらの制度趣旨、そして今回、予算案では所得制限をこちらもなくすということになっているかと思っております。こちらの趣旨と、所得制限をなくす理由もお願ひいたします。

○松山障害者支援課長 まず、中等度難聴児支援事業の趣旨でございます。身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴のあるお子さんに対しまして、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費用を助成するもので、もって難聴のあるお子さんの健全発達を支援するというのが一番の目的でございます。

所得制限の考え方でございますけれども、こちらは子育て支援の観点からということで、次年度から難聴児の発達支援事業の所得制限を撤廃するものでございます。

○松本委員 今回の予算案によって、これをどういう趣旨でやっていくのかというのはいろいろ考え方があるかと思うのですが、中等度難聴とここで考えていくと、中度の難聴に注目していくと、これからは18歳未満の方たち、そして、65歳以上の方たちについては所得制限がなく、額の違いはありますけれども、助成を受けられるということかと思えます。一方で、18歳以上で64歳までの方たちについては、現状、何か補聴器の助成制度があるのか、お伺いいたします。

○松山障害者支援課長 18歳から64歳までの手帳のない中等度の方への今のところご支援はございません。

○松本委員 そこのことです。そうすると、例えば生活保護を受給されている方であっても、あるいは、学生の方であっても、これはやはり全くないと伺ってよろしいでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 治療材料費ということで支給することが可能です。

○松本委員 今のは生活保護の方ということでよろしいですね。

○豊嶋生活福祉課長 生活保護受給者ということで、今、回答させていただきました。大変失礼しました。

○松本委員 今のところで、大分穴が空いている部分というのがはっきりしたのではないかなと思います。生活保護を受けていらっしゃる方であれば、恐らく全ての方ということになるかと思うのですが、そこまでではないという方については、18歳から64歳までの方というのは、たとえ所得がかなり苦しい状況であっても補聴器の助成を受けられないということかと思えます。そうすると、これ、各制度の趣旨というのは理解できるのですが、やはり公平性という観点からすると、一部の者については所得制限がなく受けられる、同じ中等度の難聴について、一部は所得制限がなく支援を受けられる、でも一部の人は受けられないというのは、公平性の観点からはどう考えたらいいかということをおっしゃるのですが、その点についてご見解があればお願いいたします。

○松山障害者支援課長 補聴器の支給という軸から見まして、18歳から64歳までの支援がないのは不公平ではないかというご質問だと思います。委員のおっしゃられたお考えも理解できます。また一方で、各事業の目的、この事業につきましてはお子さんの健やかな成長で、高齢者につきましては認知症予防という趣旨、目的がございます。また、障害者支援課では、18歳から64歳で難聴の方につきましては、手帳の取得により支給することができます。また、18歳から64歳までの手帳のない難聴のある方に対しては、支援につきましては全国的にまだ少なく、各自治体での事例もございますので、研究してまいります。

○松本委員 これはなかなか難しいことかと思えます。これは、むしろ議員側の私の問題かなと思つて、昨年7月に高齢者の方たちの支援がスタートしたときに、これに気づかなくて、本当に自分自身、不明だったな、駄目だったなと思うのですが、やはり18歳から64歳で中等度の方は、生活保護は先ほど確認できましたけれども、やはり支援がないというのは、特に高齢者の方については認知症というお話もあったのですが、ただ、先ほども効果のところでは社会的な生活というお話があったかと思えます。18歳から64歳の方たちも、中等度というのは、ひどい方だと会議のときの声が聞こえないとか、そういうレベルだと思うのです。そういう方たちが社会生活を行っていく上で支援を受けられないというのは、一方で、高齢者の方たちで所得がある方でも受けられるというところは、やはり公平性の観点から問題があるのではないかと。

政策というのは本当にいろいろな観点でやられているのだと思うのですけれども、予算が幾らでもあればいろいろな方に支援ができると思います。限られた予算でやるというのは難しいと思うのですが、ただ、これは私どもも、例えば教育の無償化、所得制限がないというところで日本維新の会も訴えています、例えばお子さんについてはたとえ親に所得があったとしても、実際に子どもが支援を受けられるかというのは分からない。例えば宗教上の理由で子どもの進学に否定的な、お金を払いたくないという人とか、いまだにジェンダーバイアスで、女の子については進学費を払いたくないとか、そういう理由があるので、我々も所得制限のない教育無償化と言っています。ただ、中等度難聴の問題については、やはり高齢者についても所得制限をなくして、18歳から64歳はなかなか受けられないというのは、ここはやはり今後政策を考えていく上で、例えば助成額を高齢者について上げていくとか、そういうことを考えるよりも前に、できれば公平性の観点から、18歳から64歳についても公平に支援を受けられるようにしていただきたい。

これは、やっている区も少ないけれどもあると思うので、こちらについて最後ご見解をいただければと思います。

○松山障害者支援課長 委員のおっしゃられるご提案についてでございます。本当に限られた予算の中で公費をどういうふうに分けて、区として公平性・中立性の観点を保つかということは、非常に難しいところでございます。中等度難聴のお子さんにつきましては、耳の成長とともに買換えが頻回になりまして非常に負担が大きくなるという、少し特化した理由がございますので、東京都全体としても、全国的にも広がっているものでございます。今後、18歳から64歳までの方をどう考えるかということにつきましては、研究課題とさせていただきます。

○松本委員 もう1問ほかのところ考えていましたが、時間がなくなってしまいました。いずれにせよ、やはりこれは難しい問題だと思いますが、ぜひここは公平性というところ、自分は支援を受けられないのだということがスティグマになってしまいかねませんので、ここはぜひともどうかよろしく願いいたします。

○まつざわ委員長 次に、藤原正則委員。

○藤原委員 今日は民生費でございます。新井副区長、来年度の予算編成、副区長は初めての参加だと思うのですけれども、この民生費において特徴、そして、何に力を入れたか、それと、子育て・高齢者のバランス、この辺を含めて教えていただけますか。

○新井副区長 区長が掲げる不安や不満といった「不」をなくしていくということ、それから、生きづらさをなくし、選択を阻まれることなく、幸せに人々が暮らしていけること、それこそが政治や行政の使命であると所信表明で区長が述べたところでありますが、それを予算に具現化すべく、私は9月から来たわけですが、予算の査定、判断という意味では区長が、それから、施策という意味では、それこそここにいる皆さんが頭を絞って作り上げたところであります。

とりわけ、例えばですけれども決算委員会、私も9月に同席させていただきましたけれども、その中で皆さんからお話があった介護職員の処遇改善に関しては、まさにこれは区長の予算査定の大膽な判断だと思いますけれども、5億円という金額をつけて、必要なところにしっかりと張りをつけて予算措置を取っていくというところ、それから、バランスという話がありましたけれども、基本的にはやはりベーシックなというか、ベースとなる行政施策については等しく享受されるべきだという考え方の下に、子育て支援に関しては、生まれた環境によって差異が生じるべきではないということで、無償化ですとか所得制限の撤廃を進めましたし、あるいは、高齢施策、障害施策に関しては、先ほど補聴器の話

もありましたけれども、インフルエンザ予防接種ですとか、あるいは障害児の補装具とか、そういったところで所得制限の撤廃、あるいは無償化を進めることによって、不安や不満といった「不」をなくしていくというところを進めてきたところです。

結果として、よく「子育て支援ばかり」みたいなことをたまに聞かれることがあるのですが、実際に予算の数字を見ると、令和5年度予算対比で今回の予算案で、子育て予算の伸び率が約5%なのです。高齢・障害予算の伸び率がたしか7%近くだったと思っていて、そういう意味においては、それぞれ必要なものに対して必要な予算をつけたという形になっていると思っていますところでございます。

○藤原委員 区長、私は平成11年に初当選させていただいたのですよ。そのとき品川区は、福祉の品川区と言われたのです。今は、子育てするなら品川区に少し変わってきてしまったではないですか。私は福祉全体が力強い品川区になってもらいたいと心から思っておりますので、その辺、今後ともよろしく願いいたします。

そして、次、245ページの福祉人材確保・定着事業についてお伺いします。高齢者については、まず品川区の人口構成を伺いたいと思うのですが、私がこの構成のグラフをもう一度見ますと、品川区は、25歳以上、5歳刻みのグラフを見ると、国と違って理想的な構成比率になっていると思うのです、きれいなピラミッドを描いていて。この辺については、確認ですが、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 数字をお伝えしますと、国の人口構成ですと、年少人口が11%、生産年齢人口が約60%、老年人口が約29%。品川区の場合は、年少人口が同じで大体11%、生産年齢人口が10%大きく約68%、老年人口は逆に10%低く約20%で、委員ご紹介のとおり25歳から大体64歳ぐらいまでの生産年齢人口が非常に多いというところがございます。

○藤原委員 それを基本にお伺いさせていただきます。区長、しながわふれあいメッセージの発表会に区長自ら行ってくださったと伺ったのですが、ぜひそのときの感想を伺いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○森澤区長 ふれあいメッセージの表彰式で私、表彰を実際にさせていただいたのですが、本当にそれぞれの事業者と、あと、それを出してくださった利用者が、それぞれお言葉をそこで述べられたのですが、私、感極まってしまって、表彰状を渡すときに少し涙ながらにお渡しするというような形になりましたが、本当に事業者が日々頑張ってくださっていて、それが利用者の力になっているということを実感した次第でございます。

○藤原委員 このメッセージ、いいですね。本当にいいと思います。もう読むのをやめようと思ったのですが、この間、公明党の方が、25年政治の世界にいて、私の基本はこういう思いでやっているのですと。自民党の方は、議員になられたとき先輩にこういうふう……。そのときは自民党ではない、自民党の会派にいる方ですね。そんな話をさせていただいたので、私の基本なので、赤と青があるのですけれども、今日は朝雪が降っていました。雪が降っていた。でも自転車で行っていますよ、訪問介護の方は、雪が降る中。

聞いてください。「毎日決まった時間に訪問してくれるヘルパーさん。「カチャッ」とドアが開くとホッとします。雨の日も暑い日も寒い日も本当にありがとう。台風も大雪の日も命がけですよ。それでも来てくれるのは、私がヘルパーさんの手を借りないと生きていけないことを分かっているから。本当に数少ない、ありがたい理解者です。ひとり暮らしの私は、ヘルパーさんと一緒に過ごす時間がとても楽しくて、自分が病気であることを忘れるほど。そしてまた、一人でいる時間を頑張ることが出来るのです。毎日、忘れずに来てくれてありがとうでございます。たくさん素敵なヘルパーさんとの出会い

に感謝するとともに、介護・看護の皆さんが少しでも長く続けられるよう、これからも品川区の明るい福祉に期待します」。訪問介護です。

品川区は施策で、いろいろ介護の方の処遇改善をしてくれている。でも、この訪問介護は基準報酬が下がるのですよね。どういうことですか、国は。上がったのだけれども基本は下がってしまうと。でも、品川区でどうすることということではない。だけど、覚えておいてください。これこそ福祉のウェルビーイングですよ、いろいろな方の。

担当課長、ありがとうございます。本当はこの赤いので終わっていたのですよね。そうですね。終わっていた。でも、青をつくって、これを続けていこう。これは色だけ変わっているのですよね。来年は何色かと楽しみにしておりますので、続けていただきたいことを含め、訪問介護について少し答弁していただけますか。

○菅野高齢者福祉課長 ふれあいメッセージのご紹介、ありがとうございます。赤いほうは令和4年度バージョンで、青いほうが令和5年度バージョンというところで、読んでいただきましてありがとうございます。その中で訪問介護を取り上げていただいたのですけれども、本当に訪問介護の方というのは、もう一対一でサービス利用者と接していて、本当になくってはならないような存在となっているのだなというのを、このふれあいメッセージを読んで私も感じ取っているところです。

訪問介護につきましては、今、処遇改善の介護報酬の改定についてお話ししていただきましたが、確かに令和4年度の介護労働実態調査の結果を見ると、労働者の平均年収というところで、介護職全体が376万円となっているところが、訪問介護が339万円、約340万円弱というところで、ほかの職種に比べてすごく少ない数字となっています。その中で今回たまたま、国が言うには、介護事業経営実態調査の中で訪問介護の収支差率が7.7%の数字ということで、ほかの施設に比べて数字的にはいいということで、このような報酬改定をしたというふうには聞いております。

その分、処遇改善の加算率は、ほかの職種に比べると、ほかのサービス種別に比べると高い数字を示しているのです。介護ヘルパーたちについては、少しでも働きやすい環境を事業者が整えていただいて、加算を含めて、少しでも賃金が上がればいいかなと思っているところです。

○藤原委員 処遇改善をいろいろしてくださって、今回も予算に出てきてありがとうございます。ただ、そこで一つお願いですけれども、介護をなされている方も、職員さんは喜んでいると思いますが、物すごく事務的な複雑さがあるのですよ、正直言って。だから、この事務的な作業が増えることによってというのが一つ私も懸念があるので、ここに関しては、役所といいますか、行政でバックアップしていただきたいと思いますのです。よろしくお願ひします。その辺について答弁をお願いします。

○菅野高齢者福祉課長 この処遇改善加算、今回、今まで3本で、いろいろ、それぞれ国が類似でやってきたものが、一本化するということになりました。国は、事務手続上も事業者が簡素化するためとか、そういうことをうたっているのですが、実際に私も書類を見させていただくと、なかなか難しいところがあります。高齢者福祉課では、一応どういった内容が変わるのかというところを、今、担当者がいろいろと読み砕いておまして、研修をウェブ会議でやらせていただこうかなと思っております。それを1回きりではなくて、アーカイブにしてホームページ等でアップさせていただいて、少しでも多くの事業者が分かりやすく書類等を整えられるように努めていきたいと思ひます。

○藤原委員 職員の方も作業が増えるので大変だと思うのですけれども、ぜひよろしくお願ひいたします。

次が249ページ、高齢者の住宅あっせん事業ですけれども、これは本当に好評ですね。窓口をつ

くっていただいて独立をしているわけですが、予算でも、たしか決算で伺ったときに、事業が300%ぐらい上がっているという形で予算取りしますとお約束してくれて、とても好評な事業なので、続けていただきたいし、大きくしていただきたいという思いがあるのです。この答弁をお願いします。

それと、その横に、高齢福祉課で高齢福祉の相談コーナーみたいなのをつくってくださっていますよね、2席ぐらいあって。あそこもとても好評なのですよ、私が聞くのは。対応してくれる方もすごく好評。ありがたいと言っています。だから、ぜひ新庁舎にいずれ変わらと思うのですが、そこでも、あのコーナーは残していただきたいと思うのですけれども、その辺についてをお伺いします。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者の住宅あっせんの今年度の実績と、また予算の見込みに対するご質問でございます。委員、ご指摘いただいて、ご意見ありがとうございます。高齢者の住宅に困窮する高齢者にとって、賃貸住宅のあっせんは非常に高い伸びを示している状況でございます。助成額で前年比は210%となっております、予算額約500万円弱に対して、現在約250%の助成の額の伸びということを示しております。それに伴いまして、今後もやはり関係各課と協力して、住宅の助成というのは実施する必要があるということを見込みまして、来年度に関しては現在の予算額の約3倍を予定して、助成も実施をして、拡大してまいりたいと考えてございます。

○菅野高齢者福祉課長 高齢者福祉課の総合相談窓口についてです。昨年度までは3階の入り口のフロアのほうに相談窓口があったのですが、やはり戸籍に行かれる方とかお客さんの往来が多いところですので、プライバシーの部分でなかなか難しいというところで、レイアウト変更もしまして、少し奥まった形でつい立てを作らせていただいて、相談しやすいような雰囲気を工夫させてもらっております。今まだ旧庁舎というか、まだ庁舎が新しいところに移っていないので、本当に限られた場所での工夫なのですけれども、そのような感想を聞けて、私もうれしく思います。

○藤原委員 バランスを取って、子育てで1つだけお伺いしたいと思うのですけれども、269ページ、一本橋保育園改築ですけれども、きれいにできましたね。うちから30秒ぐらいのところなのですが、ピンクの外壁というのですか。僕、子どもの頃、児童センターで、50年前ぐらいなのですが、あそこで遊んでいて、何かすごく品川愛といいますか、一本橋愛があるので、ありがとうございます。

それで、あそこが4月1日からオープンで、民間で新しく保育園ができたということで、その特徴とか、どういう形でやっていくかという説明をしていただけますか。

○今井保育教育運営担当課長 一本橋保育園の園舎の改築事業および民営化の内容についてのお問合せにお答えさせていただきます。まず、こちら一本橋保育園につきましては、荏原第四中学校の跡地を使いまして、令和4年度、5年度ということで2か年かけまして改築工事を実施し、新園舎を整備したところでございます。

委員からお話があったとおり、令和6年度4月当初からは民営化ということで、現在、これまで品川区として提供してきた保育の内容、理念といったところが、きちんと民営化後も継承されて、高い質の保育が提供されるよう、引継ぎの保育を実施しているところでございます。今後は、品川区立園として培ってまいりました安定的な高い保育の内容と、民間事業者の持つスピード感ですとかスケールメリットみたいところを生かしていただきまして、公私のよさをお互いに取り入れ合ったより高い質のサービスを提供していただくというところを目指して、現在、調整を進めているところでございます。

○藤原委員 282ページの生活保護費を最後、伺いたいのですけれども、生活福祉という意味で、いつも対面で大変ですよ。どこの職場も大変なのですけれども、福祉系は特にと私は個人的に思っ

おります。今回、非課税の世帯の給付金のお支払いまでその課に来てしまいましたよね、その業務が。でも、できませんと言えないですよ、やれませんか。そういうところの苦労というのはすごくあると思うのです、私は。

課長、この課の前にコロナ感染症関係ですよ。毎回激しいところでやられていると思うのですけれども、その辺について、もう本当の気持ちを今日お伺いさせていただきますか。

○豊嶋生活福祉課長 大変なミッションを任せていただいておりますが、なかなかやはり……。でも頑張ります。

○藤原委員 そうですよ。頑張る。ただ、やはり人間ですから、頑張り過ぎてしまうというのもいろいろ個人差があると思いますが、ただ、どこかの職員を含めて、幹部職員も含めて、やはりそういうところで、「少しきついだけ」と言えるような役所のシステムにしていけないといけないと、私は思っています。今日、例に挙げて申し訳ありません。でも、いつもそういう思いがあったので、こういう形で質問させていただきました。答弁がこの1回で終わってしまつてごめんなさいね、本当に。だけど、またやってみましょう、きちんと。どうもすみません。ありがとうございます。

○まつざわ委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木委員 私からは、513ページからの介護保険、それから、241ページの入院中の紙おむつ代助成事業、それから、介護や障害者の人材不足問題について伺いたいと思います。

質問に入る前に、今、藤原委員からありました訪問介護の介護報酬の引下げの問題ですが、二、三%引き下げるといふことで出されていますが、平均の収支差益が7.8%ということを引き下げの理由にしているのですが、でも、その同じ厚生労働省の調査の中で、訪問介護事業はその調査の中身のデータで、約4割が赤字だということになっているのですよね。それで、この報酬を下げられることで閉鎖や倒産もあるのではないかとと言われていまして、厚生労働大臣宛てに2月1日に全国訪問ヘルパー協議会と日本ホームヘルパー協会の代表が、この改定に対してということ要望書を出しているのですけれども、これは誠に遺憾であり、訪問介護の現場従事者を代表して強く抗議しますということ、抗議文なのですけれども、もともと報酬単価が小さい訪問介護系サービスのみが引き下げられたことは、私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されるものではありませんと、このままでは訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねませんということ、抗議文が出されているのですが、そういう点では、本当に今どこでも大変な状況であるにもかかわらずこういうことをする自公政権の社会保障切捨てが、私は本当にひどいなといつも思っているのですが、これに対しては、介護崩壊につながりかねないというところもあると思いますので、区としてもぜひ介護報酬を引き下げるといふことも声を上げていただきたいということで、まず初めをお願いしておきたいと思います。

それから、少し中身に入らせていただきます。入院中の紙おむつ代の助成事業ですが、これは2015年に実現した制度ですが、このときまで23区で品川区だけが、この制度がなかったのです。でも、私も議会の中でも何回も取り上げて、請願とか陳情なども何回も出されて、最後にやっと制度が品川区でできたのですが、23区で最後にできたにもかかわらず、品川区は非課税世帯ということ、厳しい制限をつけたのですよね。それなので、高齢者の3分の1しかこの制度を受けられないという状況になっています。

そのできた当初も、予算は結構たくさん組んだのですよ。でも、実際使われたのは、その組んだ予算の5%しか使われなかったと、こういう状況だったのです。他区はほとんど所得制限をつけていません。

少なくとも近隣区、太田区も目黒区も港区も世田谷区も渋谷区も、どこも所得制限をつけていないのですね。金額ももっと多いところもあります。

今、新井副部長からもありましたが、所得制限撤廃とか利用料の無料化という予算化が、森澤区長になってからされました。大きくこれが前進したというのは本当に私たちも大いに歓迎をしていますし、大きく評価をしているところです。ぜひ紙おむつ代の助成事業も、大きな額ではないのですよ。予算でも649万円ですから、ぜひこれも所得制限撤廃をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 お尋ねの入院時の紙おむつ代の助成についてです。こちらの事業については、事業の目的として、入院時に一時的に治療費等の負担が増す中で、さらに紙おむつ代の負担が加わることから、低所得者の方の経済的負担軽減対策として実施しているというところが理由となっております。

○鈴木委員 本当に非課税世帯というのは、もうぎりぎりなのです。大体独り暮らしですと155万円、6万円の方はもう課税になってしまうわけですから、ぎりぎり生活している方もこれから外れるということで、今回こういうふうの方針が今までよりもずっと大きく前進しましたので、その考え方で、ぜひとも所得制限の撤廃を強く要望しておきたいと思います。

2つ目に、介護や障害者福祉の現場での深刻な人手不足について伺いたいと思います。これは様々、皆さんからも出されていたことですが、私も本当に深刻な状況だと思っています。現場でも、訪問介護、ヘルパーステーションですとか、ケアマネの居宅介護支援事業所ですとか、特養ホームですとか、障害者の施設ですとか、直接もう本当に大変だということを伺っています。異常な状況ですよ。紹介所を通さなければほとんどもう人材確保ができないという、本当に異常な、ゆがんだ状況になってしまっているわけです。それも大体年収の3割というのが当たり前、聞いたところでは、サービス管理責任者のところは4割で、200万円もかかるという話も聞きました。

そういうところで、もう本当に介護の事業者が大変な状況に追い込まれて、今回、杜松特別養護老人ホームで初めて指定管理者が続けられないと。人材確保ができない、赤字というところで。こういう状況にまで至ってしまっているというところで、大本には先ほども申し上げました、もう社会保障の自然増さえも削減するこの社会保障の削減路線、自公政権にあるわけですが、私はここの転換を一番しないと、もう介護崩壊に向かっていってしまうのではないかなという危惧を、本当に持っています。それなので、もうここは力を合わせて、国に対して要望していくということが本当に一番大事なのではないかなと思っています。そんな中で区としてできることをしていただいて、毎回、月1万円の手当を予算化していただいたということは、本当に大きく評価をしたいと思います。

それと同時に、さらに私は区でできることとして、全ての事業所に対して、本当に人材確保に困難を極めていると思いますので、実態調査をしていただけないかなと思っています。どれほど人材確保が困難な状況にあるのか。人材確保に紹介会社をどれだけ使い、どれだけのお金がかかっているのか。そして、そこから紹介された人も、ずっと継続して勤め続けるというわけではなくて、人によっては1週間で辞めてしまう、3か月で辞めてしまう、半年で辞めてしまう。それで、ある程度勤めると紹介料も戻らないと、そういう状況になっているわけですよ。そういう紹介された人の継続年数、継続期間がどれくらいなのか、それから離職率の実態、そういうところもぜひ調査をしていただけないでしょうかと思います。それでデータをつくっていただいて、そして、それを基に国へ物を言っただけではないかなと思うのです。事業所として本当に困り果てていますので、みんなぎりぎりの中で、もう疲れ果てながら必死に守っていると、そういう状況なのです。ね。

そういう中で、直接聞いていただくと様々なことが、困り事から要望が出てくるのですよね。そういうところで区としてできる支援、例えばケアマネで言えば、5年ごとに更新の手続をしなければならない。そこにもお金がかかる。そのお金も、人によっては自己負担でしている人もいるということなのです。こういうところが支援できないとか、それから、主任ケアマネも5年ごとにまた研修をしなければならないのですが、その研修は、テープが送られてきて、それを見なくてはいけない。見てレポートを出すということなのですが、それが、自分がある時間に見ることができるのではなくて、2週間に1回ずつしか送られてこないとか、そういう問題が様々なところがあるのですよね。ぎりぎりで行っているところに、そういう制度のまた新たな負担を事業者に、また労働者に加えていると、そういう状況がありますので、そういうところも含めて、現場の実態をぜひ聞いていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 介護現場の人材的に確保が厳しい状況、いろいろとお話を伺わせていただきました。区としても、実態調査をしないからといって介護職場の実態が分からないというわけではなくて、日々事業者と意見交換等もさせていただきながら、法人とも聞きながら、少しでもどんな支援ができるかというところで今回考えさせていただいたのが、居住支援手当とか、今までもほかの支援等もさせていただいております。

ちなみに今、ケアマネのお話が委員からもありましたけれども、この介護人材の不足というのは区内だけの問題ではなく、全国的な問題、また都内の問題でもございますので、東京都で今回、ケアマネの法定研修の受講料金の補助金という制度で、4分の3の補助をするという内容のお知らせもございまして、詳しくはまた3月中旬から下旬以降に公表しますという情報も入ってきております。そういった都のやっている事業の動向も見ながら、区としてできることをまた研究していきたいと思っております。

○鈴木委員 私は、本当に私たちが聞いただけでも大変な実態、行くところ行くところそういう感じですから、大変な実態というのはもちろんつかまれていると思うのですが、それをデータにするというところまでぜひしていただいて、そして、根拠のあるものとしてぜひ言っていただきたいという希望です。

それで、障害者福祉も、グループホームでも400社に公募をかけても1社しか応募がないと、そんな状況ではないですか。だから、本当にそういうのが繰り返されているので、このままいくと、私は本当に介護崩壊、それから、障害者福祉の崩壊というところにつながっていきかねないなという危惧を大変しています。区としては、サービスを希望しても受けられない状況には至っていないということで課長は言われていますが、でも実際は、ケアマネが土日のヘルパーの確保ができなくて、断られて断られて、もう電話しまくって、もうプランを組むのが本当に大変だということも聞きました。同性介護ということでやりたいけれどもそういうことも実際問題できないと、そういう状況なので、私は、もう本当にサービスを希望しても受けられない、前のときも倒産のところがこれだけ史上最高にあるよということも申し上げましたが、これからヘルパー事業所もそういうことで倒産に追い込まれていく、そういう状況というのが本当に実際問題起りかねない状況になっていると思うのです。

そういう点でも、ぜひこれは区としても国に、国の方針転換をさせる、自公政権の社会保障の削減路線の転換をさせていく。そして、介護が充実すれば、そこで雇用も生まれる。そして、そこでの賃金が上がれば、消費も増えて、そして、経済を回す力にもなっていくわけですよ。そういうふうな発想の転換をすることが必要だと思うのです。自民党や公明党にも、ぜひそういうところでご検討いただきたいと思っています。

それから、あと、時間がなくなってしまったのですが、最後に地域包括支援センターですけれども、これも、地域包括支援センターが品川区だけ地域に設置されていないところになっていきますので、在宅介護支援センターの職員も本当に一生懸命されていると思います。しかし、在宅介護支援センターの方が、やはり保健師や介護福祉士がいないためにその分まで求められて、本当に労働強化になっているのではないかなと思うのです。改めてこれは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 地域包括支援センターについてのお答えをさせていただきます。品川区における地域包括支援センターは、区直営1か所、高齢者福祉課で置かせていただいて、そして区内20か所のサブセンター、在宅介護支援センターにより構成して、きめ細やかな支援体制を継続して行っております。第9期介護保険事業計画においても、この在宅介護支援システムを採用した仕組みづくりは、継続して行ってまいりたいと思っているところです。

○鈴木委員 そこに保健師と社会福祉士を配置してください。

○まつざわ委員長 次に、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 お願いいたします。245ページ、福祉人材確保・定着事業と品川介護福祉専門学校、あと、273ページの保幼小ジョイント事業、保幼小の連携というところで伺います。

まず、保幼小ですが、まずこの取組について、改めて品川区が先進的に進めてきたというところで認識をしているのですが、この経緯について、また意義について、もう数十年やってきている中で成果、また課題があったら教えてください。

その成果・課題ですが、子どもの視点、保育園側、幼稚園側、また小学校側という子どもの視点があるかなと思います。また、学校の先生や保育園の先生側の視点、小一プロブレムの解消を目指して行っているというところでは、実際そこへの解消の視点ではどういうふうに行われてきたのか、どうなっているのか、またほかに異なる視点があったら教えていただければと思います。

次に、福祉人材ですが、代表質問でもご答弁いただきまして、新たに特養ホーム等の施設の介護職員に係る紹介料補助を行い、運営の安定化を図るということでご答弁いただきました。改めてこの補助について、詳しくご説明をいただければと思います。

○立木保育課長 保幼小のジョイント事業、今、名称がそうになっておりますが、開始当初は保幼小交流事業ということで、平成19年からスタートしております。これの学校側のカリキュラムもそうなのですが、やはり小学校へのスムーズな接続、小学校に入学して不適合を起ささないために、年長児が小学校と交流を持つことで、スムーズな接続を実現することを目的としてやってきたものでございます。

コロナがあった関係で、その期間3年以上、休止していた部分がございまして、コロナ3年目ぐらいから、徐々にできる範囲の中で交流を戻してきたところでございますけれども、小学校入学に向けて子どもに期待を持ってもらって、期待や意欲を持って就学できることを目的としておりますので、子どもの視点からしますと、学校を訪問して、教室の中で実際に模擬授業を受けてみるとか、学校の先生とお話をするとか、そういったことで学校への期待が膨らんでいったということが成果だと思えます。

先生同士、職員同士、学校の教員、それからあとは保育園の保育士、それぞれが交流を持つことによりまして、例えば就学後に何かあった場合でも、スムーズにお互い連携を取り合うことができる、そういった職員側の成果というものもございました。

この事業自体は、やはり小一プロブレムと言われている、小学校に上がったときのいろいろな問題をクリアするための一つの事業としては、非常に有効なものだと考えておりますので、今後も引き続き力

を入れてやっていきたい事業の一つでございます。

○菅野高齢者福祉課長 私からは、介護現場における人材紹介手数料に対する補助金について、お答えいたします。内容としましては、介護福祉士資格を持つ介護職員1人当たりの紹介手数料が平均89万円という調査結果が報道されたこと、そして、区内においても、人材確保のため高い手数料を支払わざるを得ない状況だという声を聞いていたこと、このことから、区では介護職員確保支援のため、特養ホーム等が紹介事業者を活用し介護職員を雇用した場合、紹介料補助として1人当たり50万円を上限に助成するものとなっております。これまでも、平成29年度より看護職員については採用職員1人につき120万円を上限に助成をしておりましたが、この事業スキームに介護職員を新たに加えたものとなっております。

予算の内訳としましては、50万円掛けるまずは10人分というところで、計500万円の予算を計上させていただいております。

○大倉委員 保幼小のほうは、スムーズな接続というところで非常に有効というのは、私もそうだろうと思っていますし、声を聞くと、やはり今まで保育園から急に小学校になったときに、全く分からない子が来るのではなくて、ある程度連携を取りながら、こういった生活をしてきた子どもたちが来るというところでは非常に有効だと思いますし、大切な取組だなというところではありますが、今、大体どのくらい、学校でいうと全校なのか、受入れがどうなっているのか。例えば保育園側で見ると、希望する保育園がしっかりとそういった連携がきちんと取れているのかどうかというところを教えてください。

コロナのところは3年間休止をされていたということで、少し伺おうかなと思っていたのですが、休止をされていたところではどんな影響があったかとか、その3年間の部分について少し教えてください。

福祉人材ですが、50万円で10人分ということで分かりました。スキームについては、以前も看護職員でやられているのと同じようなやり方ということでした。まず、安定的な運営のためというところでしっかり支えていくということは非常に重要だと思いますので、しっかり活用していただけるのはいいかなというところではありますが、これから人材に継続的に従事してもらうという点においては、これがずっと続くというよりも、しっかりと介護福祉専門学校等を品川区か独自で持っている強みを生かして、介護人材をしっかり育成しながら定着させていくということが非常に重要になってくると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

改めて定員確保、様々営業をされて、努力されているところであるものの、代表質問でも少し触れましたが、定員の半数に行く、行かないというところでもありますので、ご答弁の中では、国家試験の受験料等を助成するという新しい支援も進められてきたというところでは、さらにこういった支援をしながら人材確保に努めていっていただきたいと思いますが、改めてこれからの定員の確保に向けた取組を教えてください。

○立木保育課長 ジョイント事業に関しましては、小学校・義務教育学校の前期課程全校で一応実施という形を取っていただいておりますので、そこに対して区立保育園40園、それから、区立幼稚園9園、全部です。それから、私立のほうも実際参加していただいております。私立保育園だと27園、私立の幼稚園は10園ほど、こちらの保幼小ジョイント事業に参加していただいております。

実際にジョイントをやるに当たりましては、双方のスケジュールが合わないとなかなか難しい部分がございます。やはりこれだけ園が増えている中では、なかなかご希望どおりといいますか、なかなかうまく日程が組めなかったりという、少し苦労はある中ではございます。

あと、コロナの中での休止の影響ということですが、やはりいきなり環境が変わるという部分

では、多少戸惑いが見られたというお話は聞いておりますけれども、一応、それでもやはりジョイント校、ジョイントを取っているそれぞれの学校と園の間では、実際に交流ができないとしても連携自体は取っている中で、何かあればお互い連絡を取り合っていたという部分がありましたので、そういった部分では、影響は最小限に抑えられたのかなと感じております。

○菅野高齢者福祉課長 私からは、品川介護福祉専門学校の入学者の確保等について、ご質問にお答えさせていただきます。区内の施設や介護サービス事業所で3年間の勤務実績により貸付金の返済が免除される奨学金制度を創設して、地域で活躍する福祉人材の養成に努めてまいりました。この大事な人材に区でそのままずっと勤め続けてもらおうと思って、今回も居住支援手当等をさらに創設させていただいたり、いろいろと工夫はさせていただいているのですが、やはりそもそもの学生の確保というところは大きな課題となっております。近年、ここ二、三年は、広報の営業職の配置というところの支援をさせていただいております、やはり高校生が高校卒業後入学するパターンが多いですので、高校を200校近く訪問させていただいたり、地道な活動等もさせていただいております。

その中では、やはりこの就学資金制度のことを、ここの学校の売りであるこの貸付金のことを知らなかった学校がやはり多かかりますので、そういったメリットを、強みをさらに周知しつつ、少しでも多くの生徒が取り込めるように、インスタグラムなども活用しながら、様々な方法で努めていきたいと思っております。

○大倉委員 保幼小のほうは、スケジュール等で本当になかなか連携ができないところがあるということではありますが、私も何園か、本当は連携して子どもたちをシームレスに学校につなげたいのだけでも、なかなか学校側の受入れができない状況があるということを知っていますので、保育園側としてどういうふうにしていきたいというのは、まさにこれをしっかりとつなげて、子どもたちの成長を促していきたいということでもいいかどうか、確認をさせてください。

あと、福祉のほうですか、周知しながらと、今も工夫されている中でなかなか成果がというところでは、本当に努力されている中でありますので、しっかりと応援していきたいというところでもあります。

それで、先ほど何うのを忘れたのですが、紹介料の補助のところ、少し前に転職のニュースとかでも出ていたのですが、国のほうでも転職ビジネスのお祝い金というのが問題になったりして、それはそれで問題になったりしたのですが、この事業の継続性というところで、これを使った人たちがどの程度継続していくとかという、その後追いというか、しっかりと継続をしているかどうか、しなかった場合はどうなるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○立木保育課長 こちらの事業はやはり大切な事業だと思いますので、今後も小学校・義務教育学校と連携をしっかりと取りながら、事業としては進めてまいりたいと思っております。

年度当初の校長連絡会等でも保育課からお邪魔しまして、その年の保幼小のジョイントに関してのお願い等もさせていただいていることもございますので、今後もしっかり連携を取りながら、子どもの育ちのために続けていきたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長 こちらの補助金の事業の継続性等についてですけれども、まず、そもそも紹介料がこれだけ取られるということ自体が、皆様から集めた保険料とか、あと税金がそういった会社へ流れてしまうというところを、国でも問題視しているところがございます。そういった意味でも、適正な有料職業紹介所の認定制度等を国が設けているわけですが、そういった中では、区としても、一時的なここに頼らざるを得ないという状況をまずは緊急的に措置するというところで、こちらの補助金制度を試させていただいているところもございますので、今後の様子等を見ながら、また法人や事業

者と意見交換をしながら、継続性については考えていきたいと思いをします。

○大倉委員 保幼小のほうは、これは教育費でもやろうかなと思っているのですが、保育園側としては、しっかりと連携を取りながら、受け入れてもらいながら進めていきたいということが確認できましたので、ありがとうございます。

福祉人材確保のところでは、継続性をしっかり確認をしながら進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○まつざわ委員長 次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 271ページ、保育入園調整事務費、249ページ、高齢者住宅対策事業、時間があれば267ページ、ひとり親家庭自立等支援でADRについて聞いてまいります。

昨年の決算特別委員会で多胎児の子どもの命、ご家庭を守る観点から、保育園入園選考時の調整指数について加点を求めました。その際、既に翌年度の保育園の入園案内が公表されておりましたが、品川区は真摯に受け止めてくださりまして、質疑から5日後の10月10日、利用調整基準を変更し、翌年度から優先利用措置を行う旨、議会に報告をしていただきました。具体的には、多胎児の入園選考における調整指数に2点を加点し、従来からあった兄弟姉妹の加算1点と合わせまして、合計3点の優遇措置が設けられました。併せて、多胎児と同時に入園申請をする兄弟についても加点対象となりました。即日、区のホームページや保育園のご案内の冊子に情報が追加されています。

来年度入園の一次、二次選考で、多胎児利用措置によって加点をして申請された人数、また、双子や三つ子、兄弟などの内訳が分かれば教えてください。また、一番気になるところですが、申請をされた多胎児の皆さんが無事に入園できたのかどうか、お知らせください。

○立木保育課長 令和6年4月の入園選考に当たりまして、多胎児加点があった人数でございますけれども、一次の申込みの際は、99人の多胎児のお子様、兄弟関係のお子様を申込みをされました。二次のほうは速報という形になりますが、24人の方が申込みをされております。

その内訳、例えば双子の方、三つ子の方、兄弟児の方というのは統計的に今取っておりませんので、お答えすることができません。

そのうち内定が出ておりますのが、一次が、99人中84人が内定となっております。不承諾が15人ということになっております。二次に関しましては、24人の申請中10人が内定で14人が不承諾という形になってございます。

○あくつ委員 そのときも申し上げたのですが、保健所によりますと、区内の新生児の2.数%が多胎児家庭ということで、やはり見えてはいなかったけれども、多胎児家庭の支援の必要性があったということを再認識させていただきました。99名ということですね。私の相談者も含めて保育園に内定をいただいた方は、壮絶な子育ての全てが楽になるわけではないですけれども、ほっと安心をして笑顔になられたことだと思います。

その際、もう1点要望しておったのですが、保育園のご案内、これは80ページ近くになって、非常にびっしりと大切な情報が入っているのですが、パソコンやスマホで見たときに、写真データで、知りたい情報が検索できないと。PDFではなくて写真なのです。それについて検索できるようにというお願いをして、これもたしかすぐにやっていただいたと思うのですけれども、これはいつから文字検索ができるようになったのか教えてください。

○立木保育課長 こちらもご要望をいただいた中で、実際、画像から、一から文字起こしをいたしま

して改めて作り直したことで少し時間がかかってしまいまして、ご案内を掲載してから、1月にはもう検索できるような形にさせていただいております。

〇あくつ委員 これも保活の団体からかなり前から上がっていった要望なのですが、対応いただいております。

さっき藤原委員の質問の中でありました、副区長がおっしゃっていましたが、区民の不安や不満の「不」を一つ一つ取り除いていただいて、安心を与え、笑顔、幸せになっていただくと。少なくとも今回のこの数十世帯、内定をいただいている多胎児世帯の皆様は、今回のスピーディーな措置の結果で間違いなく笑顔になって、多子世帯への品川区からのエールをしっかり受け取っていただいて、希望につながっているのではないかと考えております。ウェルビーイングという言葉遊びでちゃかすのではなく、やはり政治と行政が責任を持つ、ウェルビーイングというのはそういうことだと思っていますので、今回は打てば響く、聞く耳があるということで、この電光石火の対応を評価したいと思います。

次に、高齢者住宅対策事業について伺ってまいります。住宅確保要配慮者、特に高齢者の住まいについて伺います。どうしてもこれは居住支援協議会の部分に触れなければいけないのですが、こっちは住宅課所管で款が土木なので、主に高齢者という部分で聞いてまいります。

ここにいる区議会議員の皆さんは、多かれ少なかれ高齢者の区民の皆様から住宅や住まいのご相談を受けることがあります。私どもの会派の議員も、一人一人が常に数件のご相談をお預かりしながら、日々対応しております。私の相談者で比較的多い類型は、70代後半から80代の独身もしくは死別をされた単身の女性、もちろん男性の方もいますが、国民年金を含めて年金はない、あっても非常に少ない。そして、つい最近までパートで何とか頑張ってきたのだけれども、ご病気等、けがとかでいよいよ難しくなってきたと。面倒を見てくれている親族は死別、もしくは疎遠、もしくは近くに住んでいるけれども迷惑をかけたくないと考えていらっしゃると。そして、都営住宅等の公営住宅への入居を希望されている。生活保護を受給されている方も当然いらっしゃる。転居指導も受け続けている方もいると。先週は、90代の女性で大家から立ち退きを言われているという結構むちゃな話も、ご相談に伺いました。

さっき藤原委員からもありましたが、区役所にはもうすごい画期的な窓口ができました。これは後に述べます。

これまで私は、信頼関係を構築してきた不動産屋と、もう各議員、経験とかいろいろな失敗の中で、いろいろお付き合いのある不動産屋があると思うのですが、私も相談者に何度も同行して、ご年齢とか所得とか状況を詳細に伝えた上で物件を探してきました。不動産屋によっては、やはり高齢者のリスクとか大家を説得する手間暇を考えて、物件があっても、「ありません」と言う業者がほとんどです。

さて、ここ数年で実感をしていることがあります。安価な家賃の物件は多くはないのですが、十数年前と比べると、紹介していただける物件が減ってきた感じですが、もしくは住みたいと希望された場所、希望の住み慣れた位置から外れた物件を紹介されることが多くなってきたと。例えば慣れ親しんできた旧東海道とか海側で探しても、目黒寄りをご紹介していただいたり、お風呂がなかったり、足が悪いのに2階とか3階しかなかった。タイミングというものもあるのでありますが、もちろん昔から、「100%希望の物件は見つかりませんよ」ということは、ご相談者の方に私も最初から言うのですが、ただ、その選択肢が随分少なくなってきたな、その願いが叶う確率が減ってきたなというのは少し実感としてあります。

ここで聞きたいのですが、住宅確保要配慮者、特に高齢者の安価な賃貸物件が減っている、もし

くは希望に沿うような物件が減っているという、これは私の実感でしかない。不動産屋にも確認したのですが、入居促進事業の窓口である高齢者地域支援課ではどのように認識をされているか、伺います。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者の入居促進事業、住宅あっせんに対するお問合せでございます。件数や実績は非常に増えているものの、やはり最終的な決断の段階では、何かを諦めないで決まらないであるとか、どうしても立ち退きの期限が迫っているの、そちらのほうを優先して諦めざるを得ない、ご希望に沿えないということもあるというお声は聞いてはございます。こういった住宅課と連携した助成事業が拡大するに伴って、やはり窓口の件数、高齢者のいらっしゃる方の件数も非常に増えておりますので、それに伴って、高齢者の方を対象とでき得る不動産会社、先ほど委員にもご意見をいただきましたとおり、かなりやはり限られているような状況というのは認識してございます。

そのような形で今後あっせんを拡大していく中で、協力いただける不動産会社への理解というところ、あとは物件を提供していただく大家の理解の促進というところが、私どもの課では現在、高齢者への助成という形にはなりますが、関係課と協力して理解の促進というところを深めていきたいと考えてございます。

○あくつ委員 この後聞こうと思ったこともお答えいただいたので、ありがとうございます。不動産事業者にも伺ったのですが、レイズというパソコンをたたきますよね、みんな不動産屋に行くと。あれはみんな同じ情報を見ているのですが、不動産流通情報を見ているのですが、やはり減ってきていると。その理由は、安価な古い、いわゆる生活保護に準じるような家賃のところというのは、何々荘とか何々アパート。やはり大分古くて、その大家がもう今引退、もしくは相続、代替わりの世代に入っていて、お子さんはもうそれを売ってしまうのですよ、売却してしまうのですよ。万が一建て替えたとしてもいいものを造ってしまうので、安価なものでは貸さないと。どんどんそういうものが増えて、そういう物件自体が、やはりこれはもう物理的に減ってきているということはあります。ただ、賃貸物件自体は今余っているのですが、私が言っているような、そういう層の安価な物件というのは減ってきているのは間違いないということでした。

さっき課長のご答弁でもありましたが、やはり高齢者の方に貸すというリスクが大家には非常にあるということ。お亡くなりになった後の残置物、突然死ということもありますし、その処理もありますので、そこについては居住支援の話になるので、あまりここでは立ち入らないですが、先ほど申し上げました、品川区では令和3年11月から住宅確保要配慮者入居促進事業というのが開始されています。直接の所管は土木なのですが窓口が高齢者地域支援課ということで、あっせん者数が令和4年、令和5年、合わせて477人ということで、これもすごい数。さっき、予算に対して何百%というお話がありました。この中で、属性とすれば、住宅確保要配慮者というのは高齢者、独り親世帯、障害者、低所得者ということで幾つかあるのですが、やはり高齢者が結構多く占めています。

この制度の窓口については、私も最近いろいろな方をお連れして、住宅については、ほかのところにおつなぎしたのになぜかここに回されているみたいこともあって、いずれにせよ大変お世話になっています。今までとまるで異なっているのが、相談者への対応が、やはり高齢者と住まい、家だけの問題であることはほとんどないのですね。低所得者であったり、がん患者であったり、精神障害があったり、難病があったり、家族との関係がこじれにこじれていたり、多様な問題を抱えている中で、相談者の数十年分のライフストーリーをしっかりと辛抱強く聞いて、相談者の置かれた状況を的確に把握して、将来を見据えた上で不動産事業者へそれを発信、投げかけをして、あっせんされたもので一番よいものをご

紹介していくという、簡単なようでなかなかできない。

しかし、この令和3年から始まった本制度では、この担当係におつなぎした方、皆さんことごとく寄り添った伴走型の対応を取ってくださって、これはもううれしい、予想外というか、すごくいい対応を取っていただいている、いろいろご紹介してがっかりされてしまうと、本当にもう立ち退き交渉で疲れている方たちががっかり来ってしまうので、こういうのは本当にありがたいなということで、感謝をしているところでございます。

この後、本事業の課題なども聞こうと思ったのですが、先ほどいろいろあったのですけれども、そのほかに、実績もさっき私も申し上げましたけれども、これから私がおつなぎをする、もしくは不動産屋にお連れをするのはやはり高齢者なので、なかなか説明が通じないとか、判断がなかなか難しいとかがあると思うのですけれども、そこら辺についての何か課題等、この事業の課題などもあれば教えてください。

でも、あまり時間ないかな。では続けていってしまいますね。

何で私が住宅確保要配慮というのを土木の款でなくてここでやったかという意図は、やはり今後、冒頭でご紹介したような類型の単身高齢者の住まいのご相談というのは、かなり増えてくるかと思えます。ご相談される皆様はとても不安です。もうみんな一律に眠れないと言っています。私がお会いして、眠れないで待っていましたという方もたくさんいます。これは、やはり品川区として高齢者の住まいについてしっかりとお考えをいただいて、拡大をしている。いや、やっていることは分かっているのですが、拡大をしていくことをやはり大きく決めていただいて、これを制度としてしっかり打ち出していきたい。

さっき藤原委員からもありました。さっきから引用して申し訳ないですが、やはり今、子育て施策がすばらし過ぎて、すばらしいのですよ、本当に。今すごく進んでいて、きらきら輝いているのですよ、太陽のように。そうすると、輝き過ぎて、ほかの制度が、やっているにも関わらず、さっき7%以上、高齢者の取組もやっているっておっしゃっていましたが、やはり見えにくくなるのですよ。多分そういうことだと思うのです。だから、高齢者の住まいについては、同じように輝かせていただきたい。その2つをもってすれば、補完というか、今でもすばらしいけれども、それをやはり品川区のすばらしい制度として、子どもと高齢者ということでもますます光り輝くことができるのではないのかなというところでの、この款での質問でございます。

これからの区政において、高齢者の住まいについては、もう時間がないので宣言だけで終わりますが、居住支援協議会で協議していただく、これはもちろんやっていかなければいけないけれども、やはり包括的な住宅政策、これは居住支援協議会でやっているのですが、やはり高齢者の施策として、パッケージとして、品川区から、品川区でいつまでも幸せに高齢者の皆様にお住まいいただけますよという、区民に安心していただけますよというメッセージとして、あとは戦略的に届けていただきたい。これはどうですかと聞こうと思ったのですが、もう多分答弁の時間がないので、これは一応総括でもうちの会派でやりますので、今日はこれでおしまいいたします。

○まつざわ委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。231ページ、東京2025デフリンピック周知啓発、同じページの手話理解促進、237ページ、心身障害者福祉会館運営費についてお伺いをいたします。

最初に、デフリンピックと手話理解は関連性があるので、一緒に質問をさせていただきます。2025のデフリンピックの周知啓発というのは会派としても要望をさせていただいている中で、

本区では競技はございませんけれども、近隣の大田区ではビーチバレーがふるさとの浜辺公園で開催されると聞いております。デフリンピックが開催に近づいていくにつれて、当然、周知啓発に力を入れていく必要があると考えております。

先日、2月に八潮の明晴学園であった手話&デフリンピックフェスタ、私もお伺いをしてきました。本当に手話の面白さとデフスポーツの楽しさというのを、改めて感じたところでございます。

それで、質問ですけれども、本年度当初予算に比べて来年度予算が、デフリンピックの周知啓発に関する予算が減っていると思うのですけれども、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○松山障害者支援課長 デフリンピックの周知啓発に関する、前年度から4万円ほど減になっているのでしょうか。これは啓発グッズの内容の違いによるものでございます。

○高橋（伸）委員 すみません。その内容というのは、どういうものからどういうふうに変ったか、種類というのですか、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 今年度はボールペンを作ったのですけれども、それで、いろいろデフリンピックのイベントで配らせていただいたのですけれども、来年度は少しまだ精査はしているのですけれども、ほとんど、4万円程度なので、同じぐらいのものを考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。同程度のものということで認識をしておきますので、よろしく願います。

それと、同じページなのですけれども、手話理解促進事業についても、本年度当初予算と比較して半減しているのですけれども、本年度が115万円余、来年度は53万円余なのですけれども、この理由もどうなのか、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 手話理解促進の60万円ほどの予算の減の理由でございます。内容ですけれども、今年度も実施していましたが区職員向けとか区民向け、子ども向け、事業者向けの手話講座があります。また、障害者支援課の窓口で手話通訳者の配置を3日間行っていたのですが、来年度から、3日から5日に増やすという費用がございます。そちらの講座費用と配置の費用につきまして、実はこちらは心身障害者福祉会館の指定管理者が派遣を行っておりましたので、237ページの心身障害者福祉会館運営費の中の地域活動支援センター運営費の中にそのまま同額含まれている。そのために、こちらは60万円余の減という形になっております。

○高橋（伸）委員 分かりました。ありがとうございます。確認をさせていただきました。

これから、聴覚障害のデフリンピックがある。当然、それと手話理解促進もあります。この認知度向上を含めて、款は違うのですけれども、来年度11月ですか、今年の11月ですよね。周知啓発の1年前記念イベントがあると思うのですけれども、障害者支援課としても啓発ブースを考えておられると思うのですが、来年度なので、現時点でどういうふうに行っていくかという何かあれば、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 デフリンピックの周知啓発ということでございますけれども、今年度と同様にスポーツ推進課と連携しながらイベントは行いますが、例えばさらに考えられる工夫といたしましては、ちょうど11月に開催されるので、その前に、9月ぐらいに、例年ですと福祉まつりを行っております。福祉まつりは実行委員会形式で行っているのですが、実行委員会に働きかけを区から行いまして、その中でもデフリンピックのイベントを開催することで、多くの区民に知っていただくことになろうかと考えております。

○高橋（伸）委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思います。要望としてよろしくお願いをいたします。

それと、237ページ、心身障害者福祉会館運営費についてお尋ねをさせていただきます。心身障害者福祉会館の運営に当たって、利用者から指定管理者に多数意見が寄せられていると思います。いろいろな利用者がいるので相当数だと思いますけれども、区はこれをどのように把握して対応しているのか、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 心身障害者福祉会館指定管理者に寄せられた声の把握と対応についてでございます。定期的に毎月1回、心身障害者福祉会館の指定管理者と、障害者支援課と打合せを行っております。例えば高次脳機能障害についても、居場所が欲しいということのご意見があったので、それを受けまして、もう一つのぐるっぼという指定管理者が行っている施設がありますけれども、そちらでの交流会サロンということにつなげたということもございますし、また、あと直近では、失語症の団体から、失語症向けの意思疎通派遣事業を始めてほしいというお声を区がいただきまして、それを即座に指定管理者につなげて、指定管理者のほうでももう少し具体的にお伺いしていただいたという経緯がございます。

○高橋（伸）委員 今、課長からも高次脳機能障害というお話をいただきました。先日、歳入で澤田委員からも高次脳機能障害について質問がありました。そこで、作業療法士が講師となってサポーター養成講座があって、24人が受講されたということでもあります。これに関してまた3月4日ですか、最近、ケーブルテレビでもこれから3回、1回放送されているのかな、4回放送されるというところで、東京都福祉保健局のホームページによると、高次脳機能障害は失語、注意障害、記憶障害などの症状があると思いますけれども、私のこの認識でよろしいのかどうか、失語症があるというのも含めてお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 高次脳機能障害のうちの障害で現れる症状の一つとして、失語症は委員のご認識どおり、ございます。

○高橋（伸）委員 本当にこの高次脳機能障害自体が、当然、これは見えない障害と言われております。それに伴って、失語症というのも高次脳機能障害には含まれていると思うのですが、場合によっては少し勘違いされておられる方もいますので、ぜひその辺の部分は、失語症も高次脳機能障害の中に含まれていると、区のほうでも言ういただけると助かります。

それと、ホームページも確認したのですが、失語症の方向けの意思疎通支援者養成講習会があると思いますので、ぜひこれも周知徹底をよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○松山障害者支援課長 失語症に対する講習会についても、ホームページで掲載をさせていただきます。

○まつざわ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は11日月曜日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時56分閉会

委員長 まつざわ 和 昌